

資 料 編

資料編目次

資 料 編	1
1 防災協力機関・団体関係	1
1-1 防災関係機関連絡先一覧	1
1-2 西桂町防災会議委員名簿	6
1-3 西桂町指定給水装置工事事業者一覧	7
1-4 西桂町下水道排水設備指定工事店一覧	9
1-5 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧	10
2 救援関係	11
2-1 指定避難所等一覧	11
2-2 応急仮設住宅建設候補地一覧	11
2-3 医療機関	12
2-4 医療品等の保管場所一覧表	14
2-5 物資備蓄状況について	14
2-6 備蓄倉庫一覧	15
2-7 応急給水用資機材保有状況一覧	15
2-8 水道施設の概要	15
2-9 通信施設	16
2-10 災害用伝言サービスの利用方法	18
2-11 安心安全メール、@InfoCanal の登録方法	19
3 輸送関連	20
3-1 避難路・緊急輸送道路等	20
4 消 防 関 係	21
4-1 消防力の現況	21
5 応援受入施設関係	22
5-1 飛行場外離着陸場等一覧	22
5-2 ヘリコプター主要発着場一覧	22
5-3 自衛隊宿泊予定施設一覧	22
5-4 消防宿泊予定施設一覧	22
6 山地等災害危険箇所関係	23
6-1 土砂災害警戒区域一覧	23
6-2 急傾斜地災害警戒区域図	24
6-3 土石流警戒区域図	25
6-4 急傾斜地危険区域一覧	26
6-5 土石流危険渓流一覧	27
6-6 山地災害危険地一覧	28
7 地区防災計画関係	29

7-1	倉見区地区防災計画	29
7-2	柿園区地区防災計画	51
8	応援協定等関係	82
8-1	災害時相互応援協定等一覧	82
9	条例等関係	85
9-1	西桂町災害弔慰金の支給等に関する条例	85
9-2	西桂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	89
9-3	西桂町災害時要援護者登録台帳の整備及び保管等に関する要綱	93
9-4	西桂町災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱	95
9-5	西桂町防災会議条例	100
9-6	西桂町災害対策本部条例	102
9-7	西桂町地震災害警戒本部条例	103
9-8	西桂町自主防災組織強化補助金交付要綱	104
9-9	西桂町防災リーダー設置に関する規則	107
9-10	西桂町罹災証明書等交付要綱	108
9-11	西桂町消防団の設置等に関する条例	110
9-12	西桂町消防団の組織等に関する規則	111
9-13	山梨県災害救助法施行細則（別表）	115
10	様式関係	122
10-1	「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式	122
10-2	「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	127
10-3	各種救助に係る様式	131
10-4	自衛隊災害派遣要領依頼書	153
10-5	消防防災航空隊出動要請書	154
10-6	県指定に基づく被害報告様式	155
11	西桂町で想定される東海地震被害	161
第1	調査の前提	161
第2	想定結果	161
第3	想定結果に基づく当町の取り組み	171
12	富士山火山	1
12-1	西桂町富士山火山避難計画	1

1 防災協力機関・団体関係

1－1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 町

機 関 名	所 在 地	電話番号 FAX
西桂町役場	南都留郡西桂町小沼1501-1	0555-25-2121 0555-20-2015
教育委員会	南都留郡西桂町下暮地937-4	0555-25-2941 0555-25-3310
西桂保育所	南都留郡西桂町下暮地916-8	0555-25-3255 0555-25-2080
きずな未来館 (教育委員会・児童館)	南都留郡西桂町下暮地937-4	0555-25-2941 0555-25-3310
西桂小学校	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028 0555-25-2029
西桂中学校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346 0555-25-2066
給食センター	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2762
いきいき健康福祉センター (福祉保健課)	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000 0555-25-3574
西桂町社会福祉協議会	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-3300 0555-25-2061
富士五湖消防本部富士吉田消防署 西桂分遣所	南都留郡西桂町小沼2418-2	0555-25-2119 0555-25-4119
大月警察署 西桂町駐在所	南都留郡西桂町小沼1592-3	0555-25-2006

(2) 県関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号 FAX
山梨県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432 055-223-1429
富士・東部地域	富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43 0554-45-7801 0554-45-7804
	富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5 0555-24-9032 0555-24-9037
	富士・東部林務環境事務所	都留市田原2-13-43 0554-45-7810 0554-45-7807

資料編

機 関 名		所 在 地	電話番号 FAX
	富士・東部農務事務所	都留市田原2-13-43	0554-45-7830 0554-45-7833
	富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7800 0554-22-7818
	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9044 0555-24-9052
富士吉田警察署		富士吉田市旭1-5-1	0555-22-0110
大月警察署		大月市大月町真木197-3	0554-22-0110
大月警察署都留分庁舎		都留市下谷3-2-18	0554-45-0110

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号 FAX
関東財務局 甲府財務事務所	総務課	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 8階	055-253-2261
関東農政局 山梨県拠点	地方参事官室	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 10階	055-254-6016 055-254-6057
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	総務グループ	甲府市宮前町7-7	055-253-1336 055-252-9935
甲府地方気象台	防災担当	甲府市飯田4-7-29	055-222-9101
国土交通省甲府河川国道事務所	河川管理課 道路管理第二課	甲府市緑ヶ丘1-10-1	055-252-5491 055-251-2591
山梨労働局	総務課	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850 055-225-2780
関東運輸局 山梨運輸支局	企画調整担当	笛吹市石和唐柏1000-9	055-261-0880 055-263-1418
国土交通省甲府河川国道事務所 富士吉田国道出張所		富士吉田市上吉田3-2-18	0555-22-4188

(4) 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号 FAX
東日本旅客鉄道(株) 甲府地区センター		甲府市丸の内1-1-8	055-231-2060
N T T 東日本山梨支店	山梨災害対策室	甲府市朝気3-21-15	055-237-0569
(株) N T T ドコモ 山梨支店	ネットワーク部	甲府市丸の内2-31-3	055-236-1321
日本赤十字社山梨県支部	事業推進課	甲府市池田1-6-1	055-251-6711 055-254-0351
日本放送協会甲府放送局	企画編成部	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2148
中日本高速道路(株) 八王子支社	企画統括チーム	東京都八王子市宇津木町231	042-691-1171
日本通運(株) 山梨支店	管理課	甲府市丸の内2-26-1	055-222-4102
東京電力パワーグリッド(株) 山梨 総支社	業務総括グループ	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5111
日本郵便(株) 小沼郵便局		南都留郡西桂町小沼1454-3	0555-25-2930 0555-25-3629
日本銀行 甲府支店		甲府市中央1-11-31	055-227-2411 055-220-1073

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号 FAX
(株) 山梨放送	報道部	甲府市北口2-6-10	055-231-3232
(株) テレビ山梨	報道部	甲府市湯田2-13-1	055-232-1114
(株) エフエム富士	放送本部	甲府市川田町アリア105	055-228-6969 055-228-6669
山梨交通 (株)	総務部	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811 055-228-8760
富士急行 (株)	交通事業部	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7101
富士急山梨バス (株)		富士河口湖町小立4837	0555-72-6877 0555-72-6876
(一社) 山梨県トラック協会	総務部	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561 055-263-2036
(一社) 日本コミュニティーガス協会 関東支部山梨県部会	事務局	甲府市青葉町7-30 山光石油 (株) 石油ガス部内	
(一社) 山梨県エルピーガス協会		甲府市飯田1-4-4	055-228-4171 055-228-4173
(一社) 山梨県医師会	総務課	甲府市丸の内2-32-11	055-226-1611 055-226-1614
山梨県道路公社	道路管理課	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル 1 F	055-226-3835 055-226-3845

(6) 町内機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
西桂町商工会	西桂町小沼1593-1	0555-25-2015
山梨中央銀行 (株) 小沼支店	西桂町小沼1615-1	0555-25-2211
山梨流通 (株) 都留営業所	西桂町小沼194	0555-25-3251
ローソン三ツ峠駅前店	西桂町小沼1968-5	0555-25-3911
ファミリーマート西桂小沼店	西桂町小沼892-1	0555-29-2005
ファミリーマート西桂富士みち店	西桂町小沼2730-1	0555-20-2022
セブンイレブン都留西桂店	西桂町小沼208-4	0555-25-2462

(7) 市町村

市 町 村 名	所 在 地	電話番号 FAX
甲府市	丸の内1-18-1	055-237-1161
富士吉田市	下吉田6-1-1	0555-22-1111 0555-22-0703
都留市	上谷1-1-1	0554-43-1111 0554-43-7992
山梨市	小原西843	0553-22-1111 0553-23-2800
大月市	大月2-6-20	0554-23-8005 0554-23-1216
韮崎市	水神1-3-1	0551-22-1111 0551-22-8479

資料編

市 町 村 名		所 在 地	電話番号 FAX
南アルプス市		小笠原376	055-282-1111 055-282-1112
北杜市		須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111 0551-42-1122
甲斐市		篠原2610	055-276-2111 055-276-7215
笛吹市		石和町市部777	055-262-4111 055-262-4115
上野原市		上野原3832	0554-62-3111 0554-62-5333
甲州市		塩山上於曾1085-1	0553-32-2111 0553-32-1818
中央市		臼井阿原301-1	055-274-1111 055-274-7130
西八代郡	市川三郷町	市川大門1790-3	055-272-1101 055-272-2525
南巨摩郡	早川町	高住758	0556-45-2511 0556-20-5000
	身延町	切石350	0556-42-2111 0556-42-2127
	南部町	福士28505-2	0556-66-2111 0556-66-2190
	富士川町	天神中条1134	0556-22-1111 0556-22-3177
中巨摩郡	昭和町	押越542-2	055-275-2111 0556-275-2109
南都留郡	道志村	6181-1	0554-52-2111 0554-52-2572
	西桂町	小沼1501-1	0555-25-2121 0555-20-2015
	忍野村	忍草1514	0555-84-3111 0555-84-3717
	山中湖村	山中237-1	0555-62-1111 0555-62-3088
	鳴沢村	1575	0555-85-2311 0555-85-2461
	富士河口湖町	船津1700	0555-72-1111 0555-72-0969
北都留郡	小菅村	4698	0428-87-0111 0428-87-0933
	丹波山村	890	0428-88-0211 0428-88-0207

(8) 消防本部

消 防 本 部 名	所 在 地	電話番号 FAX
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1190 055-222-7583
都留市消防本部	都留市上谷2-2-9	0554-43-2341 0554-45-1199
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田6-2-6	0555-22-0119 0555-22-8538
大月市消防本部	大月市大月町花咲1608-19	0554-22-0119 0554-23-0119

消 防 本 部 名	所 在 地	電話番号 FAX
峡北広域行政事務組合 消防本部	韮崎市4-8-36	0551-22-0119 0551-22-8747
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119 055-262-8535
峡南広域行政組合 消防本部	西八代郡市川三郷町下大鳥居27	055-272-1919 055-272-0655
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	0553-32-0119 0553-32-3240
上野原市消防本部	上野原市松留514-8	0554-62-4112 0554-63-4119
南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所1014	055-283-0119 055-283-0237

(9) 自衛隊

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号 FAX
陸上自衛隊第 1 特科隊	第3科	南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135

(1 0) その他公共的団体、公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号 FAX
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610 055-254-8614
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-35-1	055-228-3300 055-228-3300
(株) ミツウロコ山梨支店	中央市山之神流通団地2-8-4	055-273-3215 055-274-2861
富士観光開発 (株) 生活設備部	南都留郡富士河口湖町船津3172	0555-72-2811 0555-72-1357
清燃料瓦斯	富士吉田市下吉田1-13-16	0555-24-1311
吉田瓦斯 (株)	富士吉田市下吉田6-5-1	0555-22-2161 0555-24-0948
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21 (富士北麓総合医療センター内)	0555-24-3747 0555-24-3746
都留医師会	都留市中央2-3-5 (大戸内科医院内)	0554-45-3188 0554-45-5280
富士吉田市環境美化センター	富士吉田市小明見3-11-32	0555-22-0030

1－2 西桂町防災会議委員名簿

令和3年9月1日現在

No.	区 分	条例根拠	職 名
1	会長	第3条第2項	西桂町長
2	委員	第3条第5項1号	陸上自衛隊北富士駐屯地 第1特科隊第3中隊長
3	委員	第3条第5項1号	甲府地方気象台 台長
4	委員	第3条第5項1号	国土交通省甲府河川国道事務所富士吉田出張所 所長
5	委員	第3条第5項1号	富士・東部建設事務所吉田支所 支所長
6	委員	第3条第5項2号	大月警察署 署長
7	委員	第3条第5項3号	西桂町 総務課長
8	委員	第3条第5項3号	西桂町 福祉保健課長
9	委員	第3条第5項3号	西桂町 産業振興課長
10	委員	第3条第5項3号	西桂町 建設水道課長
11	委員	第3条第5項3号	西桂保育所 所長
12	委員	第3条第5項4号	西桂町教育委員会 教育長
13	委員	第3条第5項5号	西桂町消防団 団長
14	委員	第3条第5項6号	N T T東日本山梨支店 支店長
15	委員	第3条第5項6号	東京電力パワーグリッド(株)大月支社 支社長
16	委員	第3条第5項6号	富士急行(株) 交通事業部長
17	委員	第3条第5項7号	富士・東部地域県民センター 所長
18	委員	第3条第5項8号	富士五湖消防本部 消防長
19	委員	第3条第5項9号	倉見区 区長
20	委員	第3条第5項9号	柿園区 区長
21	委員	第3条第5項9号	本町区 区長
22	委員	第3条第5項9号	上町区 区長
23	委員	第3条第5項9号	下暮地区 区長
24	委員	第3条第5項9号	倉見区 防災リーダー
25	委員	第3条第5項9号	柿園区 防災リーダー
26	委員	第3条第5項9号	本町区 防災リーダー
27	委員	第3条第5項9号	上町区 防災リーダー
28	委員	第3条第5項9号	下暮地区 防災リーダー
29	委員	第3条第5項9号	民生委員・児童委員 会長
30	委員	第3条第5項9号	大月交通安全協会西桂支部 支部長
31	委員	第3条第5項9号	西桂町男女共同参画推進委員 委員長
32	委員	第3条第5項9号	赤十字奉仕団 委員長
33	委員	第3条第5項9号	西桂町社会福祉協議会 会長

1－3 西桂町指定給水装置工事事業者一覧

令和3年4月1日現在

指定番号	事業者名	所在地	電話番号
1	(株) 一水工業	富士吉田市下吉田7-25-22	0555-22-0395
2	小林設備	西桂町小沼1014-1	0555-25-2898
4	高野熱設備 (株)	富士吉田市竜ヶ丘3-11-23	0555-24-2323
5	正木興業 (株)	大月市初狩町下初狩3318	0554-23-1291
6	(有) 太田水道工務店	都留市上谷6-11-7	0554-43-8822
7	梶原設備工業	富士河口湖町船津910	0555-72-0172
9	三枝設備 (株)	西桂町下暮地871-3	0555-25-3287
10	(株) サンエイ	富士吉田市松山1606-2	0555-23-9296
11	重森工業 (株)	都留市小野829	0554-43-5846
12	(有) 下河	西桂町下暮地7	0555-25-2327
13	宮下設備工業 (株)	富士吉田市上吉田東5-13-21	0555-22-5084
14	めぐみ設備工業	富士吉田市小明見2-5-27	0555-23-0819
15	(株) ミツウロコ都留店	南都留郡西桂町小沼194	0555-25-3939
18	スマイル設備 (株)	富士吉田市上吉田4590-33	0555-22-7394
19	高尾恒之	西桂町小沼1412-2	0555-25-3058
20	(有) 星野設備工業所	都留市小形山486	0554-43-8581
21	宝栄設備	都留市中津森73	0554-43-3782
22	(有) 太陽設備	富士吉田市上暮地1-21-12	0555-23-7031
23	(有) 丸羽設備工業	都留市田野倉1491	0554-43-8031
25	A C T 分部正春	富士吉田市上暮地3-6-9	0555-23-6517
27	鈴木管工	富士吉田市大明見762	0555-22-5990
28	小俣管工設備 (有)	都留市四日市場863-2	0554-45-7120
29	(有) 富士配管	富士吉田市上吉田3555	0555-23-3555
30	(株) 原田組	西桂町倉見877-55	0555-25-2582
31	(株) 小野田設備	西桂町小沼2175-5	0555-29-2026
32	天野設備	都留市境283-3	0554-45-2429
33	丸佐設備	都留市鹿留878	0554-45-1123
34	(有) 佐藤商店	都留市桂町1173-8	0554-43-4174
35	(有) ナカミチ	西桂町倉見716	0555-25-2248
36	(株) オオモリ設備	忍野村忍草2932	0555-84-2379
37	勝田設備	富士吉田市大明見1713-13	0555-23-0221
38	(有) 原田設備	大月市猿橋町藤崎300-107	0554-22-1783
39	小林配管	都留市十日市場1511-1	0554-45-1317
40	秦設備工業	都留市鹿留1982-1	0554-43-7026
41	もりしま創備	都留市大幡53-3	0554-45-0593
42	(有) 堀内設備	甲州市塩山上於曽1290-3	0553-33-6185

資料編

指定番号	事業者名	所在地	電話番号
4 3	(有) 富士五湖設備	富士吉田市富士見7-7-5	0555-22-5273
4 4	広瀬設備	富士吉田市小明見2-1-5	0555-23-1218
4 5	(株) 美沢屋	大月市大月町真木2221	0554-23-0148
4 6	富士冷熱 (株)	富士吉田市上吉田1166-7	0555-22-1530
4 7	大博管工	富士吉田市下吉田5246	0555-22-4863
4 8	小幡管工 (有)	都留市朝日曾雌1853	0554-48-2760
4 9	中村設備	富士河口湖町河口1597-3	0555-76-8768
5 1	白銀設備	富士吉田市新西原1-8-3	0555-23-0362
5 2	(株) 日設工業	甲府市湯村3-5-21	055-251-4891
5 3	(有) 秋山設備	甲州市塩山藤木2155-10	0553-32-2550
5 4	小笠原設備 (有)	大月市初狩町下初狩370	0554-25-6717
5 5	(株) 中央浄化槽管理センター	大月市猿橋町小沢1590	0554-23-1323
5 6	(株) 山梨管工業	甲府市中小河原1-9-17	055-241-6011
5 7	(有) 鐘山設備	富士吉田市上吉田5982	0555-23-5917
5 8	建築配管シムラ	大月市大月町真木3018-20	0554-22-6524
5 9	宮下官工 (株)	富士吉田市浅間1-12-8	0555-23-3653
6 0	システムK I K I	富士吉田市上吉田4510-18	0555-22-3690
6 1	奥秋織物 (株)	都留市中津森197	0554-43-3343
6 2	(有) 白富設備工業	富士吉田市上吉田3479-7	0555-23-6309
6 3	(株) ワタナベ工業	富士河口湖町船津1546-8	0555-73-1661
6 4	長田産業 (株)	道志村11783	0554-52-2078
6 5	横堀住設工業	富士吉田市新西原2-17-10	0555-23-5852
6 6	(株) 末木設備工業	甲斐市島上条457	055-277-7873
6 7	(株) 熱研メンテナンス	富士河口湖町小立5451-3	0555-83-5211
6 8	中央水道	中央市下河東3005-1	055-274-3654
6 9	相川住設	笛吹市石和町河内154-6	055-263-5230
7 0	彩孝設備	富士吉田市小明見2-17-48	0555-22-5997
7 1	清優工業	南アルプス市飯野2506-4	055-284-5891

1-4 西桂町下水道排水設備指定工事店一覧

令和3年4月1日現在

登録番号	名 称	電 話 番 号	住 所	責任技術者
001	(株) 一水工業	0555-22-0395	富士吉田市下吉田7-25-22	舟久保幸次
002	(有) 太田水道工務店	0554-43-8822	都留市上谷6-11-7	太田修司
003	(株) 小野田設備	0555-29-2026	西桂町小沼2175-5	小野田忍
004	環境管理開発 (株)	0554-43-2471	都留市四日市場23-1	勝俣正弘
005	小林設備	0555-25-2898	西桂町小沼1014-1	小林和也
006	三枝設備 (株)	0555-25-3287	西桂町下暮地871-3	三枝良光
008	(株) サンエイ	0555-23-9296	富士吉田市松山1606-2	勝俣均
009	重森工業 (株)	0554-43-5846	都留市小野829	重森昇
010	(有) 下河	0555-25-2327	西桂町下暮地7	新田重治
012	高野熱設備 (株)	0555-24-2323	富士吉田市竜ヶ丘3-11-23	高野新也
013	(有) 星野設備工業所	0554-43-8581	都留市小形山486	星野真太郎
014	正木興業 (株)	0554-23-1291	大月市初狩町3318	正木大助
015	宮下設備工業 (株)	0555-22-5084	富士吉田市上吉田東5-13-21	宮下弘昭
017	彩孝設備	0555-22-5997	富士吉田市小明見2-17-48	羽田博
018	(株) 原田組	0555-25-2582	西桂町倉見877-55	原田廣実
019	(株) 末木設備工業	055-277-7873	甲斐市島上条457-1	末木啓之
020	小俣管工設備 (有)	0554-45-7120	都留市四日市場863-2	渡邊宝
021	広瀬設備	0555-23-1218	富士吉田市小明見2-1-5	広瀬聡
022	天野設備	0554-45-2429	都留市境283-3	天野利夫
023	白銀設備	0555-23-0362	富士吉田市新西原1-8-3	白須英樹
024	(有) ハヤカワ	055-282-8118	南アルプス市鏡中條3372	早川秀明
027	小幡管工 (有)	0554-48-2760	都留市朝日曽雌1853	小幡秀一
029	奥秋織物 (株)	0554-43-3343	都留市中津森197	奥秋洋
032	小笠原設備 (有)	0554-25-6717	大月市初狩町下初狩370	小笠原一徳
033	(株) 山梨管工業	055-241-6011	甲府市中下河原1-9-17	渡辺博喜
034	(株) 中央浄化槽管理センター	0554-23-1323	大月市猿橋町小沢1590	杉本孝行
035	(有) 鐘山設備	0555-23-5917	富士吉田市上吉田5982	宮下三四二
038	宝栄設備	0554-43-3782	都留市中津森73	日向一成
039	(株) 熱研メンテナンス	0555-83-5211	富士河口湖町小立5451-3	三浦吉克
043	(株) 美沢屋	0554-23-0148	大月市大月町真木2221	小林大樹
044	めぐみ設備工業	0555-23-0819	富士吉田市小明見2-5-27	羽田洋二

1－5 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧

【一般廃棄物収集運搬業】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	(有) ウメケン産業	西桂町小沼2946	0555-25-4303	
2	環境管理開発 (株)	都留市四日市場23-1	0554-43-2471	
3	クロダ (株)	富士吉田市大明見1-58-1	0555-22-2586	

(順不同)

【東電施設排出の廃棄物限定】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	(株) 志村工務所	都留市桂町943	0554-45-2038	

(順不同)

【浄化槽清掃業許可業者】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	環境管理開発 (株)	都留市四日市場23-1	0554-43-2471	

(順不同)

【道路清掃の廃棄物限定】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	建協クリーンロード (株)	甲府市丸の内1-14-19	055-241-1462	
2	道路技術サービス株式会社 甲府営業所	甲府市伊勢4-26-8サンハイツ201	055-242-7303	

(順不同)

2 救援関係

2-1 指定避難所等一覧

避難場所	避難対象	施設 種類	避難地 避難所 区分	炊出 能力	電話番号	管理者 責任者	収容人数	
							面積 (㎡)	避難所1人/6㎡ 避難地1人/10㎡
西桂小学校 小沼1874	倉見地区 上町地区 本町地区	校舎	所	あり	0555 (25) 2028	教育 委員会	3,810	635
		体育館	所	なし			1,357	226
		グラウンド	地	なし			8,204	820
西桂中学校 下暮地884-1	上町地区 (あげ組) 柿園地区 下暮地地区	校舎	所	あり	0555 (25) 2346	教育 委員会	2,635	439
		体育館	所	なし			1,188	198
		グラウンド	地	なし			9,625	963
西桂保育所 下暮地916-8	全域	館内	所	あり	0555 (25) 3255	町長	531	89
きずな未来館 下暮地937-4	全域	館内	所	なし	0555 (25) 2941	町長	314	52
いきいき健康 福祉センター 下暮地915-7	要配慮者	館内	所	あり	0555 (25) 4000	町長	297	50

2-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

候補地	所在地	敷地面 ㎡	建設戸数
西桂町民グラウンド 第二駐車場	西桂町倉見488-8	2,571	16

	候補地箇所数	仮設住宅戸数A	備考	
			東海地震住居制約世帯数B	割合A/B (%)
西桂町	1	16	51	31%

2-3 医療機関

(1) 町内及び近接医療機関一覧

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
しまだ医院	内、小、消	西桂町小沼1710	0555-25-2388	-
山角病院富士吉田診療所	内、精、皮	西桂町下暮地184-1	0555-25-3661	-
シマダ歯科医院	歯	西桂町小沼1712-2	0555-25-3418	-
渡辺歯科医院	歯	西桂町小沼1507	0555-25-3663	-
ことぶき診療所	内、小、小外、外	富士吉田市上暮地5-8-16	0555-22-9011	
東桂メディカルクリニック	内、消、小、皮、泌	都留市十日市場958-1	0554-20-8010	
フナクボ歯科医院	歯	都留市桂町1215-5	0554-45-7411	

(2) 災害拠点病院等

【基幹災害拠点病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
山梨県立中央病院	内、ア、リ、精、神内、小、外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011

【基幹災害支援病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
山梨赤十字病院	内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血、消内、腎内、歯口	富士河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222	0555-73-1385
山梨大学医学部附属病院	内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・睡、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放診、放治、病診、救、歯口	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108

【富士・東部地域の災害拠点病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
富士吉田市立病院	内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ、歯口	富士吉田市上吉田7-11-1	(0555) 22-4111	(0555) 22-6995
大月市立中央病院	内、小、外、整、脳、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、放、歯口	大月市大月町花咲1225	(0554) 22-1251	(0554) 22-3765
都留市立病院	内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、眼、耳、リハ、消外	都留市つる5-1-55	(0554) 45-1811	(0554) 45-2467

【富士・東部地域の災害支援病院・民間病院等（災害拠点病院の補完）】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
上野原市立病院	内、循内、小、外、肛外、整、脳、リハ、放、皮、泌、眼、耳、麻、神内、婦	上野原市上野原3504-3	(0554) 62-5121	(0554) 63-2469
回生堂病院	心内、精、神、放	都留市四日市場270	(0554) 43-2291	(0554) 43-5595
三生会病院	心内、精、	上野原市上野原1185	(0554) 62-3355	(0554) 63-3676
ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	整、脳、リハ、外、内	都留市四日市場字瀬188	(0554) 45-8861	(0554) 45-8876

【第二種感染症指定医療機関一覧表】

二次医療圏名	医療機関名	所在地	病棟数
中北	市立甲府病院	甲府市増坪366	6
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	4
峡東	(公財) 山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合860	4
	峡南医療センター企業団 富士川病院	富士川町鯉沢340-1	4
富士・東部	国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田7-11-1	4
	大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	4

※診療科目

内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、呼内：呼吸内科、呼外：呼吸器外科、消：消化器科、消内：消化器内科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、循内：循環器内科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、小：小児科、小外：小児外科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血液・腫瘍内科、形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、心血：心臓血管外科、腎内：腎臓内科、透内：人工透析内科、肝外：肝臓外科、肝・消内：肝臓・消化器内科、乳外：乳腺外科、乳泌外：乳腺・内分泌外科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、糖内：糖尿病・内科、糖泌内：糖尿病：内分泌内科、内泌代：内分泌・代謝内科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科、救：救急科、歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科、麻：麻酔科、頭・耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科、内視外：内視鏡外科、緩ケ内：緩和ケア内科

2-4 医療品等の保管場所一覧表

(1) 救急医薬品等保管場所

地区医師会	配置場所
甲府市医師会	甲府市太田町9-1 中北保健所
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4 中巨摩医師会事務局
北巨摩医師会	韮崎市本町4-2-4 中北保健所峡北支所
東山梨医師会	山梨市下井尻126-1 峡東保健所
笛吹市医師会	
西八代郡医師会	西八代郡市川三郷町市川大門1235 溝部医院
南巨摩郡医師会	南巨摩郡鰍沢町1806 峡南病院
	南巨摩郡身延町梅平2483 身延山病院
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21 富士北麓総合医療センター
都留医師会	都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留3F
北都留医師会	大月市大月町花咲10 大月市総合福祉センター

(2) ガスエソウマ抗毒素保管場所

名称	所在地
(株)メディセオ山梨	中央市山之神流通団地北2
東邦薬品(株)山梨営業部	甲府市徳行4-13-30
(公社) 富士五湖薬剤師会救急調剤薬局	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21

(3) 医薬品等の調達先関係団体

名称	所在地	電話番号
(一社) 山梨県薬剤師会	甲府市富士見1-2-4	
山梨県医薬品卸協同組合	中央市流通団地3-7-3 (株)スズケン甲府営業部内)	
山梨県医療機器販売業協会	中央市乙黒107-6 (豊前医化(株)内)	
日本産業医療ガス協会山梨県支部	南アルプス市下今諏訪423 (日東物産(株)内)	
関東甲信越臨床検査薬卸連合会	群馬県高崎市大八木町801 (高信化学(株)内)	

2-5 物資備蓄状況について

- (1) 「西桂町防災倉庫」にアルファ化米、乾パン、飲料水等が備蓄されている。「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の当町の避難所生活者数等を参考にし、また当町の人口の変化等を勘案して、「西桂町防災備蓄計画」に基づき、計画的に備蓄を図っていく。
- (2) 備蓄にあたっては、避難者等にスムーズな供給ができるよう、また保管及び管理の徹底を図るため、原則、西桂町防災倉庫への集中管理とする。

２－６ 備蓄倉庫一覧

名 称	所在地	備 蓄 品
防災倉庫	西桂町小沼2368-1	保存食、調理用器具、給水器具、救助用資機材、衛生用品、非常用トイレ、仮設資材、搬送移動器具、情報伝達器具、照明器具、発電器具
中学校体育館前防災倉庫	西桂町下暮地884-1中学校体育館前	仮設資材
中学校体育館防災倉庫	西桂町下暮地884-1中学校体育館下	仮設資材、発電器具
小学校体育館防災倉庫	西桂町小沼2095-1小学校体育館	非常用トイレ、仮設資材、発電器具
上町公民館防災倉庫	西桂町小沼2292-2	仮設資材

※仮設資材

毛布、エアーマット、簡易ベッド、パーテーション、簡易テント

２－７ 応急給水用資機材保有状況一覧

種 別	給 水 タ ン ク	ろ 水 機	ペットボトル
能 力	1.0m ³	2.0m ³ /h	—
保 有 数	1 台	1 台	1,170リットル
保 管 担 当 課	総 務 課		

２－８ 水道施設の概要

令和３年４月１日現在

施 設 名 称	所 在 地	計画 給水人口	備 考
小 沼 水 源 地	西桂町小沼3392-1	4,980人	小沼水源池浅井戸第１水源864m ³ /日 予備水源（停止中）
小 沼 水 源 地	西桂町小沼3392-1		小沼水源池浅井戸第２水源2,300 m ³ /日 取水可能量660m ³ /日
新 高 区 水 源 地	富士吉田市上暮地4619-3		新高区水源地深井戸第１水源2,134 m ³ /日 取水可能量1,500 m ³ /日
新 高 区 水 源 地	富士吉田市上暮地4616		新高区水源地深井戸第２水源2,315 m ³ /日 取水可能量 1,500m ³ /日
新 高 区 配 水 池	富士吉田市上暮地4618		配水池２池 有効容量 2,040トン
低 区 調 圧 槽	富士吉田市上暮地4829		調圧槽 有効容量 330トン
泉ヶ丘ポンプ場	西桂町下暮地2000		ポンプ場 有効容量 12トン

2-9 通信施設

(1) 町通信施設設置場所一覧

① 屋外拡声子局

管理No.	箇所名	所在地
1	浅間神社	西桂町小沼2886先
2	西桂小学校	西桂町小沼1874
3	倉見公民館	西桂町倉見124-1
4	柿園1	西桂町小沼1109-1
5	柿園2	西桂町小沼909-3先
6	柿園3	西桂町小沼106-1
7	西桂中学校	西桂町下暮地884-1
8	下暮地公民館	西桂町下暮地685-1
9	入田	西桂町下暮地550先
10	西桂町役場	西桂町小沼1501-1

② 防災行政無線移動局

形式	呼出名称	設置場所	形式	呼出名称	設置場所
携帯	にしかつら101	西桂町役場	携帯	にしかつら109	西桂町役場
携帯	にしかつら102	西桂町役場	携帯	にしかつら110	西桂町役場
携帯	にしかつら103	西桂町役場	携帯	にしかつら111	西桂町役場
携帯	にしかつら104	西桂町役場	携帯	にしかつら112	西桂町役場
携帯	にしかつら105	西桂町役場	携帯	にしかつら113	西桂町役場
携帯	にしかつら106	西桂町役場	携帯	にしかつら114	きずな未来館
携帯	にしかつら107	西桂町役場	携帯	にしかつら115	いきいき健康福祉センター
携帯	にしかつら108	西桂町役場	基地局	ぼうさいにしかつら	西桂町役場

(2) 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	通信範囲
山梨038	富士五湖消防本部	0555-22-0119	県内
山梨029	西桂町役場	0555-25-2121	県内

(3) 消防無線

富士五湖消防

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防富士五湖	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	0	富士五湖消防管内
富士五湖消防鳴沢	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	0	富士五湖消防管内

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
富士五湖可搬 1 他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	3	富士五湖消防管内
富士五湖 1 0 1 他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	43	富士五湖消防管内
富士五湖指揮 1 他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	4	富士五湖消防管内
富士五湖化学 1 他	富士吉田消防署	0555-22-0119	8	富士五湖消防管内
富士五湖水槽 2 他	富士吉田消防署 東部出張所	0555-62-0119	2	富士五湖消防管内
富士五湖水槽 3 他	富士吉田消防署 西桂分遣所	0555-25-2119	2	富士五湖消防管内
富士五湖ポンプ 4 他	河口湖消防署	0555-72-0119	5	富士五湖消防管内
富士五湖水槽 5 他	河口湖消防署 西部出張所	0555-87-2119	2	富士五湖消防管内
富士五湖救急 6	河口湖消防署 上九一色分遣所	0555-87-2119	1	富士五湖消防管内

2-10 災害用伝言サービスの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間の連絡等をスムーズに行うための「災害用伝言用伝言サービス」が通信各社により提供される。

災害用伝言ダイヤル (171)	
概 要	被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができる。
操作手順	1. 171 をダイヤル 2. ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤル（暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできる。） 3. ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル 4. 伝言を録音・再生することができる 【利用できる電話】 災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話（050 の電話番号から始まる IP 電話は除く）から利用可能。 ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は 03 等の市外局番で始まる電話番号のみが対象。 つまり、携帯電話（090、080）・PHS（070）からは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできるが、携帯電話・PHS の電話番号宛に伝言を録音することはできない。
災害用伝言板	
概 要	携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。
操作手順	【伝言の登録】 1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセス（災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示。） 2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択（登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能。） 3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能。） 4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了 【伝言の確認方法】 1. 災害用伝言板にアクセス（伝言の確認は PC 等からも行うことができる。） ・NTT ドコモ http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi ・KDDI (au) http://dengon.ezweb.ne.jp/ ・ソフトバンクモバイル http://dengon.softbank.ne.jp/ ・ワイモバイル http://dengon.ymobile.jp/info/ 2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択。（確認は全国からのアクセスが可能。） 3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押す 4. 伝言一覧が表示され、詳細を確認したい伝言を選択
災害用伝言板 (web171)	
概 要	パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS 番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができる。
操作手順	1. https://www.web171.jp/へアクセス 2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力 3. 伝言を登録・確認することができる。（事前に設定することで閲覧者の限定が可能。）
災害用音声お届けサービス	

概 要	専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信することができるサービス。 NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイルの各社でサービス提供。 平成 25 年 4 月 1 日より災害用音声お届けサービスを提供している通信事業者間で音声メッセージの送付が可能。
操作手順	【スマートフォンの場合】 ・以下のアプリケーションを各社のアプリマーケットや Google Play、Apple Store からダウンロード (NTT ドコモ:「災害用キット」、KDDI (au):「au 災害対策」、ソフトバンクモバイル:「災害用伝言板」、ワイモバイル:「災害用伝言板」) 【フィーチャーフォンの場合の操作手順】 ・音声ファイルを受信した際は SMS で通知が来る。なお、一部機種を除き、メッセージの送信を行うことは不可。

2-1-1 安心安全メール、@InfoCanalの登録方法

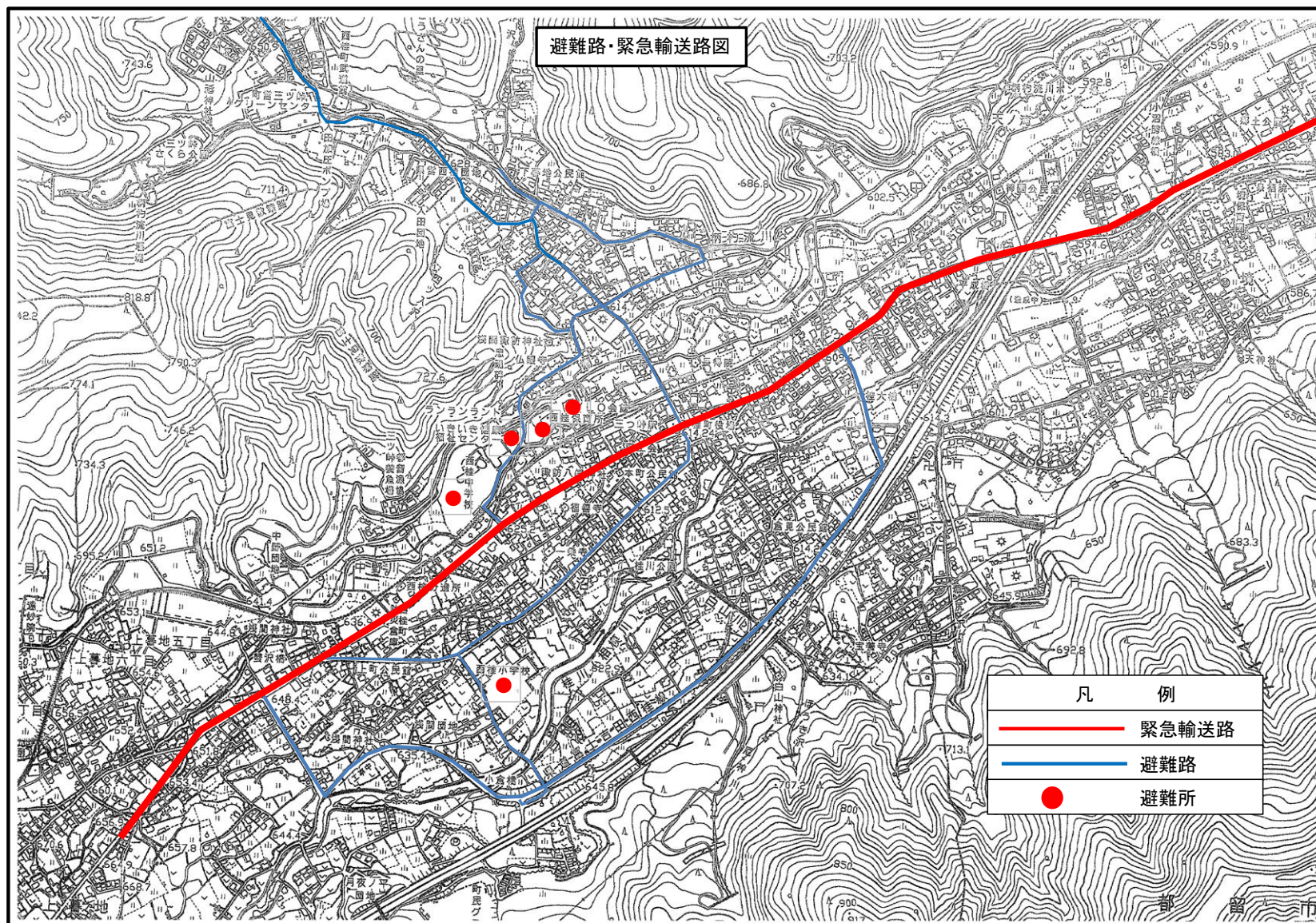
町からの防災情報は屋外拡声子局から放送される。町では、メール機能を用いた「安心安全メール」やアプリ「@InfoCanal」で文字での情報伝達を行っている。

安心安全メール	
概 要	防災放送の内容を知らせるメールマガジンサービス。利用者はメールとして情報を取得することができるので、確実に情報を取得することができる。
登録手順	1. https://y-kurashinet-mlmag.com/ へアクセス 2. 「西桂町」の中の「メール配信申込み」を選択 3. 登録するメールアドレスを入力し「登録」を選択 4. 仮登録完了のメールを受信し、メール本文の URL へアクセス 5. 「登録」を選択 6. 本登録完了のメールを受信

@InfoCanal	
概 要	携帯電話網や Wi-Fi などの IP 通信網を利用した情報配信サービス。利用者はスマートフォンやタブレットで情報を取得することができる。 また、情報を配信するだけでなく、アンケートや安否確認（アンサーバック）機能なども備えており、多岐な情報連携が可能である。
登録手順	1. 以下のアプリケーションを各社のアプリマーケットや Google Play、Apple Store からダウンロード (@InfoCanal (アットインフォカナル)) 2. 「設定」から「購読設定」を選択 3. 「西桂町」を選択 4. 00_西桂町全域を選択 5. 「設定」を選択

3 輸送関連

3-1 避難路・緊急輸送道路等



4 消 防 関 係

4－1 消防力の現況

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数				消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	指令車	小型動力ポンプ	消火栓（公設）	防火水槽		
				B－1級以上	B－1級以上		積載車ポンプ付		100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
1	7	114	114	1	0	1	5	138	2	53	0

5 応援受入施設関係

5-1 飛行場外離着陸場等一覧

令和3年4月1日現在

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
緊急離着陸場	西桂町民グラウンド	南都留郡西桂町倉見1288	0555-25-3503

5-2 ヘリコプター主要発着場一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	施設管理者 又は占有者	施 設 模 式			広 さ (幅×長さ)	消防署から の 所 要 間 時 間 (分)
				大 型	中 型	小 型		
西桂中学校 グラウンド	南都留郡西桂町下暮地 884-1	0555-25-2346	学 校 長	○			140×60	6

5-3 自衛隊宿泊予定施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	宿泊可能人員
西桂小学校体育館	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	350
西桂中学校体育館	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	100
西桂町民グラウンド	南都留郡西桂町倉見1288	0555-25-3503	500

5-4 消防宿泊予定施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	宿泊可能人員
三ツ峠グリーンセンター	南都留郡西桂町下暮地1900	0555-25-3000	540
すこやか交流館アーク	南都留郡西桂町下暮地2673	0555-25-3000	180

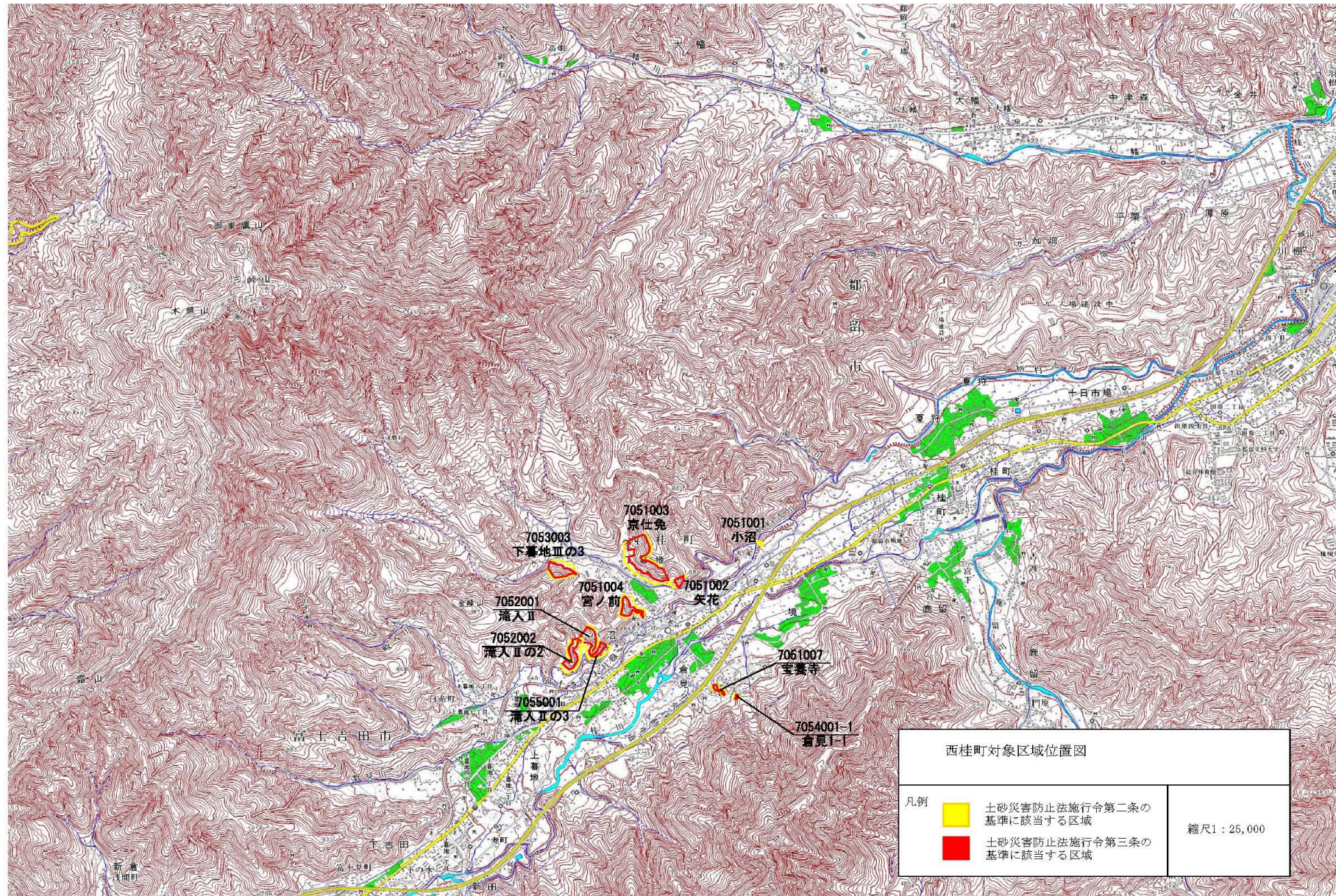
6 山地等災害危険箇所関係

6-1 土砂災害警戒区域一覧

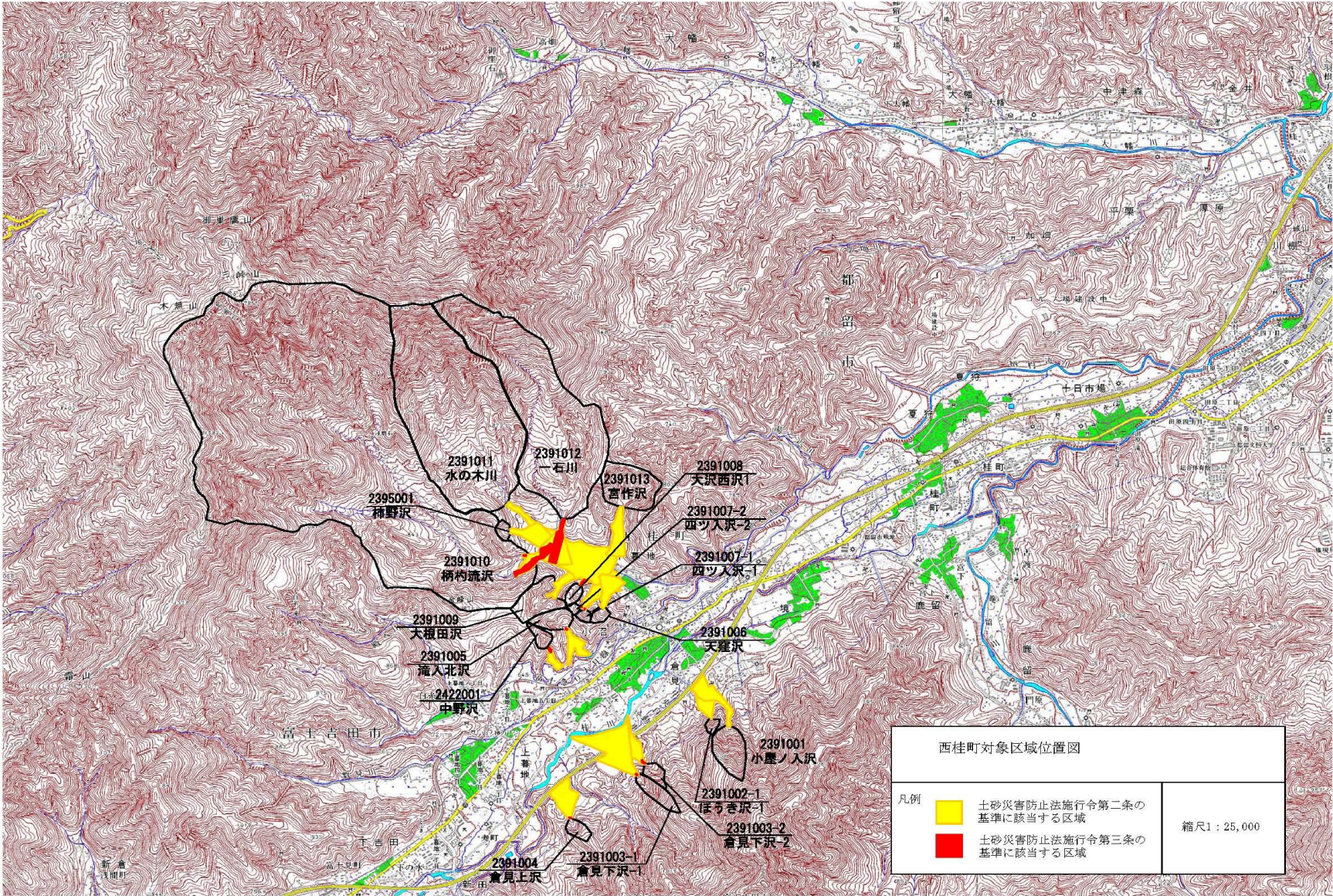
令和3年4月1日現在

自然現象の種類	区域の表示		特別警戒区域を含む区域	概ねの位置
	区 域 番 号	区域名		
急傾斜地の崩壊	7051007	宝養寺	○	倉見
	7054001-1	倉見1-1	○	倉見
	7051001	小沼		小沼
	7051002	矢花	○	下暮地
	705200	滝入Ⅱ	○	下暮地
	7052002	滝入Ⅱの2	○	下暮地
	7053003	下暮地Ⅲの3	○	下暮地
	7051004	宮ノ前	○	下暮地
	7051003	京仕免	○	下暮地
	7055001	滝入Ⅱの3	○	下暮地
小 計		10	9	
土石流	2391001	小屋ノ入沢		倉見
	2391002-1	ほうき沢-1		倉見
	2391003-1	倉見下沢-1	○	倉見
	2391003-2	倉見下沢-2	○	倉見
	2391004	倉見上沢	○	倉見
	2391005	滝入北沢	○	下暮地
	2391006	天窪沢		下暮地
	2391007-1	四ツ入沢-1	○	下暮地
	2391007-2	四ツ入沢-2	○	下暮地
	2391008	大沢西沢1	○	下暮地
	2391009	大根田沢	○	下暮地
	2391010	柄杓流沢	○	下暮地
	2391011	水の木川		下暮地
	2391012	一石川	○	下暮地
	2391013	宮作沢		下暮地
	2422001	中野沢	○	下暮地
	2395001	柿野沢		下暮地
小 計		17	11	
合 計		27	20	

6-2 急傾斜地災害警戒区域図



6-3 土石流警戒区域図



6－4 急傾斜地危険区域一覧

（1）急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和3年4月1日現在

箇所数	面積	指定区域名
3	4.05 ha	矢花・宮ノ前・洞山

（2）急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

令和3年4月1日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
矢花	下暮地	京仕免 他	昭和59年6月18日	289	1.90	10
矢花	下暮地	京仕免 他	昭和61年7月24日	369	1.80	13
宮ノ前	下暮地	四ツ入	昭和59年6月18日	290	0.24	5
洞山	倉見	洞山 他	平成 9年3月31日	136	0.11	7
計	4箇所				4.05	35

（3）急傾斜地崩壊危険箇所一覧

令和3年4月1日現在

危険箇所名	大字	小字	人家戸数 (戸)	指定区域名
小沼	小沼		1	—
矢花	下暮地	矢花	7	矢花
京仕免	下暮地	京仕免	7	矢花
宮ノ前	下暮地	宮ノ前	11	—
月夜ノ平	倉見	月夜ノ平	10	—
倉見	倉見		8	—
宝養寺	倉見	宝養寺	5	—
倉見	倉見	天久保	6	洞山
計	8箇所		55	

6－5 土石流危険渓流一覧

令和3年4月1日現在

河川名	渓流名	字	人家戸数	公共施設数
桂 川	こやのねり沢	倉 見	14	1
〃	神野沢	〃	9	
〃	倉見下沢	〃	30	
〃	倉見上沢	〃	0	1
柄 杓 流 川	滝入北沢	下 暮 地	5	2
〃	天窪沢	〃	21	1
〃	四ツ入沢	〃	18	1
〃	大沢西沢 1	〃	12	2
〃	大沢西沢 2	〃	43	2
〃	柄杓流沢	〃	25	2
〃	水の木川	〃	39	3
〃	石川	〃	23	1
〃	宮作沢	〃	13	2

6-6 山地災害危険地一覧

令和3年4月1日現在

所 管	崩壊土砂流出 箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数	合計
富士・東部林務 環境事務所	6	3	—	9

(1) 崩壊土砂流出箇所一覧

番号	位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	調査地区	危険地区8 5点以上 メッシュ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	倉見、高さす	有	有	有			無		16			3	国道
2	倉見、西の沢	有	有	有			未成	61				2	国道
3	下暮地、長差	有	有	有			一部概製				4		無
4	下暮地、吉の沢	有	無	無			無			7			無
5	下暮地、大竹	有	無	無			未成			7			無
6	倉見、小屋の入	有	無	無			無		10				中央自動車道

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

番号	位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	調査地区	危険地区8 5点以上 メッシュ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	下暮地、京仕免	無	無	無	6	6	無		11			2	国道、中央自動車道
2	下暮地、滝入	有	無	有	4	4	無		19			4	国道
3	倉見、高畠	有	有	無	6	6	無		15			6	無

7 地区防災計画関係

7－1 倉見区地区防災計画

令和3年度地区防災計画・実践事業 倉見区自主防災組織連絡協議会

防災は

過去から学ぶ

災害予知

令和 年 倉見区役員及び組長名簿

役員氏名

区長	
代理者	
代理者	
会計	
議事録署名委員	

名簿

組	氏 名	住 所	電 話 番 号	備 考
区長		倉見		
1		倉見		
2		倉見		
3		倉見		
4		倉見		
5		倉見		
6		倉見		
7		倉見		
8		倉見		
9		倉見		
10		倉見		
11		倉見		
12		倉見		
13		倉見		
14		倉見		
15		倉見		

令和 年度 倉見区各種組織代表者一覧表

地域全体で連携を図る

(敬称略)

各組 組長	組住民への啓蒙 確認 避難誘導
自主防災協力会会長	前年度区長
防災リーダー	災害予防 応急対策 避難支援
消防分団長	応急対策・救助
交通安全協会	安全通路への誘導
民生児童委員	高齢者の安全確保 誘導支援
寿クラブ会長	会員の安全確保 支援
育成会会長	児童・生徒の安全確保 確認誘導
スクールガード会長	児童・生徒の安全確保 誘導
白山会会長	手薄団体への応援
氏子総代	神社保護

災害時の住民行動について

(自助共助) まず、自分や家族の無事・安全を確認、その後周りの人々の救助支援を行う

※ 向こう三軒両隣り

年が変わっても、責任者が変わっても、続けていく

それが地域防災計画であり防災力です

地区防災計画作成・実践事業

平成二十五年の災害対策基本法において規定され、地域住民が主体となり、自発的な防災活動に関する計画であり、平成30年4月1日に施行された。

共助の要となる地域の防災計画の策定を推進するもので、共助の充実・強化を図る。

防災講座

地区防災計画の重要性等の講演

ワークショップ

対象の災害の選定、課題の絞り出し、具体的な内容の決定、計画の作成

計画の検証

作成した計画を基に防災訓練を実施し、計画を検証して地区の防災計画を完成させる

これを普及させて、自助・近助・共助の充実・強化を図る
継続することが大切である。

- ※ 災害は貧者・弱者を襲う！
- ※ 己の身に災いがおよばなければ、感じない！
- ※ 年が変わっても、責任者が変わっても続けてゆく
それが地域防災計画です。
- ※ 誰のための防災か！住民の安全の確保を優先
- ※ 国が認めたものですから（指定）大丈夫はない
- ※ 防災に対する意識の高揚を期待する！

はじめに

災害はいつどのような形で起こるか分かりません！

当区におかれては東南に倉見山が有り急峻な箇所が多く、尚東京電力の水力発電用の水路を抱えています。

地震、暴風、豪雨など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

大規模災害の発生が高まってきている。

災害の軽減には恒久的な対策と災害時の効果的な対応が必要である。

これは一朝一夕になせるものではない、住民それぞれが防災に向けて積極的にかつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより災害の軽減を視る事が出来るだろう。

区民の生命、財産を災害から護ることを目的に区の自主防災組織を考えることとしましょう。

「災害の種類」 当地区に於いて考えられる災害

豪雨（大雨）、洪水、崖崩れ、土石流

地震、地滑り、暴風、竜巻

記上の災害の種類については、日本各地に於いて地の果てで又、天上に於いて不気味な軋みが続いています。

いつこの地区に於いて発生するか、想定外ではすまないでしょう。

自然災害に於ける災害規模、被害の及ぶ地域を示した地図、地形や自然条件を踏まえた地図を自主的に作成し、避難路や避難場所を記して、住民相互に周知を図るべきである。

協議会の開催時期は

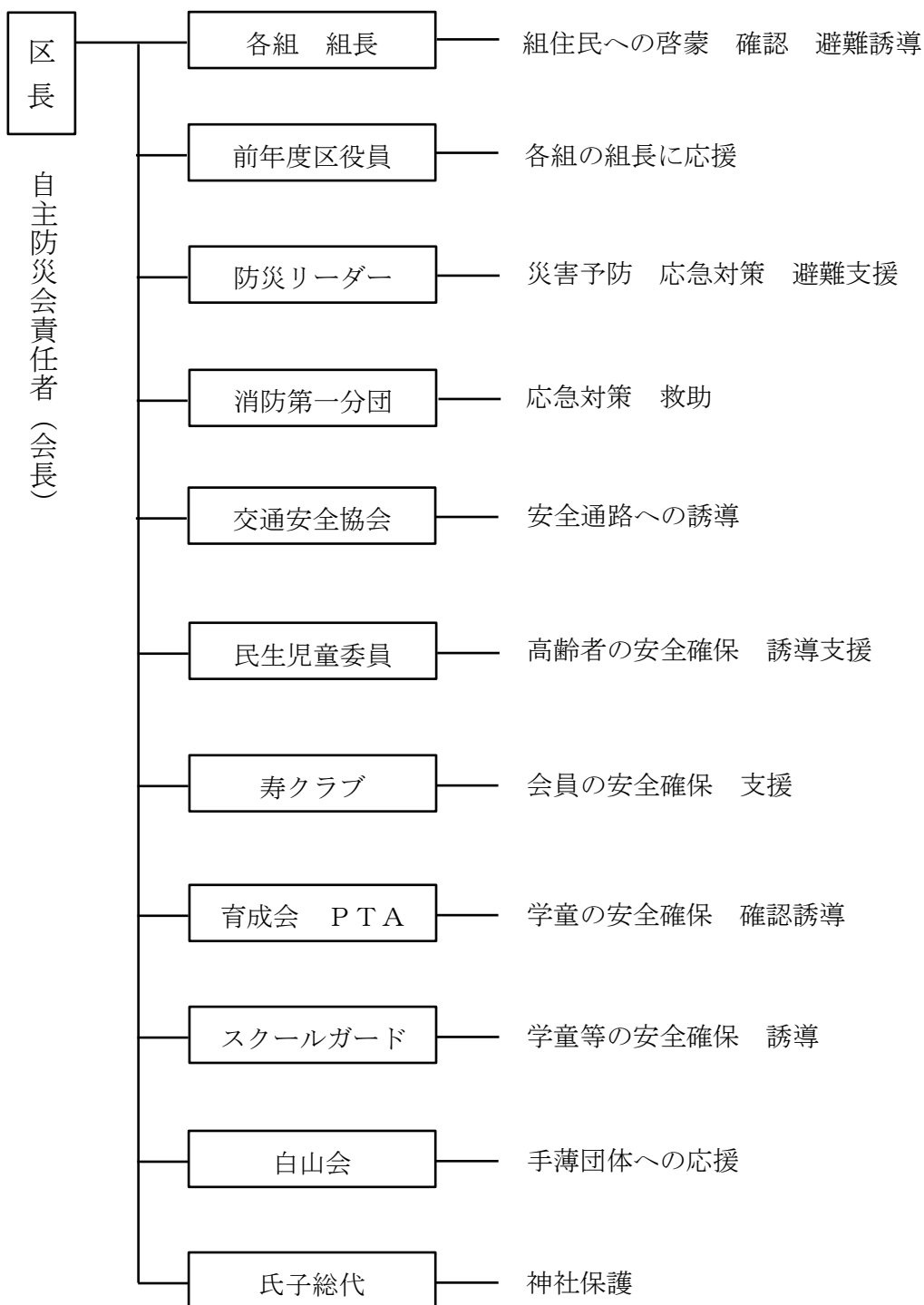
- 第1回目・ 12月～1月・区新役員の決定後
- 第2回目・ 4月～5月・各種団体新役員を対象
- 第3回目・ 6月～ ・大雨及台風の時期の前
- 第4回目・ ・町総合防災訓練打合せ
- 第5回目・ ・町防災訓練の反省会

自主防災活動

各自主防災組織は住民の生命と財産を住民自らが守るため、次のような活動を実施する。

1. 自主防災組織の役員等の所在確認・連絡体制の確保
2. 自主防災組織本部の設営のための資機材・備蓄食料等の確認
3. 住民等に注意情報の発表を周知し、冷静な行動を呼びかける
4. 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合は支援を行う（民生委員・消防団等と連絡をとる）
5. 町からの警戒宣言及び予知情報等が正確に各家庭に伝達されているか確認に努める
6. 火災の起きうる時には、初期消火機材などの点検及び消防水利の確認をして準備体制をとる
7. 防災倉庫等に保管中の資機材の点検をし、必要な場所に準備をするとともに要員を配置する
8. 避難指示が発令されたなら、集合地にて点呼等を取り、指定避難所に避難させ、その後避難状況を確認する
9. 「人命を守る」ことを最大の目標に住民一人一人が出来る限り被害を減少させるよう、「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進すると共に、地域における「共助」の取組を促進する

組織 地域全体で連携を図る



災害時の住民行動について (自助→共助) まず自分や家族が無事で安全化を確認し家族が確保できたなら廻りの人達の救助支を行う

* 向こう三軒両隣り

資料編

一時避難場所

元電話中継所（東海戸） 6組 7組 10組
オムコ十字路 3組
倉見公民館 1組 2組 4組 5組 11組
中央道上りバス停付近空き地 13組
桂川公園駐車場 8組
西桂小学校校庭 9組 12組 14組 15組

町指定避難場所 ⇒ 西桂小学校

一時避難後 組長は各種団体との連携を取り 住民の安否確認を行い
区長に報告を行う

参考 いざと言う時 自身はどのルートで避難するか事前に考えてほしい。
防災訓練の重要性 大 である

区民を対象とした防災教育の必要性

区民一人ひとりが災害について関心を持ち（自分からの生命は自ら守る）事が出来るよう
日頃から災害に対する正しい知識を身につけるべきです。

- * 防災に対する知識と関心 → 全区民
- * 気象 災害発生の原因等 → 大雨 台風 地震
- * 災害予防借地 → 区長 防災リーダー 消防団等に関する知識→防災リーダー等
- * 災害発生時に取るべき行動 → 組長 消防団
- * 安否情報の確認方法の効果的な効率的な活用に関する知識 → 防災リーダー等
- * 高齢者 障害者を把握し避難行動 要支援者に関する知識 → 民生児童委員
寿クラブ等
- * 過去の災害にかかわる教訓 → 全区民
- * 組長は組住民の家族構成を出来る限り把握し要支援者等に気を配っておく →
民生委員と協調を

雑書として

防災は過去から学ぶ 災害予知 SGY運動 災害の種類によってどんな災害にも
どんな不利な状況でも対応できないといけない。

地震あり噴火あり 悪と付き合うのは地の底だけで手いっぱい豪雨が災害をもたらす
「 荒梅雨 」 「 暴れ梅雨 」 になら無い事を祈るばかりである

区住民の意識を高めて安全区域

倉見区に於ける過去の災害事例 集中豪雨 台風

大正 1 2 年 9 月 1 日の関東大震災の数日後

9 月 1 4 日 1 5 日と秋雨が烈しく降りしきり そのありさまは眼の前が見えなくなる程であつたと言う。雷はひびき雨水は土砂を押し流して危険が刻一刻と迫り倉見の住民は桂川の向岸の小沼へ避難した

1 5 日も同じ状態であり 1 6 日の朝 村人は家に帰ったが 山は崩れ樹木は倒れ土砂は田畑を埋没し家は浸水され 惨憺なるありさまだった。

この災害後の大正 1 3 年から 1 4 年の 3 月にかけて堤防（新水路）を完成された。

長さ 三百六十間（ 約650m ）

工事費は当時 1 万数千円だった

昭和 3 4 年台風 8 号及 1 5 号 （伊勢湾台風）時は区内の民家数棟が屋根を飛ばされた 100m位離れた所まで飛ばされたそうです。

昭和 4 1 年 9 月台風 2 6 号により下暮地の杓子流れ川が氾濫し川筋一帯が床下 床上浸水を受けた 倉見に於いても富士見橋が橋桁まで水に浸かったとのこと
（西湖根場災害有り）

平成 3 年 8 月集中豪雨により倉見山 山頂下で山崩れが起き、厄神川が氾濫し倉見区の約 3 分の 1 位の家屋が床下 床上浸水を受ける。

この災害は大正 1 2 年の災害の教訓が生かされず 新水路上の橋が中央道のカルバートが樋となり部落内に悪水が浸水した。

新水路の堤防が生かされなかった！

防災は 過去から学ぶ 災害予知

山崩れ 土石流の対策

山の中腹に砂防堤防を設置する

倉見山に設置された砂防堤防 4 箇所

① 小屋根入 ② ほうき沢 ③ 厄神川上流 ④ 唐沢

計画中 松久保上部の下沢 1 号 2 号

平成 27 年 7 月より測量に入る約 5 年程

噴火参書

日本はこれからどうなってしまうのだろう！

これからどうなるのだろう！

火山大国に生まれたのだろうから覚悟しなければならないのはわかっている。

陸地に存在する火山の 7 分の 1 が日本にある、日本の面積は地球上に陸地の 0.25%

でしかないのに大変な密度である。

異変は日本だけではない、海外にも及んでいる火山に対する研究は進んでいる。

しかし火山によって噴火のタイプは違っている、何しろ 46 億年も生きている途轍も無い存在である、完全に予知するのは不可能だろう！

噴火の際の避難としては、溶岩流の時は高台へ噴石（火山弾）はコンクリート造りの屋根の下へ、又はカルバートの内へ 樹木の有る所（森林）は火災になる。

* 私たちはいったいどうしたらいいのだろうか？ その答えはないだろう
慎重に暮らし謙虚に生き 無事である事に感謝しよう

最後に敬慮な気持ちになろう！ つつましく

区民の意識高揚のために

区役員・各種団体役員及前年度区役員などが防災組織連絡協議会のメンバーとして意識をしてもらう為に役員各自に防災チョッキの配布をする

防災チョッキには倉見区の名入りとした。このチョッキは各種団体等の集まりに使用することを可とする。

このことにより地域に対する興味をもってもらい尚防災に感じいってもらいたい。

災害史が教えてくれたこと

▼災害は同じ場所でもくり返し起きる

地形 地質 地盤(断層地帯 軟弱地盤)

災害が起こるべくして起こる所に住んでいる。

何処にもリスク 自然に対する人間側の暮らし方・関わり方

▼災害は新たな場所に 新たな“^{かお}貌”で現れる

社会の変貌によって新たな災害がつくり出される

歴史地震になかったものが“新たな災害”となる。

(ライフライン 鉄道 車社会 高速道路 航空 通信 新造成地
化学薬品 燃料 コンピュータ …)

▽災害はすべて“人災”であり社会的事件である。

そこに住むから 住まざるを得ないから そこは“豊饒の地”でもある
財政の貧困 行政の・不明・怠慢・欺瞞

▽水害常襲地は地震被災地にもなる

斜面崩壊と土石流 低地の浸水と地盤液状化

▽犠牲者は“避難困難”か“避難失敗”

直下型地震 避難困難・不能

避難情報への理解(準備 勧告 指示) 正常性バイアス 等

▽災害は貧者・弱者を襲う

老朽家屋 危険地帯に居住(今昔) 弱者

▽災害は想像力の欠如による

「今までこんなことは…」 「まさか…」 「想定外」 「予想外」

水 害 “早めの避難”と言っても… 難しい場合が…

それぞれのノウハウを！ 日頃の備え とっさの行動

地 震 “予知” は出来ない

いつ どこで どの程度の規模 “いつ” がわからない
あなたは “その時” どこで 誰と 何を 季節 曜日 時刻

火山噴火 “予知” 例外的には可能だった…北海道 有珠山噴火(H1
2)

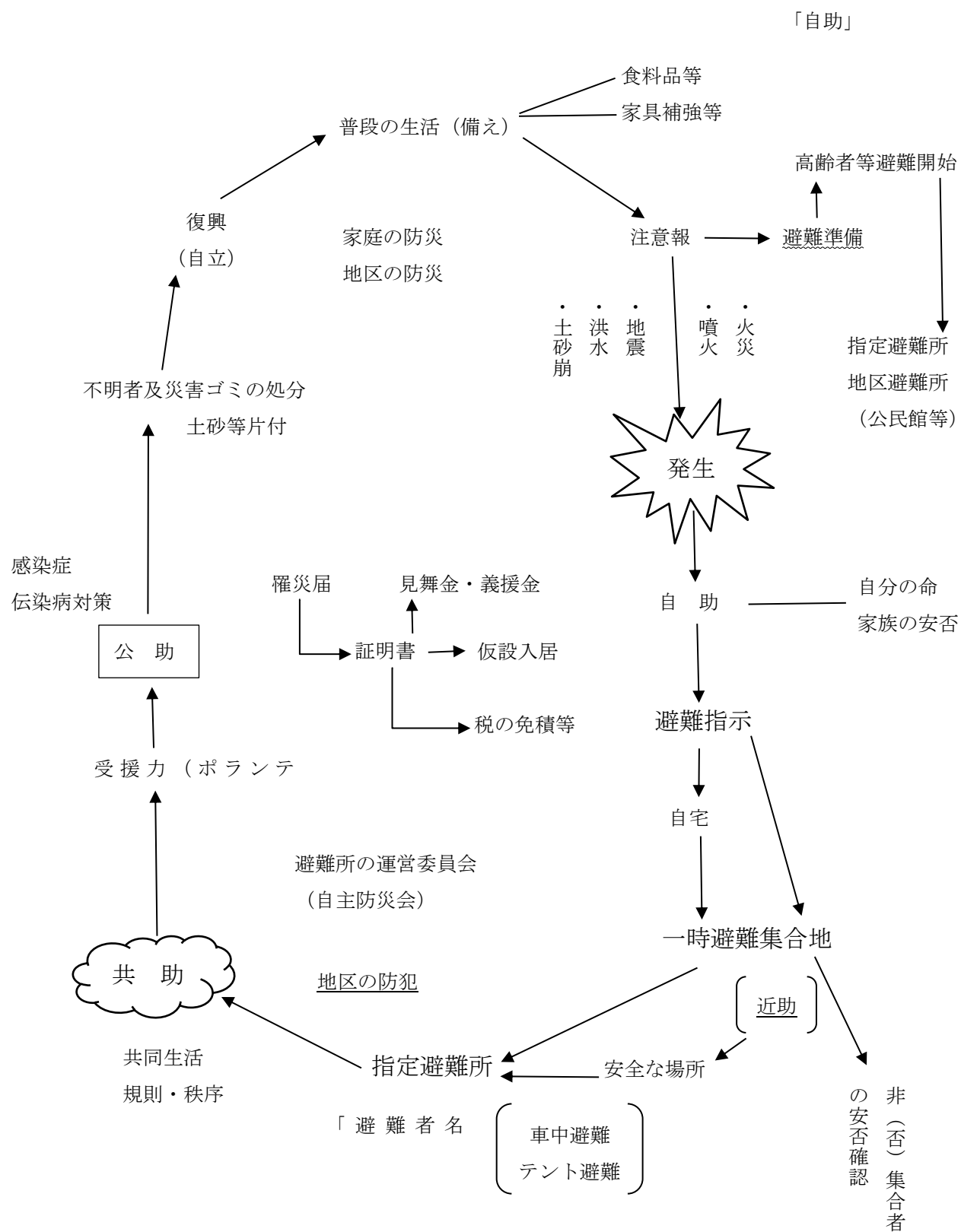
災害史を学ぶ… 過去を知ることによって今を検証し あすに備える

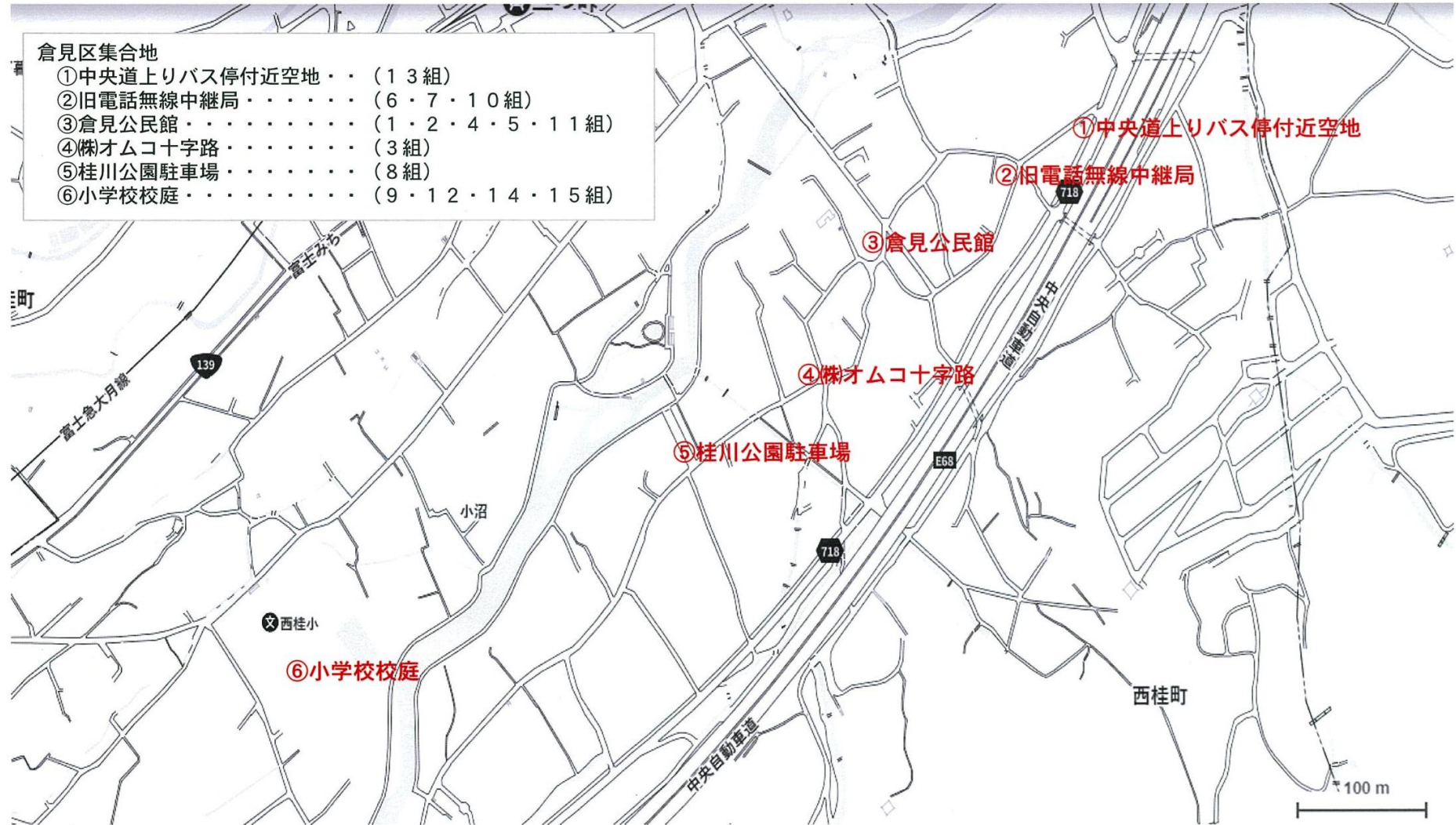
“対岸の火”と見ずに “他山の石”とする…他所の被災地(被災者)と

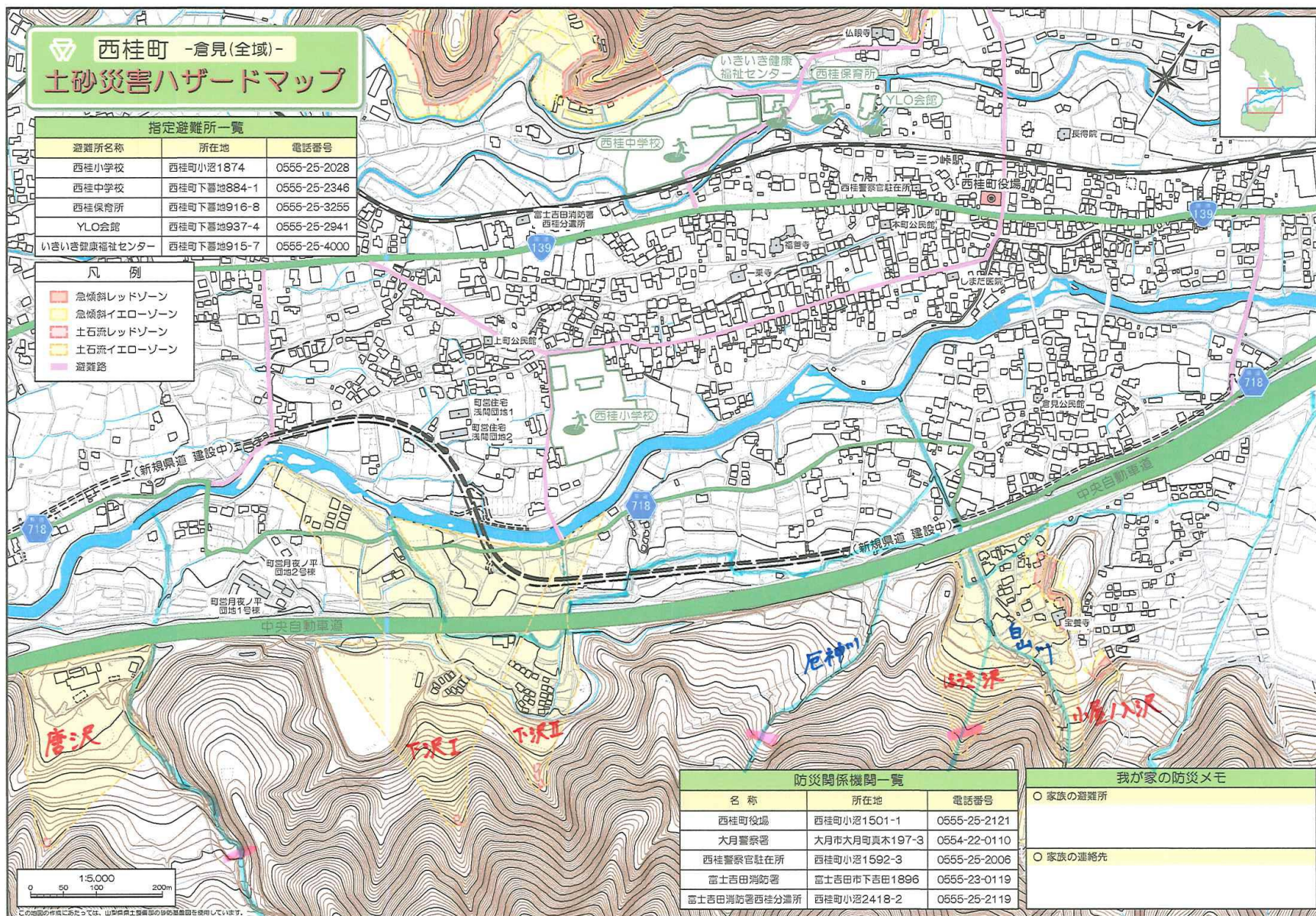
自分たちの暮らしとの共通点。

###

災害発生から復興に至るプロセス









倉見区生活用水路 ◎渡場「堰・取水」水門



渡場「調整池」落とし水門



渡場「調整池」落とし水門（桂川へ）



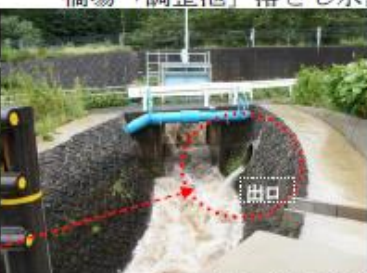
みのわだ水門入口「階段」



みのわだ「分岐」落とし水門



橋場「調整池」落とし水門（白山川へ合流し桂川へ）



橋場「居住地線」
「堰・取水口」



橋場「居住地線」水門
「堰・取水」水門



橋場「峰岸・天久保線」水門
「堰・取水」水門



白山川「新水路」と交差
「峰岸・天久保線」水路式水門 「峰岸・天久保線」水路式水門



天久保分岐水門



天久保分岐水門下流側



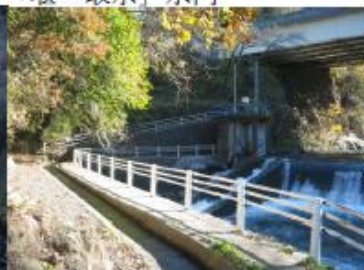
◎小屋の入り砂防水路（白山川「新水路」）
宝義寺「堰・取水」水門



食見区生活用水路 ◎穴口「堰・取水」水門



穴口「堰・取水」水門



穴口調整池落とし水門



穴口調整池落とし水門（桂川へ）



木製堰落とし桂川へ



木製堰落とし桂川へ



穴口側から月夜の平方面



唐沢川へ（岩石）堰落とし

月夜の平町営団地ゴミ処理格子
（月夜の平町営団地周辺水路は諸環境により水路が溢れること大「要注意」）

月夜の平から町営グラントへ



町民グラント西側



町民グラント西北側



松久保分岐水門「渡場用水路・厄神川」方向合流終点

松久保分岐水門から
渡場用水路合流

松久保分岐水門



松久保分岐水門から中央道溝上橋西側分岐樹



溝上橋から渡場用水路合流



穴口用水路厄神川合流「終点」



町民グラウンド東側「降雨・降雪」排水側溝
(第1駐車場から暗渠で渡場用水路合流)



中央高速道路の路面排水が至る所で区域内生活用水路へ処理されている(要注意)



月夜の平町営団地西側穴口用水路



倉見区生活用水路水門操作について

倉見区には主生活用水路が先人達によって桂川より取り入れて山裾を走り村中へ流れ入っています。用水路には14ヶ所程の水門が設置されておりますが大雨時にはこの水門の開閉を行い（操作）村中への悪水の流入を防がなければなりません。そこで水門の操作について検討しました。

水門操作手順

1. 白山川上流の水門

小屋根入沢よりの流木及小枝等の流水物により堰板を上揚させる必要である。尚水量の多い時には川底へ降りることは出来ないので水門上部にて操作可能にしてあります。

お寺へ行く水路は暗橋（パイプにて地中埋設）となっているので、水路へゴミ・土砂の流入があると使用不態となるので早めの操作が必要である。

2. 白山川上部横断水門

この水門を操作することにより渡場用水の流水は白山川へ（新水路）落し桂川へ放流する

3. 橋場下水門（川村勇横・悪水払い水門）

この水門は堰板と上げ・下げ水門の構成となっており悪水の際は堰板を外し、上げ下げ水門を閉ることにより悪水を村中に入らず、白山川へ流れ込む

4. 橋場悪水払い水門

この水門には下流に堰板及上げ・下げ水門と本流の悪水払い水門とがある。

悪水払い水門を開ける際は前記の③の水門の操作を完了してから水門の操作を行うこと。

この水門を開けることにより用水本流と厄神川の流水を白山川へ流出することができる。くれぐれも前記③の操作を先行されたい。

5. 美及和田悪水払い水門

この水門は渡場用水と穴口用水の合流地点より下流にある為にこの水門を開けることにより直接桂川へ落す効果の高い水門となっています。又、悪水と同時に堆積物も一緒に桂川へ流し出してしまいます。

6. 渡場調整池水門

渡場取り入れ水門を閉める前にこの水門を開けて桂川へ流出する。堆積物等も一緒に押し流してしまう

7. 渡場本水門

取り入れ水門を開けてから本流取り入れ水門2台を閉める。

8. 穴口悪水払い水門

本水門の操作をする前に用水入口部にある悪水払い水門を開ける

9. 穴口調整池水門

この水門も渡場調整池水門と同様、取り入れ水門の操作前に開けて桂川に流し落とす。同時に堆積物等も、桂川へ

資料編

1 0. 穴口取入水門

渡場の取り入れ水門と同様の操作手順にて行う。ただし桂川の水量によっては水門まで行く管理通路が歩行不能になることもある。

1 1. 松久保水門

この水門は、穴口用水の下流にあり 1 2 組の山側水路に設けられているがこれより下流にて水の利用が少ない為に常に閉の状態にあります。

己の為・区役員等の為でなく
区民の為に汗をかく！

ご苦労様であります。

これで大雨にても安心・安全でしょう

暮々でも二人以上にて行動を

7-2 柿園地区防災計画

西桂町地域防災計画【柿園地区】版

令和3年版

「柿園地区防災計画」防災対応細則

1. 「柿園地区防災計画」防災対応細則

柿園地区防災対応細則は、柿園地区自主防災が大規模災害(①東海地震②富士山火山噴火③異常気象等による局所的災害)の最悪シナリオから柿園区民が混乱なく、安全に行動出来る様に行動指針として策定した資料です。

2. 「柿園地区避難行動要支援者名簿」【組別,世帯別,家族構成別】管理運営手続き 別表-1

別表-1 見本の通り、毎年1回上半期に各組組長が自身の管轄する組内の動態状況を把握し避難行動要支援者名簿を完成させ非常時に活用する資料です。

3. 柿園地区【組別、世帯別】住宅地図管理運営手続き 別表-2

別表-2 見本の通り、毎年1回上半期に柿園区長が管轄する区内の防災活動に関係する必要項目を更新し、防災訓練や、大規模災害時に利用出来る様に完成させた資料です。

4. 柿園地区独自に作成した防災対応関連資料

以下に掲げる資料は、毎年1回上半期に役員交代後に作成し、地区防災担当役員に活用して頂く資料です。

- ・ 柿園地区 自主防災組織 緊急連絡網 別表-3
- ・ 柿園地区 自主防災組織 役員名簿 別表-4
- ・ 柿園地区 被害状況連絡書(組)組長用 別表-5
- ・ 柿園公民館 避難所 活用区分 付表-1

5. ・ 柿園地区 防災倉庫別資材一覧表 付表-2

防災備品の備蓄と管理については、4箇所ある防災倉庫別資材一覧表を組長会で定期的に点検管理を実施している。備品購入は町の予算20万円で毎年実施している。

- ①公民館防災倉庫
- ②旧詰所防災倉庫
- ③14組道路脇防災倉庫
- ④郷土公園

6. ・ 富士山 火山噴火 広域避難に関するアンケート集計表 付表-3

平成30年5月実施のアンケートにより柿園区民の意向を把握している。
柿園区【組別、世帯別】富士山 火山噴火 広域避難に関するアンケート用紙集計表

以下余白

西桂町地域防災計画【柿園区】版

「柿園地区」地区防災対応細則

令和3年度版

「地区防災計画の策定とは」

2013年(平成25年)の災害対策基本法改正において、新たに創設されたのが地区防災計画制度です。2014年(平成26年4月1日施行)
柿園地区にあつては、2015年8月(平成27年)『柿園地区自主防災組織』で計画策定を進め、「柿園地区」地区防災対応細則として制定した。
以降、「柿園地区防災計画」として毎年見直ししながら運用している。

災害弱者の避難対策の仕組み

【市町村】

高齢者・障害者ら自力での避難が困難な
「要支援者」名簿を作成
【災害対策基本法で義務付け】



一人一人を避難させる人、
避難先を書き込んだ「個別計画」を作成
【国の方針】



本人の同意や条例の定めがあれば、
外部に名簿を事前提供



災害時
避難に名簿や個別計画を活用

令和3年9月

「柿園地区」地区防災対応細則目次

第1章 総 則

第1条(柿園防災対応細則の制定)	— 1 —
第2条(柿園防災委員会の構成)	— 1 —
第3条(柿園防災委員会の運営)	— 1 —
第4条(柿園防災対応細則の範囲)	— 1 —
第5条(柿園区防災対応細則の位置づけ)	— 1 —
第6条(柿園区防災対応細則の更新)	— 1 —
第7条(柿園区防災対応細則の周知)	— 2 —
第8条(柿園区自主防災組織の役割)	— 3 —
第9条(柿園区〈組別〉世帯数と居住人員)	— 4 —
第10条(柿園区自主防災組織と〈組別〉役員数)	— 4 —
第11条(組別一次集合地について)	— 4 —

第2章 防災対応事前行動と事後行動

第12条(防災対応事前行動)	— 5 —
第13条(防災対応事後行動)	— 6 —
第14条(町外避難者への対応)	— 6 —
第15条(公的機関の連絡先)	— 6 —
第16条(復旧ボランティア活動)	— 6 —

第3章 柿園区災害対応『組別』基本資料の整備

第17条(組別住居配置図(略図)について)	別表-1	— 7 —
第18条(組別一次避難者名簿について)	別表-2	— 7 —
第19条(柿園区自主防災組織緊急連絡網)	別表-3	— 7 —
第20条(巨大地震と富士山噴火の時系列による対応例)	表-1 5	— 7 —
第21条(気象庁から出される予報・警報について)		— 7 —
第22条(自治体(市町村長)から出される防災情報)		— 7 —

第4章 想定災害

第23条(防災対策が必要とされる想定災害)	— 8 —
南海トラフ巨大地震	
第24条(西桂町想定「震度6弱巨大地震」について)	— 8 —
第25条(山梨県震度6強地震の被害項目と被害想定)	— 8 —
第26条(西桂町への震度6弱地震の主たる被害想定)	— 9 —
第27条(震度6弱以上地震への備え)	— 9 —
富士山噴火	
第28条(富士山噴火と西桂町への被害想定)	—10—

第5章 防災備品の調達と管理

第29条(大災害の最悪シナリオの想定)	—11—
第30条(個人調達の防災備品)	—11—
第31条(防災備品の備蓄と管理)	—12—
第32条(個人調達「非常食」及び「避難時備品」の備蓄と管理)	—13—

第6章 大規模災害への備へ

第33条(指定避難所等一覧)	—14—
第34条(柿園区防災倉庫について)	—14—
第35条(住宅災害への備へ)	—14—
第36条(食料や医薬品などの備へ)	—14—

第7章 柿園区『防災訓練』への取り組み

第37条(柿園区「防災対応細則」の継承手続き)	—15—
第38条(防災関連資料の整備)	—15—
第39条(『災害図上訓練／DIG』の体験)	—15—
第40条(西桂町防災訓練と避難所運営について)	—15—
第41条(東海地震と富士山噴火の時系列による対応例)	—16—

「柿園地区」防災対応細則は、

- ◆ 大規模災害（東海地震・富士山噴火）の情報共有から発災前の対応、発災後の対応、減災対策などをまとめたものです。
- ◆ 執行機関として「柿園地区防災委員会」を設置し、委員会の運営は自主防災組織の会長である区長が努めている。
- ◆ 決議機関として柿園区組長会議の議をへて、区長が執行する。
- ◆ 各種防災関係団体との防災活動の共有化により、連携強化を目的として「柿園区防災連携会議」を開催していく。

第1章 総 則（目的・組織・役割）

第1条(柿園区防災対応細則の制定)

- (1) 西桂町地域防災計画 柿園区版は、『柿園区防災対応細則』として柿園防災委員会で策定し、柿園組長会議の承認を得て、柿園防災対応細則(以降細則と云う)として平成27年8月に制定した。

第2条(柿園区防災委員会の構成と運営)

- (1) 本委員会の構成は、防災関係団体柿園（組長会、防災リーダー、消防団第2分団、交通安全協会、柿園区民生委員、柿園選出議員）選出の代表者（若干名程度）、及び区長指名（若干名）により構成する。
- 区長指名代表者：区長代理（組長会）、防災リーダーの2名、分団長（消防団第2分団）、副支部長（交通安全協会）、民生委員の2名、区選出町会議員とする。
- (2) 会議の運営は区長が務め、区長が必要と認めた都度招集し、防災全般の対応について協議を行い、組長会議へ上申し、承認を得る。
- (3) 事務局は区長代理、防災リーダーが務める。

第3条(柿園区防災連携会議の構成と開催)

- (1) 本会議の構成は、防災関係各種団体と防災委員会メンバーで構成する。
- (2) 本会議は、自主防災組織の連携強化と協力体制を確立するため、区長が必要の都度招集し、区民の安全・安心に寄与する活動のため開催する。

第4条(柿園区防災対応細則の範囲)

- (1) 本細則は、大規模災害の発生が予知されている①南海トラフ地震、②富士山噴火、③異常気象による局所的災害について、柿園区民の行動指針のひとつとして策定した。
- (2) 本細則は、最悪シナリオとして後述する<南海トラフ地震>と<富士山噴火>が、連動して起きる事を想定し、柿園区民が混乱なく、安全に行動出来る様<細則>として整理した。

第5条(柿園区防災対応細則の位置づけ)

- (1) 本細則は[西桂町地域防災計画]を補完し、柿園区民の「安全」・「安心」が図れるよう共助活動を主眼に策定し、最新情報の更新が容易に出来、活用が図れるよう行動指針として位置づけた。

第6条(柿園区防災対応細則の更新)

- (1) 本細則の更新は、西桂町総合防災訓練実施前の8月末までに、柿園防災委員会を開催し、防災強化策の検討を最新情報を確認・更新しつつ訓練時に反映させていく事とする。
- (2) 住民の異動が発生した場合は、必須資料は速やかに更新すると共に防災訓練に合わせて各団体の責任者へ、最新情報を通知するものとする。
- (3) 柿園区組長は、管轄する「組」内で住民の移動が発生した場合は、区長に報告し必須資料の変更を完了させる。

(3) 柿園区自主防災組織の果たすべき個別役割は下表に記した内容を基本とし行動すること。

〔付表 1－2〕 柿園区自主防災組織の役割

防災組織名	各種団体の役割
【柿園区区長】	◇柿園区防災委員会の議長として、『柿園区防災対応細則』を区民に周知徹底を図ると共に、減災への提言や区民の要望を実現する活動を実践する
【区長代理】	◇巨大地震・富士山噴火・風水害などの最新情報が寄せられた時は、柿園区災害対策本部を公民館に設置、役員の招集、減災への備え等を協議し体制を確立する
	◇毎月 1 回(第□□)の組長会議の場で必要の都度防災活動の点検を実施する
【柿園区組長】	◇組長は、自主防災組織で共助(地域住民同士が助け合う)の中核として「組」内要支援者の把握や、防災訓練時の指揮や最新情報を周知する活動を実践する
	◇大災害発生時避難指示が寄せられると、世帯数の概ね 3 倍の区民を一次集合地から西桂中学校避難地へ誘導する。その為組長代理等を予め選任しておくなどして活動の混乱を回避する策をこうじておく。
	◇組長は、別表-4 巨大地震と富士山噴火の時系列による対応例に示した各段階の内容を基本に、個別対応を想定しておき災害時に備える事。
【柿園区選出議員】	◇柿園区選出議員は、大災害発生時避難指示が寄せられ避難所開設時、中学校の避難所責任者として区民の統率を実施する
	◇柿園区民の避難者名簿により最大 9 0 0 名の受付業務を指揮し実施する。
	◇柿園区長を補佐し、連絡調整業務を実施する。
【柿園区防災リーダー】	◇町の防災リーダー会議の内容を区長に報告し、災害への備へを周知する活動と共に、新役員へ「柿園区防災対応細則」の講師的役割を果たすこととする
	◇柿園区防災リーダーは、区長と連携し災害への備へ、又発災時には区災害対策本部で区長を補佐し避難誘導などの指揮を執る
	◇「柿園区防災対応細則」の各種資料の最新情報への更新を発生の都度実施し、防災会議メンバーへの周知を組長会議で実施する。
【柿園区消防団 第 2 分団】	◇大災害時には区民の財産を守る唯一の機動性を持った組織であり、西桂町全体の災害発災時の救援活動を展開する。
	◇柿園第 2 分団長は、柿園災害対策本部と連携を密にし情報の共有を図り、救援活動の優先順位を確認しつつ行動する。
【大月交通安全協会柿園支部】	◇安協柿園支部は、副支部長と理事 5 名の計 6 名で災害発生時、重要拠点 5 ヲ所での緊急車両の誘導や一般車両の規制などを実施する。
	◇災害発災時には、住居配置図・名簿は常時持参し救援・救災活動に活用する。
【柿園民生委員】	◇柿園民生委員は、定期的に常日頃より要支援者の状態把握に努めており、災害時には要支援者の救済順位などの助言を区長に行う
	◇緊急を要する事態が発生した場合は、要支援者への救助活動について区長と共に、消防団など防災組織への指示を行う事とする。
富士山大噴火 広域避難先時の防災役員の役割	◇柿園区の広域避難先は、中央市 4, 4 0 0 名、避難所 1 5 個所の内、避難所 4 箇所への避難となる予定。避難所対応は今後検討する。

第9条(柿園区<組別>世帯数と居住人員)

(1)組織人員は、[付表2]に示す世帯約(300戸)居住人員(900名)が対象人員となっている。

又柿園区要支援者は(約150名)で避難時対応は、特に考慮し対策を講じておく事が重要です。

[表2] 柿園区世帯数(戸)と「組単位別」居住人員数 2021年11月時点

項 目	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組	12組	13組	14組	15組	16組	(計)	
世帯数(戸)	16	10	8	22	16	11	25	15	15	19	23	18	25	18	21	40	302	
居住人員	48	30	20	53	40	28	74	38	46	50	57	68	73	55	59	132	871	
要配慮者	14	9	8	9	12	5	14	7	6	10	8	6	6	7	8	14	143	
内 訳	順位1	5	0	5	0	4	0	1	2	1	4	2	0	0	1	3	1	29
	順位2	1	0	0	0	3	2	1	1	0	0	0	1	0	2	0	1	12
	順位3	7	7	3	9	4	2	8	2	5	6	5	5	2	4	4	5	78
	順位4	1	2	0	0	1	1	4	2	0	0	1	0	4	0	1	7	24

※令和3年5月での柿園地区要支援者は、106名で同意有77名67.3%

第10条(柿園区自主防災組織と<組別>役員数)

(1)柿園自主防災組織と「組別」役員は「付表3」の通り(20数名)が地区防災リーダーとして、区民の皆様が安全に行動出来る様活動します。柿園区民は、共助活動につき体制を構築しておくこと。

[付表3] 柿園区自主防災組織と「組別」役員数 令和3年11月時点

	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組	12組	13組	14組	15組	16組	計
柿園区長							1										1
防災リーダー							1								1		2
柿園区議員							1									1	2
組 長	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
消防第2分団	1																1
安協柿園支部							1										1
民生委員					1			1						1			3
役 員 計	2	1	0	1	2	1	5	2	1	1	1	1	1	2	2	2	25

第11条(組別一次集合地について)

(1)災害時一次集合地は「別添付」西桂町集合地マップ(柿園区)に明示してある通り、10ヶ所が登録されている。

(2)災害時一次集合地には、3つの組の住民が集合し避難所(西桂中学校)へ避難する事となります、混乱を避けるため予め<組長代理>などの複数リーダーを決めておく事が重要です。

(3)組リーダーの識別を容易にするため、反射材付チョッキを着用する事。

「別添付」西桂町集合地マップ(柿園区)登録地

集 合 地 名 称 及 び 該 当 組 単 位	集 合 地 名 称 及 び 該 当 組 単 位
①高尾神社・・・(4組・5組)	⑥小山田商店コンテナ置場・・・(12組)
②かめや駐車場・・・(1組・2組)	⑦柿園区公民館・・・(13組)
③浅間神社神主宅前・・・(3組・9組)	⑧柿園区防災倉庫前・・・(14組)
④馬力屋駐車場・・・(6組・7組・8組)	⑨大島氏所有地・・・(15組)
⑤うどんの駅駐車場・・・(10組・11組)	⑩郷土公園・・・(16組)

第2章 防災対応事前行動と事後行動

第12条(防災対応事前行動)

- (1) 柿園区防災対応細則の履行には、[付表4]に記載の通り ①災害時の体制 ②災害時の防災組織 役員の役割 ③区民の「組」内での役割を各々明記し、行動出来る様整理した。
- (2) 災害発生前の段階、発災後の段階に対応すべく確認と想定訓練が出来るよう項目を整理した。

[付表4] 災害発災時の非常体制と防災役員の役割

① 災害時の体制	非常体制への即時移行	①災害対策基本法に基づく指令、②西桂町防災業務実施細則平成27年3月施行に基づく、町長の指令により非常時体制に移行する。
	災害対策本部の設置	①非常時体制への移行に伴い、柿園区災害対策本部を公民館に設置し、区長・防災リーダー・民生委員を中心に本部活動を開始する。
	指揮命令体制の取決め	①緊急時に区長と連絡が取れない場合に於いて、指揮命令系統に支障が生じないように事前に代行順位を設定する。
② 災害時の防災組織役員の役割	柿園区長の役割	①災害発災予報が発令され、その後に大災害が想定されるので柿園公民館へ「柿園区災害対策本部」を設置し本部活動を開始する。
	組長の役割	①各種災害予報が発令され、その後に大災害が想定されるので、組員への情報提供を行うとともに組内の防災役員に基本行動の徹底をはかる。
		②災害時集合地では(別表-2)柿園区【××組】住宅地図(略図)と(別表-1)最新の××年柿園区【××組】一次避難者名簿などを用意し活用する。
	「柿園区」防災役員の役割と使命	①町内会組織単位(別表-4)の「組内」防災役員は、該当団体の行動細則(第8条)に基づく行動を実践する。
	大災害時の非常参集について	①区長指示により【別表-3】[柿園区自主防災組織緊急連絡網]により柿園公民館に参集する。
	一次避難集合地での防災組織役員の役割	①柿園区一次集合地は、11か所設定されております、詳細については、◆西桂町集合地マップ(柿園区)◆の役場作成による。
		②一次集合地でのリーダーとして、柿園区避難者900名をグループ化して避難所への誘導指示を行う。あわせて指導教育も実施する。
③ 区民の「組」内での役割	安否確認の方法と報告	①(別表-2)最新の××年柿園区【××組】一次避難者名簿により、避難者数を確認し速やかに対策本部へ避難者数を節目節目に連絡する。
	夜間災害発生時や悪天候時の対応	①大災害最悪シナリオ(29条)での避難が発生する事を想定し、必要備品の準備や要配慮者の避難方法などを念頭にいれ準備を進めておく事とする。
	歩行困難者(要配慮者)の常時把握	①町内会組織単位<組単位>での要配慮者の把握と隣保の把握をし、災害時近所での救助活動を実施する。又変更が発生した場合は速やかに報告する。
	防災倉庫備品の把握	①<防災倉庫>の位置や備品の内容を把握し、迅速な災害時対応が実施出来る様準備しておくこと。
	住居倒壊時等の人命救助	①巨大地震が発生すると道路などが寸断され救援隊の救助が来れないことを想定し、近隣住民で救出活動を実施する。
	防災訓練参加と「組」役員の把握	①防災訓練時は、住民の義務として一次集合地までは全戸数で参加し、防災役員の把握と災害想定などの現状把握を行う事。
	一次集合地での安否確認	①(別表-1)最新の××年柿園区【××組】一次避難者名簿により避難者数を確認・報告する事と、町民外避難者名簿作成も併せて実施する。
	避難誘導から避難所へのルート確認	①柿園区一次集合地10か所からの避難ルートを確認しておき、二次被害に合わないよう小グループ別(世帯別)に行動する。

第13条(防災対応事後行動)

- (1) 災害発生後の避難所開設後の行動は、西桂町避難所運営マニュアル平成26年××月版に基づき行動を実践する。
- (2) 避難所では、中学校体育館に柿園区だけでも900名規模での避難者となるため、情報伝達用にトランシーバー等を準備し停電時や役員相互の連絡に活用する為準備する。
- (3) 柿園区防災組織役員用に配布済のチョッキを着用し、避難時や訓練時の混乱を最小限にする為の工夫をしておく事。平成30年に役員用チョッキは配布済み

第14条(町外避難者への対応)

- (1) 災害発生時には、町民外の避難者も集合地に集まる事を想定し、情報提供を含め事前準備を行っておく必要がある。
- (2) 災害発生時用、町民外避難者名簿用紙の事前準備を行っておくこと。

第15条(公的機関の連絡先)

- (1) 災害発生時に必要と思われる公共機関と連絡先は、「表5」の通りであります。

〔表5〕 公共機関名と連絡先

	名 称	電 話 番 号	備 考
西 役 桂 場 町	総務課防災担当	0555-25-2121	
	いきいきセンター	0555-25-2006	(福祉保健課)
警 察	西桂町駐在所	0555-25-2006	
	大月警察署	0554-22-0110	
	富士吉田警察署	0555-22-0110	
消 防	富士五湖消防西桂分遣所	0555-25-2119	
	火災テレホンサービス	0555-23-4444	火災発生場所の確認
病 院	富士吉田市立病院	0555-22-4111	
	山梨赤十字病院	0555-72-2222	
	都留市立病院	0554-45-1811	
	大月市立中央病院	0554-22-1251	
避 難 地	西桂中学校	0555-25-2346	柿園区避難地
	西桂小学校	0555-25-2028	
(広 中 域 央 避 市 難) 先	〈玉穂〉市立玉穂総合会館へ避難〔住所:下河東620〕 車353台		⇒4ヶ所へ移動
	〈田富〉市立田富南小学校体育館〔住所:西花輪1250〕 車658台		柿園1・2・3・5組 138人
	〈玉穂〉市立三村小学校体育館〔住所:成島2140〕 車312台		柿園4・6・7・10組 207人
	〈玉穂〉市立玉穂中学校体育館〔住所:下河東180〕 車819台		柿園8・9・11~13組 282人
	〈玉穂〉市立玉穂南小学校体育館〔住所:下河東2020〕 車556台		柿園14~16組 245人

注:広域避難先は素案のため取扱い注意のこと。

第16条(復旧ボランティア活動)

- (1) 災害発生後のボランティア活動は、社会福祉協議会が窓口となり復旧対応の活動を実施する。

第3章 柿園区 災害対応『組別』基本資料の整備

第17条(柿園区 組別住宅地図(略図)について) 「別表－2－1」【個人情報あり取り扱い注意】

(1)「柿園防災対応細則」を实践する為の根幹を成すものが「別表－2」組別住宅地図といえます。

この組別住宅地図に必須項目を世帯単位で記載し、対応の利便性を図っていきます。

必須項目として下記の項目を明示。

要配慮者-----世帯単位で要支援者の緊急度別に

4区分とし色別で表示しています。

組-No	氏 名			
電 話 番 号				
人員X名	1	1	1	1
住 所			田富	玉穂

	・歩行困難者→順位1 (避難所へ自力歩行困難)
	・病氣治療中→順位2 (入院、透析者など)
	・高齢者→順位3 (75才以上、体力不安)
	・幼 児→順位3 (未就学者6歳以下)

・広域避難先・防犯灯、・消火栓の位置、・一次集合地、・防災倉庫、を明示している。

(2)この住宅地図には、利便性を考慮し1枠に必須項目を記載し、更新が容易なエクセルで作成して改定が随時実施出来る様に準備しています。

(3)この住宅地図の活用は、防災委員会メンバーに配布し、被災時の救急車、消防車など緊急対応時に活用する事と、防災訓練時には<組内>での活用を図っていきます。

第18条(組別一次避難者名簿について) 「別表－1－1」

(1)災害発生時一次集合地での避難人員の把握がすみやかに出来る様に「別表－1」組別一次避難者名簿を作成し、防災訓練等で活用出来る様準備しておきます。

(2)一次避難者名簿に必要な記載項目は、「別表－1」の内容を必須項目として被災時や防災訓練時の人員把握に活用する事とします。

第19条(柿園区自主防災組織緊急連絡網) 「別表－3」

(1)緊急連絡網、「別表－3」により、連絡体制を確立し大規模災害時の対応をはかります。

第20条(巨大地震と富士山噴火の時系列による対応例) 「表－15」

(1)大規模災害の時系列による対応例「表－15」により基本行動を理解し区民への浸透を図ります。

第21条(気象庁から出される予報・警報について)

(1)気象庁から出される地震情報は、『注意情報』と『警戒宣言』が発令されます。

(2)気象庁から出される噴火情報は『レベル1噴火予報』『レベル2と3火口周辺警報』避難準備と避難指示の『レベル4噴火警報(避難準備)』『レベル5噴火警報(避難)』が発令されます。

第22条(自治体(市町村長)から出される避難情報)

(1)気象庁から防災気象情報が発表され、町内の状況を確認し、町は避難情報を発令します。

警戒レベル	住民の取るべき行動	町が発令	気象庁が発表
5	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報
4	危険の場所から <u>全員避難</u>	避難指示	土砂災害警戒情報
3	危険の場所から <u>高齢者等</u> <u>は避難</u>	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報
2	避難行動を確認	—	大雨注意報 洪水注意報
1	心構えを高める	—	早期注意情報(警報級の可能性)

第4章 想定災害

第23条(防災対策が必要とされる想定災害)

(1) 防災対策が必要とされる種々の災害の内、被害が甚大で且つ災害復旧活動が最も困難とされる3つの大規模災害を想定し、『柿園区防災対応細則』を策定した。

- 1つ目 『南海トラフ地震』 東海・東南海・南海地震の連動。
- 2つ目 『富士山噴火』
- 3つ目 『異常気象などがもたらす局地的災害』

南海トラフ巨大地震

第24条(西桂町想定「震度6弱巨大地震」について)

- (1) 西桂町想定地震災害は、巨大地震M9クラスの“南海トラフ地震”(東海・東南海・南海)の連動地震が想定されている。東海地震は、150年以上の空白期間があります。
- (2) その巨大地震は、30年以内70%以上の確率で発生するといわれており、発生すると西桂町への規模は震度6弱と想定されている。
- (3) 内陸での地震は、甲府盆地から郡内にある曾根丘陵断層地震で甲府盆地より富士吉田・西桂町の先、都留市までがM7.3(震度6強)の巨大地震で、直下型断層地震の想定もあります。
- ※政府の地震調査委員会2015年5月24日に公表

第25条(山梨県震度6強地震の被害項目と被害想定)

- (1) 内閣府作業部会が発表した山梨県への被害想定は、[付表6]の通りであり住民に最も影響がある建物被害は、木造住宅と空き家の老朽化住宅等の半数が全壊するなど未知の被害が想定されている。

[付表6] 震度6強地震の被害項目と想定 2013年3月18日発表

主たる被害項目		被害想定
山梨県への震度6強地震の被害想定	想定震度	・震度6強 その後の余震に注意が必要
	人的被害	・死者400人、負傷者6千人
	避難生活	・1週間後で県民の8万6千人
	建物被害	・1981年新建築基準法以後の構造物は被害が少ない
		・耐震化されてない木造住宅半数程度が全壊する
	焼失	・7600棟が全壊・焼失(南海トラフ)
	ライフインフラ	・89%の家庭や企業が停電、その後の計画停電にも配慮すること。
		・都市ガス大打撃が予想される。 プロパンガスは被害少ない
		・67%の家庭や企業が使えなくなる
	インフラ被害	・一時的な通行止で通行可能
		・全面復旧まで1ヶ月
		・全面復旧まで1ヶ月
		・全面復旧まで1ヶ月
		・JR：震度5以上で運転停止→安全確認
	鉄道	・富士急：震度4以上で運転停止→安全確認

第26条(西桂町への震度6弱地震の主たる被害想定)

- (1) 西桂町への被害想定でもっとも深刻なのは要配慮者の避難で、住民10人に一人の割合で居住しており一次集落地から避難所への搬送等に多くの解決すべき課題が山積しております。
- (2) 西桂町震度6弱地震の被害想定は[付表7]の通りであり、避難経路の設定は139号線沿いの老朽化建物の耐震性を考慮し設定する必要があります。

[付表7] 西桂町への震度6弱地震の想定被害項目

	主たる被害項目	被害想定
要 配 慮 者	西桂町要配慮者の把握人数など	①令和3年5月の要配慮者は、総数485名で避難時には各組居住人員の10人に一人の割合で西桂小・中学校の避難場所まで誘導します。
		②要配慮者の搬送方法も個別にいくつかの方法を確認しておく事と担架、車椅子、リヤカーなど備品の調達も急務と思われます。
震 度 6 弱 地 震 の 西 桂 町 へ の 被 害 想 定	人的被害	・死者1人、重負傷者50人程度
	避難生活	・1週間後で町民4千500人の20%が避難生活。
	建 物 被 害	倒 壊
		・1981年(昭和56年)新建築基準法以後の構造物は被害が少ない。 ・耐震化されてない木造住宅など160棟が半壊か全壊の被害が想定される
	焼 失	・想定では、0棟の焼失(南海トラフ)となっているが全壊時危険がある。
	ラ イ フ ン	電 気
		・100%の家庭や企業が停電5日間発生。
		ガ ス
		・プロパンガスのため被害は少ない
	上下水道	・60%の家庭や企業が使えなくなる、排水管被害5カ所の想定
	地 域 環 境	桂川
		・被害想定はないが流木などで災害の危険がある。
		柄杓流川
		・昭和41年に山腹崩壊と増水による土砂災害で床下・床上浸水数十棟発生
		倉見山
		・急傾斜地の崩壊、倉見2カ所 ・土石流被害 倉見5カ所
		三ツ峠
		・急傾斜地の崩壊、下暮地7カ所、小沼1カ所・土石流被害 下暮地12カ所
	土砂災害警戒区域	・倉見山・三ツ峠で27カ所ある。
	老朽化建物	・139号線でも数棟老朽化の建物あり。

第27条(震度6弱以上地震への備え)

- (1) 震度6弱以上の地震対策としては、家具の固定、電化製品の固定等を実施し倒壊による災害を防止する措置を講じる事が重要です。火災防止には、ブレーカー遮断器具の設置を推奨します。

※直近の巨大災害

阪神淡路大震災	M7.3	ゆれの時間	40～50秒	1995年 1月17日	5時46分
東日本大震災	M9	ゆれの時間	3分	2011年 3月11日	14時46分
熊本地震	前震 M6.5	震度7		2016年 4月14日	21時26分
熊本地震	本震 M7.3	震度7		2016年 4月16日	1時25分
糸魚川大火災	焼失社屋	150棟		2016年12月22日	
新燃岳(宮崎・鹿児島 県境)霧島連山→噴火警戒レベル3				2018年3月1日より11日4,500m噴煙	
大阪府北部地震	M6.1	震度6弱		2018年 6月18日	7時58分頃
西日本豪雨災害	死者209名不明20名			2018年 7月	

富士山噴火

第28条(富士山噴火と西桂町への被害想定)

- (1) 富士山噴火の被害想定は[付表8]に示す通り、深刻なのは火山灰の降灰深の影響と思われます、気象庁が発表している「火山灰到達予測範囲と降灰深」によりますと西桂町は30cmエリアです。
- (2) 火山灰は噴火が始まればある程度の期間降ることとなります、30cmエリアでは1日目で9cm、2日目以降は毎日1～2cmで噴火が沈静化するまで継続される事が想定されます。
- (3) 火山灰は、焼却炉のような灰ではなく、マグマが細かくちぎられた「ガラス片」であり、直接吸い込む事で人体に影響を及ぼす恐れもある。

[付表8] 富士山噴火と西桂町への被害想定

主たる被害項目		被害想定
富士山噴火と西桂町への影響	富士山噴火とは	○前回の噴火が1707年(宝永大噴火)という事で約300年もの間、噴火していない活火山であり、噴火に伴い溶岩流・噴石・火砕流及び火山灰の発生が予想されている。貞観噴火864年平安時代は非常に大きな噴火。
		○富士山噴火で一番影響があるのは火山灰と思われます、気象庁の火山灰到達予測範囲と降灰深は、最大50cmエリア、30cmエリア、10cmエリアが発表されている。風向きの影響が大きいと噴火口の位置に大きく左右されます。
		○火山灰は、関東全域に2cm～最大50cm以上降ることが予想されており、ちなみに30～50cmの降灰は、木造住宅を押しつぶすほどの重量です。
	火山噴火の種類・活動	○噴火の種類は3つあり①マグマ噴火②水蒸気噴火③マグマと水蒸気噴火であり噴火に伴い噴石や火山弾、火山流の発生が想定されている。富士山噴火は③のマグマと水蒸気噴火と想定されている。
		○火山は、100万年ほど活動するのが一般的であると言われているが、富士山は活動を始めてから10万年ほどの若い活火山である。
	巨大地震と富士山噴火の関係は	○巨大地震と富士山噴火の関係は、陸のプレートの下に水を含んだ海のプレートが入り込んで歪が耐えきれなくなって地震が発生、地中のマグマだまりに水が入り込み水蒸気の圧で噴火が発生するとも言われている。
	西桂町への影響	○西桂町への火山灰の降灰深は30km圏内30cmエリアで1日目9cm、2日目以降は毎日1～2cmで噴火が沈静化するまで続くと想定されています。そのため町外避難が富士吉田市より順次実施されていくこととなる。
		【道路】○火山灰が1cm以上になると通行止めが実施されます。
		【降灰】○火山灰(ケイ素)+水でコンクリート状態となる。
		【車両】○火山灰がエンジンに入り3mmでも故障する。
		【電気】○火力発電所は降灰でダウンする。
	農作物被害	○火山灰が2cm以上になると、農作物の収穫にも影響が出てきますし、毎日火山灰がふりますので雨が降ったら全滅が想定されます。
	町外避難	○富士山噴火に備えた広域避難計画で、富士北麓地域の広域避難先が2016年4月6日決まった。西桂町は、中央市約4,400名、昭和町約400名となった。今後具体的に、移動手段や経路、要支援者の受け入れなど検討が必要。 ○富士山火山噴火 広域避難に関するアンケート実施。平成30年4月集約済み

第5章 防災備品の調達と管理

第29条(大災害最悪シナリオの想定)

(1) 防災備品の準備は、最悪シナリオ[表9]を想定し必要備品を《個人で準備》、《町で準備》する物を明記し、災害への備えを図っておくことが重要なこととなっている。

[表9] 大災害最悪シナリオ

	種 別	発生時の状況、規模	
最悪シナリオ (地震・富士山噴火)	発生時間	・夜間真っ暗闇の時間に発生する事を想定。	
	季 節	・季節は冬で一面降雪量がある状況で発生する事を想定。	
	異常気象	雪	・積雪量は2014年2月の1.5m以上雪が降っている状況の事を想定。
		台風	・台風が接近・通過中に発生する事を想定。
		大雨	・大雨洪水警報が発令中に発生する事を想定。
		異常災害	・崖崩れ、土石流災害などが発生した事を想定。
	東海地震	・西桂町震度6弱の烈震が発生。その後連動して噴火が発生した事を想定。	
	曾根丘陵断層帯	・西桂町M7.3程度 震度6強の烈震が発生した事を想定。	
	富士山噴火	・最大規模で火口は本栖湖から裾野市の楕円状の範囲で発生した事を想定。 ・実際は、どこから噴火するかは分からない。	
	住宅火災	・地震による住宅倒壊後に火災が発生した事を想定。	
	停電の発生	・大災害が発生後、停電が発生しその後も計画停電が発生した事を想定。	
	上下水道	・大災害が発生後、家庭や企業で上下水道が使えない状況を想定。	
	インフラ被害	・一般道は渋滞で通行不可、高速道は全面復旧まで1カ月必要な状況。	
	火災による避難	・住宅火災が発生し、避難者用施設を開設する事を想定。	

第30条(個人調達の防災備品)

(1) 最悪シナリオを念頭に個人で準備する防災備品[付表10]を準備し、災害への備えを完了させておく様柿園区民への啓蒙活動を行っていく。

[付表10] 個人調達の防災備品

	防災用備品名	具体的内容
東海地震・富士山噴火	・要配慮者用毛布	・防災毛布を最低1枚用意
	・防寒用品・衣類	・アルミシートなどの防寒用品 ・手袋
	・簡易トイレ(百回分)	・停電、断水時の対策
	・懐中電灯	・LEDでポケットサイズのもの
	・ラジオ	・手回し充電ラジオ
	・貴重品	・保険証や通帳印鑑など
	・食料品	・個人で7日分を用意、町では避難者予測の5日分用意(5000人×20%)
	・ヘルメット(国家検定)	・噴火による降灰対策 ・地震対策
	・防塵マスク	・ぜんそく持ちの人などは準備
	・ガソリン	・残量が半分になったら給油しておく様にする。
	・火山灰対策	・降灰対策として備品を準備する。
	・持病の医薬品	・お薬手帳

第31条(防災備品の備蓄と管理)

- (1) 防災備品の調達・管理については、柿園区に設置済みの防災倉庫で備品管理を区単位で実施し、災害に備える事とする。
- (2) 防災倉庫設置済み備品、[付表11]「備品類の品目と数量」を名簿整理し、定期的に点検作業を実施する。

『※最新の備品は、柿園地区防災倉庫別資材一覧表』を活用の事。

[付表11] 防災備品 “必須備品類”の設置数量など

	各防災倉庫備品一覧					
	No	品 名	数 量	No	品 名	数 量
設置済み備品名と数量	1	発電機	1	2	投光機	1
	3	担架	1	4	メガホン	1
	5	一輪車	1	6	脚立ハシゴ	1
	7	剣先スコップ	3	8	角スコップ	2
	9	じょれん	1	10	つるはし	2
	11	大ハンマー	1	12	ブルーシート3.6×3.6	2
	13	ブルーシート5.4×5.4	2	14	テント	1
	15	救急箱	1	16	工具セット	1
	17	ロープ100m	1	18	コードリール	1
	19	軍手(束)	2	20	ラジオライト	1
	21	散水ホース	1	22	バケツ	3
	23	除雪機(旧消防詰所)	1			

- (3) 今後調達が必要と思われる防災備品を、[付表12]で検討していく。

[付表12] 防災備品 “調達検討備品類”の設置数量など

	各防災倉庫備品一覧					
	No	品 名	数 量	No	品 名	数 量
調達検討備品類	1	トランシーバー(公)		2	ランタン(公)	
	3	連絡用自転車(公)		4	手回し充電ラジオ(公)	
	5	ホワイトボード(公)		6	折りたたみ車椅子(要配慮者)	
	7	簡易ベット(公)		8	非常用給水袋(公)	
	9	リヤカー		10	土嚢袋	
	11	ジャッキ		12	ヘルメット	
	13			14		
必須個人調達備品類	No	品 名	数 量	No	品 名	数 量
	1	折りたたみ車椅子(要配慮者)		2	土嚢袋	
	3	ヘルメット		4	3WAY LED マルチライト	
	5	防災用リュック		6	トイレットペーパー	
	7	バール		8	のこぎり	
	9			10		
	11			12		

第32条(個人調達「非常食」及び「避難時備品」の備蓄と管理)

- (1)町民は非常食を1週間相当分を個人調達し、大災害への備えを済ましておくよう努力する。
- (2)町民の防災意識向上のため、町で一括注文を実施するなどして大災害への備えとする。
- (3)町の備蓄は、住民の20%×5000人分の5日分となっている事を考慮する事。
- (4)個人調達が必要と思われる「非常食」及び「避難時備品類」を[付表13]に示します。
- (5)個人調達品は、【お金をかけない事】工夫に工夫をし、準備する事。

[付表13]「非常食及び「避難時備品類」

調達品
☐ 防災用リュック(非常持ち出し品)
・貴重品(通帳、印鑑、保険証等) ・携帯電話(充電器)、・懐中電灯、・携帯ラジオ ・筆記用具、・メモ帳、・万能ナイフ ・着替え、・タオル、・ビニール袋 ・スリッパ、・雨具
☐ 防災用具
・ヘルメット→国家検定ラベル付 必ず用意するのが望ましい ・防塵マスク→労働安全衛生法ラベル付 喘息の方 高齢者 ・マスク ・ゴーグル
☐ 医薬品
・持病の薬 ・医薬品 ・目薬、・綿棒
☐ 弱者への備え (幼児 高齢者 病気療養)
・[幼児] ・粉ミルク、・おむつ ・[病気療養者] ・ ・折りたたみ車椅子
☐ 食料 1週間分の備蓄 2000kcal/日
・米 、・穀物類(イモ類、カボチャ、玉ねぎなど)長期保存が可能なもの ・レトルト食品(ご飯、シチュー、カレー、肉じゃが、インスタント麺、スパゲティ、粉末スープ) ・乾パン、うどん、そば、クラッカー、ステッククッキー、カロリーメイト、おかゆ、ラーメン
☐ 水 ……水の備蓄は死活的に重要
・目安 : 一人1日3L×3日分=10L×家族数 ・保存 : ①ペットボトル ②飲料用10L用ポリタンクで備蓄する ※水は塩素のおかげで傷みにくい、日付を書いて日影で保管する、1カ月は飲む事が出来る。
☐ トイレ
・非常用トイレ100回分の物を準備 便座の上から便袋→そこに凝固剤をふりかける。 ・家族分を用意する事が望ましい ・簡易トイレ(45Lポリ袋)等を利用し、設置する工夫をする。

第6章 大規模災害への備へ

第33条(指定避難所等一覧)

(1) 西桂町地域防災計画での避難所は、次表の通りとなっています。柿園区は西桂中学校へ避難致します。

[付表14] 指定避難所一覧

避難場所	避難対象	施設区分	施設種類	収容人員	炊出能力	備考
西桂小学校	倉見地区	避難所	校舎	1,900	あり	
	上町地区		体育館	680	なし	
	本町地区		グラウンド	—	なし	
西桂中学校	上町地区あげ	避難所	校舎	1,180	あり	
	柿園地区		体育館	590	なし	
	下暮地地区		グラウンド	—	なし	
西桂保育所	全域	避難所	館内	265	あり	
さずな未来館	全域	避難所	館内	155	あり	
いきいき健康福祉センター	要援護救助者	避難所	館内	145	あり	
広域避難先	(1) 中央市	避難所	15か所	4,400		
	(2) 昭和町	避難所	3か所	400		

(2) [付表14]に示した通り、西桂中学校避難所での収容能力は1,770人であり、最悪収容しきれない事も想定し、柿園区での避難所を確保する必要があります。

第34条(柿園区防災倉庫について)

- (1) 柿園区防災倉庫は4か所で300世帯をカバーするため、歴然として設置済み備品は不足している為、各組単位で名簿のチェックと個人で所持している方より災害時提供して頂くよう依頼しておく。
- (2) 発電機の点検は、6か月に一度点検を実施し、災害時に備えます。
- (3) 小型除雪機は、旧消防詰所に設置済み、大雪時は「別表-1」柿園区住宅地図にグリーン表示してある通学路を最優先で除雪する。距離は概ね2キロの区間が対象です。

第35条(住宅災害への備え)

- (1) 東海地震震度6弱以上の烈震により、西桂町では耐震化されていない木造住宅など160棟が半壊か全壊の被害が想定されている。耐震化住宅は1981年(昭和56年)新建築基準法以後の建物。
- (2) 阪神・淡路大震災が1995年(平成7年)1月17日5:46分[M7.2]40秒～50秒の揺れが発生。死者の8割以上が木造住宅などの倒壊による圧死や窒息死であった。
- (3) 自分の家について考えてみよう、①耐震化住宅②生活空間の居間③寝室④お勝手などを点検し、家具や電化製品のL字金具などでの固定を近所で助けあって実行するなど。

第36条(食料や医薬品などの備え)

- (1) 食料、水などは1週間分ほどの準備。電気、水道が止まった場合の想定による備品の準備。
- (2) 高齢者・幼児にたいする必要備品類の備蓄など。
- (3) 常用している医薬品の品名など。

第7章 柿園区『防災訓練』への取り組み

第37条(柿園区「防災対応細則」の継承手続き)

- (1) 新年度役員(柿園区組長)に対し出来るだけ早期に「柿園区防災対応細則」について、防災リーダーが説明し継承手続きを完了させます。

第38条(防災関連資料の整備)

- (1) 新年度役員(柿園区長・柿園組長)が選任され活動が開始されましたら、最初に次の資料を点検して最新版に更新します。

- ・別表-1 柿園地区 避難行動要支援者【組別・世帯別・家族構成別】名簿
- ・別表-2 柿園地区 【組別・世帯別】住宅地図
- ・別表-3 柿園地区 自主防災組織緊急連絡網
- ・別表-4 令和××年 柿園地区 自主防災組織役員名簿
- ・別表-5 柿園地区 被害状況連絡書(組)組長用

第39条(『災害図上訓練／D I G』の体験)

- (1) 定期的に柿園区全体の『災害図上訓練』を柿園区自主防災組織役員全員で実施し、地域防災活動を推進していきます。西桂町他地区防災役員への参加もお願いし連携強化を進めていきます。
- (2) 柿園区組別住宅地図により隣保の組長(3人ほど)により、区内の危険箇所などの点検や要配慮者のきめ細かな情報を蓄積しておきます。
- (3) 要配慮者の情報は、民生委員と連携し訓練時に生かしていきます。

『災害図上訓練／D I G』とは、甲斐の国・防災リーダー養成講座資料より抜粋
・市町村の防災担当、自主防災組織、防災リーダー、地域住民などが、それぞれの立場で ① 災害対応能力の向上を図るためや ② 災害に対する意識向上を図る訓練等に災害図上訓練を導入し ③ 地震だけでなく風水害など市民生活の安全を脅かす出来事が発生した時に、 ④ 地域にどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなど考える機会を提供するものです。 ⑤ これにより、安全な町づくりの課題や目標を明確にすることを目的としています。
・D I G=D i s a s t e r (災害) I m a g i n a t i o n (想像) G a m e (ゲーム)の頭文字

第40条(西桂町防災訓練と避難所運営について)

- (1) 毎年実施される8月末の西桂町防災訓練には、積極的に住民参加により防災意識向上の取り組みを体験できる様活動していきます。
- (2) 避難所開設後の行動は、西桂町避難所運営マニュアル平成26年版に基づき行動を実践する。
- ・避難所運営マニュアルは今後検討していくこととします。

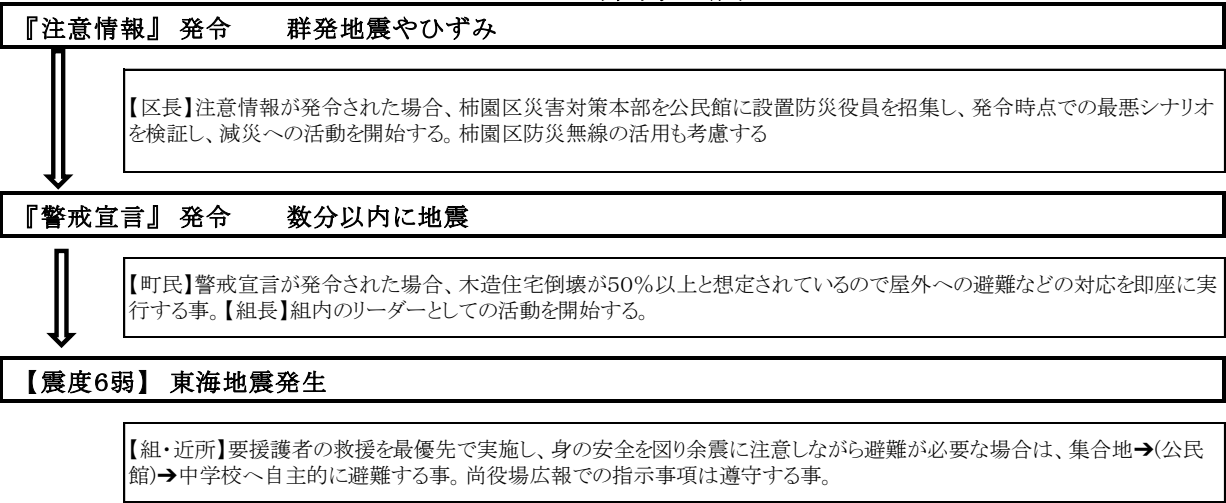
第41条(東海地震と富士山噴火の時系列による対応例)

- (1) 次ページ「付表-15」により柿園区防災役員は、大災害時の対応を想定し訓練しておくこと。

「付表-15」

東海地震と富士山噴火の時系列による対応例

《東海地震》



《富士山噴火》



別表－１

西桂町地域防災計画【柿園地区 地区防災計画】

柿園地区 避難行動要支援者名簿(組別・世帯別・家族構成別)管理運営手続き

第１条（柿園地区避難行動要支援者名簿作成の趣旨）

- (1) 「柿園地区防災計画」防災対応細則として各種諸資料を作成し、大規模災害時組長会での対応が円滑に出来る様要支援者名簿を作成し、活用する。
- (2) 名簿は、毎年５月頃に福祉保健課で提供される「避難行動要支援者登録名簿」に基づき、柿園区独自で調査した項目を加味し作成する。

第２条（「避難行動要支援者登録名簿」と柿園区での分類表について 【以下[組別名簿]と言う】

- (1) 表－１「災害時に自力で避難する事が困難な者」

福祉保健課の登録区分	柿園区の分類
(1) １人暮らしの高齢者（７５歳以上）	・歩行困難者→順位 1
(2) 寝たきりなど要介護４及び５の高齢者（６５歳以上）	・病気療養中→順位 2
(3) 認知症の高齢者	・高 齢 者→順位 3
(4) 高齢者のみの世帯（７５歳以上）	・乳 幼 児→順位 4
(5) 身体障害(児)者(身体障害者手帳３級以上)	
(6) 知的障害(児)者(療養手帳Ａ判定)	・歩行困難者とは、自力で公民館まで行けない人
(7) 精神障害者(精神障害者手帳１級の者)	・病気療養中とは、入院、透析中
(8) 難病患者	・高齢者とは、年齢に関係なく歩行が困難な人
(9) 人口透析患者	・乳幼児とは、就学前の子供
(10) 妊産婦・乳幼児	
(11) 外国人	
(12) その他災害時に支援が必要な人	

第３条（[組別名簿]作成の手順と管理）

- (1) 組長は、前年引継ぎ名簿をもとに６月～７月にかけて組内の動態を聞き取り調査し、区長に報告する。
- (2) 区長は、パソコンのエクセルで管理している名簿を更新し、８月末頃に実施されている西桂町防災訓練までに[組別名簿]を完成させ組長に配布する。

第４条（柿園区で作成した各種個人情報資料の管理と漏洩防止の徹底）

- (1) ＵＳＢメモリは、区長、防災リーダーの管理とし、町防災担当以外への貸出は厳禁する、やむを得ず貸出す場合は、区長の了解の元実施する。
- (2) 印刷する場合は、役場防災担当に依頼して管理徹底を図ること。

第５条（柿園地区 避難行動要支援者(組別・世帯別・家族構成別)名簿の活用

- (1) パソコンのエクセルで管理している為、基本情報を活用して希望している一覧表が随時作成が可能となっている。
- (2) この[組別名簿]の要支援者情報を「別表－１ 柿園区【組別】【世帯別】【家族構成別】住宅地図に落とし込み、柿園区の全体像が把握できる様にしている。

第６条（管理運営手続きの改定）

- (1) 改定は、区長が改定の指示を行い組長会で決定する。

以下余白

別表－１－１ 柿園地区 避難行動要支援者(組別・世帯別・家族構成別)名簿 参照のこと

別表－１－１ 見方柿園地区 避難行動要支援者(組別・世帯別・家族構成別) 名簿



2021年9月

組別集合地《かめや駐車場》１・２組 → 避難地《西桂中学校グランド》

世帯 番号	柿園 XX 組 — 1		世帯人員		令和X年	令和X年	避難	自宅	外出内訳			防災
	氏 名	住 所	人	区分	要支援者	要支援者	人員	待機	仕事	学校	外出中	出動
1-1	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	1	1-1	1							
2-2	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	2	2-1								
				2-2	・77777							
3-3	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	3	3-1								
				3-2	1							
				3-3	1							
4-4	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	4	4-1								
				4-2	・11111							
				4-3	1							
				4-4								
5-10	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	5	5-1								
				5-2	・ウウウ							
				5-3	1							
				5-4								
				5-5								
6-14	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	6	6-1								
				6-2	1							
				6-3	1							
				6-4								
				6-5								
				6-6								
12-14	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	7	7-1								
				7-2								
				7-3								
				7-4								
				7-5								
				7-6								
				7-7								
16-30	〇〇〇〇〇〇	小沼XXXX-XXX	8	8-1								
				8-2	・オオオ							
				8-3								
				8-4								
				8-5								
				8-6								
				8-7								
				8-8								
8	第 X 組	合計	36		11							
	歩行困難者	順位 1			4							
	病気療養中	順位 2			1							
	高 齢 者	順位 3			5							
	乳 幼 児	順位 4			1							

別表-2 西桂町地域防災計画【柿園地区 地区防災計画】

柿園地区【組別・世帯別】住宅地図 管理運営手続き

第1条（柿園地区【組別・世帯別】住宅地図とは）

- (1) 西桂町防災連携会議（平成26年度組織化）より、毎年各区「自主防災組織」への取組み要請として3点セットの作成要請があります。

3点セットの作成要請は次の通りです。

- 1点目 ・組別名簿（要支援者情報を含む）

○避難行動要支援者名簿として作成

- 2点目 ・組別地図

①地図には、要支援者を落とし込む

②集合地・地区倉庫・防火水槽など必要情報

○【組別・世帯別】住宅地図として作成

- ③点目 ・個別支援計画（地域支え合いカード）の作成

①要支援者世帯を訪問し、個別支援計画を作成

○1点目の組別名簿で代用し、避難場所です状況に合わせ作成する

第2条（柿園地区 住宅地図 の記載見本）

- (1) 住宅地図の記載見本

組No	氏 名
電話番号	
X 名	1 1 1 1
小沼XXXX-XXX	

X 名=世帯人員

	・歩行困難者→順位 1
	・病気治療中→順位 2
	・高 齢 者→順位 3
	・幼 幼 児→順位 4

◎	・防火水槽
○	・消火栓
	・外灯
	・防災倉庫

第3条（柿園地区 住宅地図 作成の手順と管理）

- (1) 組長は引継いだ住宅地図を基に該当項目に変更が発生した場合は速やかに区長に報告する。
 (2) 区長は、パソコンのエクセルで管理している住宅地図別表-2を改定し、該当組長及び防災役員に配布する。

第4条（柿園地区 住宅地図の個人情報保護の徹底と管理）

- (1) パソコンのエクセルで管理している住宅地図 別表-2は、個人情報漏洩防止のため町担当者以外への貸し出しは厳禁する。やむを得ず外部へ渡す場合は区長・防災リーダーの了解を得て実施する。
 (2) 印刷配布する場合は、役場防災担当に依頼して管理徹底を図ること。

第5条（管理運営手続きの改定）

- (1) 改定は、区長が改定の指示を行い組長会で決定する。

以下余白

別表-2-1 柿園区【組別】住宅地図 XX 戸 XXX 名 居住 参照のこと

別表-2-1
2021年9月

柿園区【4組】住宅地図 22戸 56名 居住

資料編

資料-74



XXXX年（令和X年）



令和XX年 柿園地区 自主防災組織役員名簿

区災害対策本部が設置された場合、本部活動◎に情報を報告する事		防災組織名	本部活動	情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班	巡回パトロール班	備考
	役職名	氏名								
柿園区災害対策本部	区長(統括責任者)		◎					○	◎	
	区長代理		◎					○	◎	
	防災リーダー①		◎	○					○	
	防災リーダー②		◎	○					○	
	防災リーダー③		◎	○					○	
	民生委員 ①		◎			○			○	
	民生委員 ②		◎			○			○	
	柿園区町会議員		○				○		○	
	柿園区町会議員		○				○		○	
	消防第2分団長		○		○				○	
	安協 副支部長		○				○		○	
	区長 氏名役員									

			柿園災害対策本部組織							巡回パトロール班	備考
	役職名	氏名	本部活動	情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班	巡回パトロール班		
柿園区「組」組織と組長役職名	区長		◎								
	区長代理		○								
	会計		○								
	書記		○								
	1組 戸										
	2組 戸										
	3組 戸										
	4組 戸										
	5組 戸										
	6組 戸										
	7組 戸										
	8組 戸										
	9組 戸										
	10組 戸										
	11組 戸										
	12組 戸										
	13組 戸										
	14組 戸										
	15組 戸										
	16組 戸										
	合計戸数 0 戸										

別表-5

被害状況連絡書（ 組）組長用

令和 年 月 日（ ）

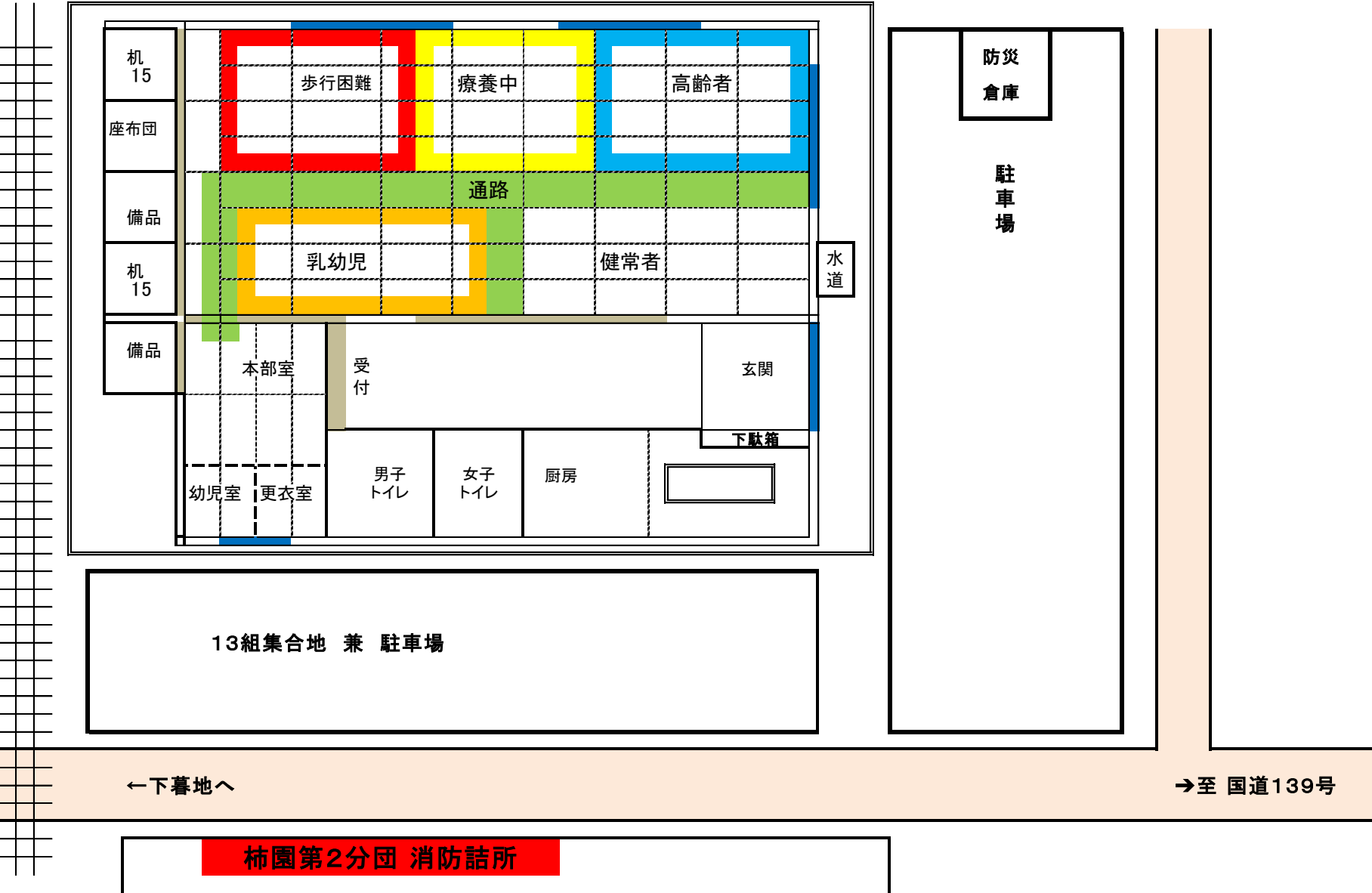
柿園区災害対策本部

	種 別	被害状況報告の詳細				規模	震度		噴火	なし
災害 対策 本部	【確認日時】	月 日 時 分				月 日 時 分				
	【避難人員状況】	世帯数	居住人員	避難世帯	避難人員					
	【要支援者組-番】									
	【閉鎖日時】	月 日 時 分				月 日 時 分				

被害 状況 報告	【確認日時】		月 日 時 分		月 日 時 分		
	被害項目番号と 被害項目	① 人的被害		② 火災		③ 建物倒壊	④ 道路被害
		⑤ 橋梁被害		⑥ 崖くずれ		⑦ 河川被害	⑧ 電柱倒壊
		⑨ 樹木倒壊		⑩ その他			
	項目番号	組一 番	氏名・場所	住 所	災 害 状 況		
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			
		—		小沼 番地			

付表一1

柿園公民館 避難所 活用区分



付表-2

柿園地区防災倉庫資材一覧表

2021年9月

防災用資材の点検及び不足資材の購入検討用に活用します。

N0-1 令和X年

番号	資機材名	公民館 防災倉庫	公民館前 物置 (灯油入)	防災倉庫 (旧詰所)	道路脇 防災倉庫 (一四組)	郷土公園	合計	
1	除雪機			1			1	
2	発電機	1		1	1	1	4	
3	道具一式(丸のこ・ カンナ・インパクト)	1					1	
4								
5	チェーンソー	1					1	
6	草刈機			1			1	
7	テント	2		2	2	2	8	
8	簡易テント			6			6	
9	長テーブル					8	8	
10	屋外用テーブル			2			2	
11	屋外用椅子			12			12	
12	折りたたみ脚立	1		1			2	
13	一輪車	1		1			2	
14	担架	1		1	1		3	
15	ラジオカセット	1					1	
16	ラジオライト			7			7	
17	投光器	1					1	
18	延長リール	1		1			2	
19	LED 投光器(スタンド型)	2		1		1	4	
20	LED 投光器(ハンディ型)	2		1		1	4	
21	延長コード(10m 3口)	2		1		1	4	
22	延長コード(10m)	2		1		1	4	
23	延長コード(5m)	2		1		1	4	
24	テーブルタップ 6 個口	2					2	
25	USB 急速充電器 6 ポート	2					2	
26	メガホン	2			1		3	
27	ヘルメット	4		5			9	
28	消火栓ホース				7		7	
29	消火器				3		3	
30	ロープ			3			3	
31	散水リール		1				1	
32	緊急シート	1					1	
33	防水シート						0	
34	軍手(束)			2			2	
35	土のう				8		8	
36	救急箱	2		1	1	1	5	
37	工具セット	1		1	1		3	
	余白						0	

資料編

N0-2 令和X年現在

番号	資機材名	公民館 防災倉庫	公民館前 物置 (灯油入)	防災倉庫 (旧詰所)	道路脇 防災倉庫 (一四組)	郷土公園	合計	
38	ペンチ	1			2		3	
39	番線切り	1					1	
40	かまど	1			1		2	
41	釜 (10L)	1					1	
42	やかん	1					1	
43	バケツ	7		5	5	3	20	
44	お椀・茶碗一式			2			2	
45	ブルーシート	15	1	3	4	4	27	
46	のこぎり				1		1	
47	なた	1			1		2	
48	かま					1	1	
49	バール (大)	1					1	
50	片手おの			1			1	
51	ハンマー (大)	2		1	1		4	
52	ハンマー (小)	1		1			2	
53	剣先スコップ	4		4	2	3	13	
54	角先スコップ	2		4	2	1	9	
55	しよれん	2		1	1	2	6	
56	つるはし	2		1	2	1	6	
57	みつば			1			1	
58	トンガ					1	1	
59	整備表	1					1	
60	灯油ポリ缶		3				3	
61	ガソリン 0.5L (携帯缶)	3		1			4	
62	自主防災旗・ポール	1					1	
63	除草剤						0	
64	じょうろ(除草剤用)	2					2	
65	バケツ(除草剤用)	2					2	
66	床ブラシ		1				1	
67	災害時非常食	400					400	
	余 白							
	【組長への貸与備品】							
	防災ベスト						0	
	3WAY LED マルチライト						0	

付表-3 柿園区【組別】 富士山 火山噴火 広域避難に関するアンケート用紙 集計表

令和3年9月版

柿園区 集計表

	基本情報		広域避難先へ→Q1-避難する				広域避難先へ→Q1-避難しない			広域避難は自家用車避難Q5→できる				広域避難は自家用車避難Q5→できない					ペット
世帯番号	氏名	世帯総数	Q2-世帯全員で避難(人数)	Q2-世帯全員ではない(人数)【避難先】	Q3-世帯全員ではない(人数)	Q3-世帯全員ではない(理由)【仕事、公務など】	Q1→Q4家族または親戚(人数)	Q1→Q4避難しない[自宅に残る](人数)	Q1→Q4避難しない(その他理由)	1台(台数)	2台(台数)	3台(台数)	4台以上(台数)	Q7→自家用車を所有していない(人数)	Q7→広域避難先まで運転ができない(人数)	Q8→家族又は親戚に頼る(人数)	Q8→ご近所に頼る(人数)	Q8→町のバスを希望する(人数)	ペットを記入(匹)
16	1組 合計	48	31				12	5		5	8			3		3		2	
10	2組 合計	31	21	1	1		11			6					3			1	
8	3組 合計	20	3	2	1		14			4		3		1	2			3	
22	4組 合計	56	24	5	3		20	3		12	8			1	2	3		3	
15	5組 合計	40	23	1	1		14	2		9	4				7			7	
10	6組 合計	28	27					3		5	2			1	5		1	4	
24	7組 合計	78	60	1			4	10		12	8	3	4	3	2	2		4	
15	8組 合計	36	20					13		6	4			1	7			11	
15	9組 合計	47	18	2	2		21	4		5	4			1	1			2	
19	10組 合計	52	27	8	2		6	11		15				2	2	2		2	
23	11組 合計	60	51				8	4		14	6			1	2	2		1	
19	12組 合計	68	45	8	2		5	8		10	8				4		2	2	
25	13組 合計	74	54	3	1		9	6		15	18								
18	14組 合計	55	32				13	8		12	4						2		
22	15組 合計	59	35	5	2		16	3		17	4				3	2		1	
38	16組 合計	125	66	2	3		46	4		18	18	3	4	2	1	5		3	
299	柿園区 総合計	877	537	38	18		199	84		165	96	9	8	16	41	19	5	46	

8 応援協定等関係

8-1 災害時相互応援協定等一覧

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
1	山梨県常備消防相互応援協定書	甲府地区広域行政事務組合、都留市、富士五湖広域行政事務組合消防本部（旧 富士五湖消防組合）、大月市、峡北広域行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、東山梨消防本部（旧 東山梨消防組合）、上野原市（旧 上野原町）、南アルプス市消防本部（旧 峡西消防組合）	昭和61年6月1日
2	山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	山梨県	平成7年3月20日
3	富士山麓災害時の相互応援に関する協定	富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、身延町	平成15年12月11日 平成28年5月18日 都留市加入
4	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 （環富士山火山防災連絡会議構成市町村）	＜山梨県＞ 富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町 ＜静岡県＞ 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	平成18年5月10日 平成28年5月23日 都留市加入
5	災害時における応急対策に関する協定書	社団法人 山梨県建設業協会都留支部	平成18年9月15日
6	災害時相互応援に関する協定書 （富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村）	＜山梨県＞ 富士吉田市、身延町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 ＜静岡県＞ 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町（※2）、富士川町（※1）、西伊豆町、南伊豆町 ＜神奈川県＞ 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	平成18年11月30日 平成20年4月1日 西伊豆町加入 平成23年11月25日 東伊豆町加入
7	災害時における救援物資の提供に関する協定書	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社	平成20年7月1日
8	西桂町防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力株式会社	平成22年1月21日

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
9	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（富士山火山防災協議会構成市町村の連名協定）	NPO法人コメリ災害対策センター （株）カインズ （株）Jマート （株）クスリのサンロード （株）ケーヨー ウエルシア関東株式会社	平成22年12月9日 平成22年12月10日 平成22年12月13日 平成22年12月15日 平成22年12月21日 平成23年7月13日
10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年3月7日
11	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成23年11月25日 平成30年2月5日 再締結
12	災害時における生活物資の調達、供給等に関する覚書	西桂町商工会	平成24年9月5日
13	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成25年3月11日
14	災害時における協力に関する協定書 （富士五湖構成市町村での連盟協定）	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	平成25年10月31日
15	災害時における相互協力に関する協定書	生活協同組合パルシステム山梨	平成27年8月12日
16	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成27年12月1日
17	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	山梨県エルピーガス協会富士五湖地区会	平成27年12月21日
18	富士山火山噴火時における西桂町の広域避難に関する覚書	中央市、昭和町	平成28年3月30日
19	災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社エフエム富士五湖	平成28年4月1日
20	災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般社団法人山梨県トラック協会 山梨流通株式会社	平成30年3月28日
21	富士山火山監視映像データ提供に関する協定	国土交通省中部地方整備局 山梨県県土整備部	平成30年6月1日
22	地方創生に係る包括的地域連携に関する協定書	山梨県町村会 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	平成30年8月9日
23	西桂町と郵便局との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社 小沼郵便局 日本郵便株式会社 富士吉田郵便局	平成30年10月29日
24	大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	令和元年8月1日
25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年12月23日
26	地震発生時における指定避難所の被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	山梨県建築士会北富士支部	令和2年6月9日

資料編

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
27	災害時における施設等の利用に関する協定	観山荘	令和2年6月25日
28	災害時における飲料水等供給に関する協定書	株式会社オムコ東日本山梨工場 プレミアムウォーター株式会社 富士サンスイ株式会社 富士アクア株式会社 富士ピュア株式会社	令和2年9月28日
29	防災に関する協定	株式会社FMふじやま	令和2年10月1日
30	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年8月16日

※1 平成20年11月1日 静岡県富士川町が富士市へ編入合併

※2 平成22年3月23日 静岡県芝川町が富士宮市へ編入合併

9 条例等関係

9-1 西桂町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成3年12月24日

西桂町条例第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有したものをいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にす

資料編

る。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者の1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に当たっては500万円とし、その他の場合に当たっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡者に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた者である場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項で掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財について被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 西桂町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(昭和49年西桂町条例第12号)は、廃止する。

附 則(平成24年9月21日西桂町条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年9月27日西桂町条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第2項及び第3項並びに第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

9-2 西桂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年4月23日

西桂町規則第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、西桂町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成3年西桂町条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

資料編

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予

期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときには、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は、住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

資料編

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月27日西桂町規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

別紙様式 略

9—3 西桂町災害時要援護者登録台帳の整備及び保管等に関する要綱

平成27年4月1日

西桂町告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の規定に基づき、要援護者を災害時に迅速かつ的確に安否確認及び避難誘導等を行うために、要援護者の住所及び氏名等を記載した名簿を平常時に整備、作成並びに保管し、適切に利用することを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、西桂町内に住所をおき居住している者をいう。

- (1) 一人暮らしの高齢者（75歳以上）
- (2) 寝たきりなど要介護4及び5の高齢者（65歳以上）
- (3) 認知症の高齢者
- (4) 高齢者のみの世帯（75歳以上）
- (5) 身体障害（児）者（身体障害者手帳3級以上）
- (6) 知的障害（児）者（療育手帳A判定）
- (7) 精神障害者（精神障害手帳1級の者）
- (8) 難病患者
- (9) 人工透析患者
- (10) 妊産婦・乳幼児
- (11) 外国人
- (12) その他災害時に支援が必要な人

(台帳登録対象者)

第3条 町長は、前条各号に該当する者及び災害時に自力で避難することが困難な者を対象に台帳への登録をするものとする。

(要援護者の台帳登録)

第4条 町長は、毎年9月1日現在をもって要援護者を登録するものとする。但し、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(登録台帳等の整備)

第5条 町長は、前条の規定により登録された者を一覧表及び各行政区単位の名簿（以下「登録台帳」という。）として整備する。また、必要に応じて図面を整備することができる。

(登録台帳の保管等)

第6条 町長は、法第49条の11の規定に基づき、登録台帳等を役場庁舎内に保管し、その写しを作成のうえ、封印し、各地区の次の者に配備するものとする。なお、町長はこれらの者に配備する際、覚書（様式第1号）及び受領書（様式第2号）を交わした上、管理台帳（様式第3号）を整備し、責任の拠所を明確にするものとする。

- (1) 区長
- (2) 消防分団長

資料編

- (3) 民生委員児童委員
- (4) 防災リーダー
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 各号の者は、自らの任務が解けた場合、遅滞なく町長に登録台帳の返戻を行うものとする。

(各地区による登録台帳の管理等)

第7条 前条の各号により配備された者は、法第49条の11の規定に基づき、配備された登録台帳等を適切に管理し、原則として町長の指示があるまでは開封してはならない。但し、次のように住民の生命、身体、財産の保護のため緊急に開封する必要があるときは、この限りではない。その場合、事態が沈静化し、必要がなくなり次第、速やかに町に返戻するものとする。

- (1) 「特別警報」が発令されたとき
- (2) 突発的な災害で、甚大な災害に繋がる恐れがあるとき

2 開封の指示手順は、町長が区長に指示し、区長から第6条各号の者へ指示をするものとする。但し、区長に事故等あるときには、それ以外の者へ町長が指示するものとする。

3 前条の各号により配備された者が、登録台帳等を紛失及び誤開封等した場合は、速やかに町長に報告(様式第4号)しなければならない。

(登録台帳等の利用)

第8条 第6条の各号により配備された者は、災害発生時及び災害の発生のおそれがある場合に町長の指示により、登録台帳を開封し、次号に掲げる支援にのみ使用することができるものとする。

- (1) 安否確認、救出活動、避難誘導その他これらに準ずる行為
 - (2) 前号の活動を容易にするために行う見守り、声掛け、相談その他これらに準ずる行為
- (保持者等の義務)

第9条 第6条の各号により配備された者は、法第49条の11の規定に基づき、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を使用してはならない。

2 第6条の各号により配備された者及び各地区の全ての支援員は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、支援する役割を離れた後も同様とする。

3 第6条の各号により配備された者は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式 略

9-4 西桂町災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱

平成28年3月31日

西桂町告示第7号

改正 平成29年3月31日告示第4号

令和元年5月1日告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時の建築物倒壊による緊急輸送道路等の閉塞を防ぎ、町民の避難路や緊急車両の通行を確保するために通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震化に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西桂町補助金等交付規則（平成4年西桂町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 通行障害既存耐震不適格建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。

(2) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者が行う建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 指定評価者

補助金の交付建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして山梨県知事が認める機関をいう。

(4) 耐震化

耐震設計、耐震改修、建替え及び除却をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づく国の交付金（以下「交付金」という。）を受けて実施する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震化に要する経費に対して補助金を交付する事業とする。なお、補助事業の対象となるものは、次に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

(2) 国又は地方公共団体が所有するものを除く。

(3) 建替えの場合は、従前の建築物を除却すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、通行障害既存耐震不適格建築物を所有する者とする。

(補助対象経費)

資料編

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する事業に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に要する経費（設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する経費を含む。）
- (2) 耐震設計に要する経費（指定評価者の判定に要する経費を含む。）
- (3) 耐震改修に要する経費
- (4) 建替え又は除却に要する経費（前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる費用で、別表1に定める補助率により算定した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額に変更のない場合をいう。）についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに災害時避難路通行確保対策事業費の未完了報告書（様式第5号）を町長に提出してその指示を受けること。

（変更の承認等）

第9条 町長は、前条第1号の規定による災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第2号の規定による災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、災害時避難路通行確保対策事業の中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 町長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、交付決定者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに災害時避難路通行確保対策事業補助金実績報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その実績報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書（様式第10号）により、遅滞なく補助金の交付を町長に請求しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震診断及び耐震化業務の契約を締結した建築士事務所または施工者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、災害時避難路通行確保対策事業費補助金受領委任払請求書（様式第11号）によるものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震診断及び耐震化業務の契約を締結した建築士事務所または施工者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（指導等）

第14条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するため、当該申請者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（書類の保管）

第15条 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了、若しくは廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月31日西桂町告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月1日西桂町告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

資料編

別表1（第5条、第6条関係）

経費区分	補助対象経費の限度額	補助率
耐震診断に要する経費 （設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する経費を含む。）	1 耐震診断費 1) 面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内 2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 3) 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、指定評価者の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,540,000円を限度として加算することができる。	対象経費の5/6以内の額
耐震設計に要する経費 （指定評価者の判定に要する経費を含む。）	1 耐震改修に関わる設計費 1) 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内 2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 3) 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 2 建替えに関わる設計費 耐震改修に要する経費相当分を建築工事とした上で、交付金の算出方法に準じて算出した額	対象経費の2/3以内の額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	1 耐震改修工事費 1) 住宅（木造）については、13,500円/㎡以内 2) 住宅（非木造）については、33,500円/㎡以内 3) 住宅以外については、50,300円/㎡以内 2 建替え工事費及び除却工事費 建替えに要する費用及び除却に要する費用の合計以内とする。 なお、第1号の耐震改修工事費（従前の建築物の延面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。 3 除却工事費 除却に要する費用とする。 なお、第1号の耐震改修工事費（従前の建築物の延面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。	対象経費の2/3以内の額

別表2（第7条第2項、第11条第2項関係） 添付書類

申請書の種類	様式	添付図書
災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書	第1号	【共通】 ・交付申請額の算出方法（別紙1） ・算定内訳（別紙2～4）※費用区分に応じたもの ・収支予算書又はこれに代わる書類 ・その他町長が必要と認める書類 【耐震診断】 ・対象となる建築物の現況を表す図面等（位置図、配置図、各階平面図、外観写真） ・診断技術者の資格を証する書類（写） ・耐震診断見積書（写） 【耐震設計】 ・設計者の資格を証する書類（写） ・耐震診断結果報告書（写） ・設計工程表（概要で可） ・設計見積書（写） 【耐震改修】 ・工事に関する設計図書（配置図、平面図等） ・耐震診断結果報告書（写） ・補強計画に係る指定評価者の判定書（写） ・工事行程表（概要で可） ・工事見積書（写） 【建替え及び除却】

申請書の種類	様式	添付図書
		・工事（建替え）に関する設計図書（配置図、平面図等） ・耐震診断結果報告書（写） ・工事行程表（概要で可） ・工事見積書（写）
災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書	第2号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書	第3号	・交付申請額の算出方法（別紙1） ・算定内訳（別紙2～4）※費用区分に応じたもの ・変更増の場合は、収支予算書又はこれに代わる書類 ・申請内容の変更を示す図書
災害時避難路通行確保対策事業費の中止（廃止）承認申請書	第4号	・補助金交付申請書の写し ・交付決定書の写し
災害時避難路通行確保対策事業費の未完了報告書	第5号	・事業の実施状況表（任意書式）
災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書	第6号	
災害時避難路通行確保対策事業費の中止（廃止）承認通知書	第7号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金実績報告書	第8号	【共通】 ・交付決定通知書（写） ・完了実績一覧表（別紙5） ・契約書（写） ・その他町長が必要と認める書類 【耐震診断】 ・耐震診断結果報告書 ・指定評価者の判定書等 ・耐震診断費の領収書の写し 【耐震設計】 ・耐震設計の概要図面等 ・指定評価者の判定書等 ・設計費の領収書の写し（設計者の発行したものに限る。） 【耐震改修】 ・改修工事の概要 ・耐震改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時） ・工事費の領収書の写し 【建替え及び除却】 ・請負契約書の写し ・除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、完了時） ・建替え工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、完了時） ・工事費及び除却費の領収書の写し
災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書	第9号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金支払請求書	第10号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金受領委任払請求書	第11号	

別記様式 略

9－5 西桂町防災会議条例

昭和38年3月20日

西桂町条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、西桂町防災会議の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西桂町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて西桂町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 西桂町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 西桂町教育委員会の教育長
 - (5) 西桂町消防団長
 - (6) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 山梨県知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識、経験のあるもののうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及びその専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月27日西桂町条例第11号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日西桂町条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日西桂町条例第19号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

9－6 西桂町災害対策本部条例

昭和38年3月20日

西桂町条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき西桂町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月22日西桂町条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月14日西桂町条例第19号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

9－7 西桂町地震災害警戒本部条例

昭和54年9月14日
西桂町条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定により、西桂町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 西桂町教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 西桂町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(5) 富士五湖広域行政事務組合消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が委嘱する者

(6) 西桂町消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、西桂町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらあじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月27日西桂町条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

９－８ 西桂町自主防災組織強化補助金交付要綱

平成28年 9 月 1 日

西桂町告示第16号

改正 令和元年12月 1 日告示第20号

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民相互の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動を促進し、自主防災組織の育成及び強化を図るため、自主防災組織の運営費並びに防災活動に要する経費及び自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、西桂町補助金等交付規則（平成4年12月24日西桂町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 町長は、自主防災組織の活動に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、各地区（自主防災組織）につき1年度200,000円を限度とする。

（補助金の申請）

第4条 各自主防災組織の代表者（以下、代表者という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第5条 町長は、前条の規定による補助金の申請があった場合において、速やかにその内容を審査の上、適当と認めたときには補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により当該代表者に通知するものとする。

（事業の中止、変更）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた代表者は、事業の内容に変更が生じたときは、変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第7条 代表者は第5条により決定した補助金の請求をするときは、補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 代表者は、補助事業が完了したときには、事業完了後30日以内に補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第5号）に別に定める書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、代表者に対し補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金を対象外の目的に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年9月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(西桂町地域防災力強化補助金交付要綱の廃止)

- 2 西桂町地域防災力強化補助金交付要綱（平成25年3月22日西桂町告示第23号）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和元年12月1日西桂町告示第20号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に交付が決定された補助金については、従前の例による。

別表1（第2条関係）

区分	対象となる経費
防災資機材の購入等に要する経費	発電機、蓄電池、拡声器、消火器、三角消火バケツ、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭、ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、バール、ハンマー、投光器、コードリール、ロープ、担架、救急セット、防災備蓄倉庫などの購入費
給食・給水に関する経費	鍋、釜、かまど、浄水器、給水タンク、バケツ、ガスコンロ、備蓄食糧及び備蓄飲料等
避難生活に関する経費	テント、防水シート、簡易トイレ、毛布、間仕切り、冷暖房器具、携帯ラジオ、テレビ、避難場所の維持、修繕等
自主防災組織の充実強化に関する経費	各種会議の開催 各種団体との連絡体制の構築 組織の規約・計画の作成 防災資機材の点検、維持、補修等
防災訓練に要する経費	防災訓練等に係る各種会議の開催 図上訓練（避難経路・危険箇所の確認など） 避難誘導、初期消火訓練、炊出し訓練 負傷者搬送訓練等
防災意識の普及啓発に関する経費	各種講演会・研修会の開催又は出席 啓発用チラシ・パンフレット等の配布
避難行動要支援者の対応に関する経費	避難行動要支援者の個別支援計画の作成 避難行動要支援者マップの作成 その他避難行動要支援者に関する経費
その他の経費	その他、町長が特に必要と認める経費

資料編

別記様式 略

9-9 西桂町防災リーダー設置に関する規則

平成30年3月20日
西桂町規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、西桂町において、地震などの各種災害が発生した場合に備え、地域住民が連帯共同することにより被害を未然に防止し、又は軽減し、予防するため、西桂町地域防災計画に定められている、自主防災組織が行う情報伝達、避難誘導、初期消火、救出、救護、炊出し、避難所開設運営等の防災活動の中核となる西桂町防災リーダー(以下「防災リーダー」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 防災リーダーは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域における防災知識の普及・啓発
- (2) 防災活動に必要な知識、技術の習得
- (3) 町及び地域が行う防災活動への参画・助言・指導
- (4) 町及び地域における防災訓練の実施にかかる助言・指導
- (5) 災害発生時における情報の収集連絡、救出・救護、避難誘導、避難所運営等、自主防災組織が行う災害応急対策にかかる助言・指導
- (6) その他、災害発生時に備えた予防等

(定数)

第3条 防災リーダーの定数は、地区自主防災組織単位ごとに2人以上を基本とし、地域の実情等を勘案のうえ若干の増減を認めるものとする。

(委嘱の手続)

第4条 防災リーダーは、次の要件を満たす者で、地区自主防災会長と協議のうえ、町長が選任し委嘱する。

- (1) 防災リーダーの任を果たす上で意欲及び体力を有する者
- (2) 町内在住者(災害時の緊急参集が出来る方)

2 前項の委嘱に当たっては、町長から防災リーダーに対し委嘱状を交付するものとする。

(任期)

第5条 防災リーダーの任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 任期内に防災リーダーに変更があった場合における後任の防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(活動装備品)

第6条 町長は、防災リーダーに対し、活動装備品を次のとおり支給する。

- (1) 防災服(上下)
- (2) 雨合羽(上下)
- (3) ヘルメット

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災リーダーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

9－10 西桂町罹災証明書等交付要綱

平成30年12月 1 日

西桂町告示第 9 号

改正 令和 2 年12月25日告示第25号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書の交付及び同法第 2 条第 1 号に規定する災害（大規模な火事を除く。以下「災害」という。）によって生じた被害についての証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分を行い、社会通念上の住家であるかどうかについては問わない。
- (2) 罹災証明書 災害による住家の被害の程度を証明するものをいう。
- (3) 被災証明書 災害による住家以外の財産の被害及び人的被害の事実を証明するものをいう。

(証明書の申請)

第 3 条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第 1 号）に被害状況が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、被害認定調査の現地確認が行われた場合は、書類の添付を省略することができる。

2 被災証明書の交付を受けようとする者は、被災後速やかに被災証明書交付申請書（様式第 2 号）に被害状況が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(被害程度の認定)

第 4 条 罹災証明書における被害程度の認定は、次に掲げる基準及び指針等に基づき判定し行うものとする。

- (1) 災害の被害認定基準について（平成13年 6 月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）
- (2) 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

(証明書の交付)

第 5 条 町長は、第 3 条による申請書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、申請書の内容を審査し、次の各号のいずれかに定める証明書を交付するものとする。

- (1) 罹災証明書（様式第 3 号）
- (2) 被災証明書（様式第 4 号）

(再調査の申請)

第 6 条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に町長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書及び住家被害認定再調査申請書（様式第 5 号）を町長に提出して行うものとする。

(交付の特例)

第7条 罹災証明書又は被災証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合は、当該様式への証明をもって第5条の交付に代えることができる。

(手数料の免除)

第8条 罹災証明書及び被災証明書の交付に係る手数料は、西桂町手数料条例（平成12年西桂町条例第4号）第5条第7号の規定により免除するものとする。

(罹災証明書交付台帳の作成)

第9条 罹災証明書を交付したときは、罹災証明書交付台帳（様式第6号）に記載し、備え付けるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日西桂町告示第25号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式 略

9-11 西桂町消防団の設置等に関する条例

平成4年3月26日

西桂町条例第6号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

西桂町消防団

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
西桂町消防団	西桂町

9-12 西桂町消防団の組織等に関する規則

平成13年3月23日

西桂町規則第7号

(通則)

第1条 西桂町消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に、団本部(以下「本部」という。)及び分団をおく。

2 本部及び分団の名称、階級ごとの定員並びに管轄区域は、別表に定めるところによる。

(本部)

第4条 本部に団長、副団長及び本部員をおく。

2 本部員は、分団員のうちから団長が任命する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定める順序に従いその職務を代理する。

(分団)

第5条 分団に分団長、副分団長、給与、係長、班長、及び団員をおく。

2 分団長は、団長の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 係長、班長及び団員は、分団長の命を受け、分担事務に従事する。

(任期)

第6条 団長、副団長、技術交通正副分団長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(宣誓)

第7条 団員は、その任命後別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(退職)

第8条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服務)

第9条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対して常に水火災又は地震等の災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、その使命遂行のため十分な任務に当たらなければならない。

(2) 規則を厳守して、礼節を重んじ、分団長の指揮命令のもとに行動しなければならない。

(3) 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(災害出場)

第10条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の定め

資料編

る交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第11条 水火災現場への出場及び引き返す場合、消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

(管轄区域)

第12条 消防団は、消防長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、管轄区域を確認しがたい場合又は別に定めるところによりあらかじめ相互応援に関し協定が結ばれていて団長の命令があったときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第13条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体、財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第14条 火災現場に先着した副団長、分団長、副分団長(以下「指揮者」という。)は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り、責任を負わなければならない。

(死体発見の場合の措置)

第15条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第16条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表はしないこと。

(教養及び訓練)

第17条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の錬成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

(訓練、礼式及び服制)

第18条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防庁が定める基準による。

(表彰)

第19条 町長又は消防団長は、分団、又は団員がその任務遂行に当たってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 表彰は、次の各号の種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

- (1) 表彰状は、消防職務の遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。
- (2) 賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

(感謝状の贈呈)

第20条 町長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号の一に該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
 - (2) 防災思想の普及
 - (3) 消防設備の強化拡充についての協力
 - (4) 水火災現場における人命救助
 - (5) 水火災その他災害時における警戒、防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範となるべき功績
- (文書簿冊)

第21条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
 - (2) 人事発令簿
 - (3) 沿革誌
 - (4) 日誌
 - (5) 設備資材台帳
 - (6) 区域内全図及び消防設備等配置図
 - (7) 消防計画
 - (8) 金銭出納簿
 - (9) 各種手当支給簿
 - (10) 給与品、貸与品台帳
 - (11) 消防法規及び諸通知文書綴
- (補則)

第22条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に消防団員である者は、別に辞令を発せられない限り、消防団員となるものとする。
- 3 西桂町消防団規則(昭和26年西桂町規則第9号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月25日西桂町規則第8号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日西桂町規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日西桂町規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日西桂町規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料編

別表(第3条関係)

本部及び分団の名称、階級ごとの定員並びに管轄区域表

編成等 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	給与	係長	班長	団員	計	区域	備考
本部	1	2							3	西桂町全域	
技術分団			1	2		2		(5)	⁵ (5)	西桂町全域	()内は兼務
交通分団			1	1		1		(5)	³ (5)	西桂町全域	()内は兼務
第1分団			1	2	1		4	12	20	倉見地区	
第2分団			1	2	1		4	13	21	柿園地区	
第3分団			1	2	1		5	10	19	本町地区	
第4分団			1	2	1		4	15	23	上町地区	
第5分団			1	2	1		4	12	20	下暮地地区	
合計	1	2	7	13	5	3	21	62	114		

別記様式(第7条関係) 略

9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和3年7月21日 規則第4号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1）避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり330円以内の額とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（（2）のア④において「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設することができる期間は法第2条第2項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

ア 建設型応急住宅

- ① 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- ② 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。
- ③ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。
- ④ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置

資料編

することができる。

- ⑤ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- ⑥ 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- ⑦ 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- ① 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの②に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- ② 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- ③ 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの⑥に規定する期限までとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内の額とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。(3)のイ及び8の(1)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月から 3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から 9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月から 3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下このア及びウにおいて「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術

資料編

④ 病院又は診療所への収容

⑤ 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

① 分べんの介助

② 分べん前及び分べん後の処置

③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり595,000千円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり300,000円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3箇月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6箇月以内)に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った

世帯に対して行う。

- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(3)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。)に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - ア 教科書代
 - ① 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - ② 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具費及び通学用品費
 - ① 小学校児童 1人当たり4,500円
 - ② 中学校生徒 1人当たり4,800円
 - ③ 高等学校等生徒 1人当たり5,200円
- (4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的处理程度のものを行う。

資料編

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり215,200円以内の額(死亡時において12歳未満であつた者にあつては、172,000円以内の額)とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの(以下この12において「障害物」という。)の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行った1世帯当たりの費用の平均額は、137,900円以内の額とする。

(3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者(法第4条第2項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり25,300円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり16,400円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり16,500円

エ 救急救命士 1人1日当たり14,500円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円

カ 大工 1人1日当たり25,700円

キ 左官 1人1日当たり26,500円

ク とび職 1人1日当たり24,900円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額

10 様式関係

10-1 「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
	構造 延べ面積 階層 面積
焼 損 程 度	焼 損 棟 数 } 計 棟 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足
りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分			
	2	危険物等に係る事故	都 道 府 県				
	3	原子力施設等に係る事故	市 町 村 (消防本部名)				
	4	その他特定の事故	報 告 者 名				
消防庁受信者氏名							
事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発 生 場 所							
事 業 所 名		特別防災区域	〔レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他〕				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発 見 日 時	月 日 時 分			
			鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法			気 象 状 況				
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()			物 質 名			
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()						
施 設 の 概 要			危険物施設の 区 分				
事 故 の 概 要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) { 重 症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽 症 人 (人)				
消防防災活動 状況及び救 急・救助活動 状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
					そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不 明 人	負傷者等 { 重 症 人（人） { 中等症 人（人） { 軽 症 人（人）	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名（第 報）

災 害 の 概 況	発 生 場 所					発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

10-2 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災害報告

都道府県	山梨県			区	分	番号	被害			
災害者	年月日第報			その他	田	流出・埋没	ha	22		
年月日	確定					冠	水	ha	23	
					畑	流出・埋没	ha	24		
					冠	水	ha	25		
報告者名				文教施設	箇所		26			
区	分	番号	被害	病院	箇所		27			
人的被害	死者	人	1		道路	箇所		28		
	行方不明者	人	2		橋梁	箇所		29		
	負傷者	重傷	人	3		河川	箇所		30	
		軽傷	人	4		港湾	箇所		31	
住家被害	全壊	棟	5		その他	砂防	箇所		32	
		世帯	6			清掃施設	箇所		33	
		人	7			崖崩れ	箇所		34	
	半壊	棟	8			鉄道不通	箇所		35	
		世帯	9			被害船舶隻			36	
		人	10			水道戸			37	
	一部破損	棟	11			電話回線			38	
		世帯	12			電気戸			39	
		人	13			ガス戸			40	
	床上浸水	棟	14			ブロック塀等	箇所		41	
		世帯	15			社会福祉施設	戸		42	
		人	16			ガードレール	箇所		43	
床下浸水	棟	17		罹災世帯数	世帯		44			
	世帯	18		罹災者数	人		45			
	人	19		火災発生	建物	件	46			
非住家	公共建物	棟	20		危険物	件	47			
	その他	棟	21		その他	件	48			

区	分	番号	被害	都道府県災害対策本部	名称					
公共文教施設	千円	49			設置	年月日時				
農林水産業施設	千円	50			解散	年月日時				
公共土木施設	千円	51		災害設置市町村名						
その他の公共施設	千円	52								
小計	千円	53								
公共施設被害市町村数	団体	54								
その他の被害	農産被害	千円	55	災害適用市町村名	計 団体					
	林産被害	千円	56							
	畜産被害	千円	57							
	水産被害	千円	58							
	商工被害	千円	59							
その他	千円	60			計 団体					
被害総額	千円	61			消防職員出動延人数	人				
								消防団員出動延人数	人	
災害発生場所										
災害発生年月日										
災害の概況										
消防機関の活動状況										
その他（避難の勧告・指示の状況）										

資料-127

資料編

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名		発生年月日						計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
被害総額		千円								
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他被害		千円								
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								
都道府県	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

災 害 名 発生年月日									計
			区 分						
人的被害	死者	人							
		行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
		その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	の	学校	箇所						
		病院	箇所						
		道路	箇所						
		橋りょう	箇所						
		河川	箇所						
		港湾	箇所						
		砂防	箇所						
		清掃施設	箇所						
		崖くずれ	箇所						
		鉄道不通	箇所						
		被害船舶	隻						

資料編

災 害 名									計
発生年月日									
区 分									
水	道	戸							
	電	話	回線						
	電	気	戸						
	ガ	ス	戸						
	ブ	ロ	ッ	ク	堀	等	箇所		
そ の 他									
火 災 発 生	建	物	件						
	危	険	物	件					
	そ	の	他	件					
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
公 立 文 教 施 設			千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設			千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設			千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他 の 公 共 施 設			千円	()	()	()	()	()	()
小 計			千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数			団体						
そ の 他	農	産	被 害	千円					
	林	産	被 害	千円					
	畜	産	被 害	千円					
	水	産	被 害	千円					
	商	工	被 害	千円					
そ の 他			千円						
被 害 総 額			千円						
都道府県災害 対策本部	設	置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解	散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

10-3 各種救助に係る様式

様式1

市町村名		地区別被害状況調査表																				保健福祉事務所名			
																						調査時刻		平成 年 月 日 時 分	
																						報告時刻		平成 年 月 日 時 分	
区分 地区別		人的被害				住家の被害																備考			
		死亡	行方不明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水					計	
重傷	軽傷			棟	世帯		人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員

様式 2

世 帯 別 被 害 調 査 表

災 害 名															発 信 保 健 福 祉 事 務 所 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
市 町 村 名															調 査 時 刻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
															報 告 時 刻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
地 区 名	被 災 世 帯 主 名	世 帯 主 の 年 齢	世 帯 主 の 職 業	世 帯 人 員	被 害 状 況										世 帯 区 分						市 町 村 民 税 課 税 状 況			学 童		備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					人 的 被 害				住 家 の 被 害						被 保 護		身 体 障 害 者	高 齢 者	母 子	要 保 護	そ の 他	非 課 税	均 等 割	所 得 割	中 学 生 徒		小 学 児 童																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					死 亡	行 方 不 明	負 傷		全 壊 ・ 焼	半 壊 ・ 焼	床 上 浸 水	一 部 破 損	床 下 浸 水	生 活 保 護	そ の 他 の 扶 助																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							重 傷	軽 傷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名		保 健 福 祉 事 務 所 名				
		報 告 年 月 日 ・ 時 刻				
平成 年 月 日 時 分						
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等		救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等		
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)		(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時		
	②避難者数 (世帯 人)			②搜索対象		
	③避難所別の内訳			③搜索地域		
	(/ 世帯 人)			④搜索方法 (具体的)		
(2) 炊き出しその他 食品の給与	(/ 世帯 人)		(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時		
	(/ 世帯 人)			②処理件数 大人 (12歳以上) 体		
	(/ 世帯 人)			子供 (12歳未満) 体		
	(/ 世帯 人)			③検 案 者		
	(/ 世帯 人)		④安置場所 () 体			
	(/ 世帯 人)		() 体			
	(/ 世帯 人)		() 体			
(3) 飲料水の供給	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時		
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②埋葬者数 人		
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)					
	④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)					
(4) 災害を受けた者の 救出	⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時		
	⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②支給状況 中学生 人		
	⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			小学生 人		
	給 水 車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延					
ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延				(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
ろ 過 器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延					②作業箇所 箇所	
					③作業方法	
				(10) 家屋の応急修 理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
					②修理家屋 箇所	
					③修理方法	

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()
調査責任者職氏名 印
立会人職氏名 印

整理番号No.

年 月 日現在

資料-134

世帯主氏名						住 所						避 難 先			
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損							状 況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考			
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	7														
	小 計														
被害にあった住家		棟（自家、借家）				被害にあった非住家		棟（自家、借家）							
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他			
課 税 の 状 況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見							
世 帯 類 型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他													
必 要 な 救 助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他（ ）													

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ()

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名 ()

供給 月日	対象 人員	市 販 飲料水 の供給	給水用機械・器具による給水								実支出 額
			使用した 機械・器 具の名称	借 上			修 繕			燃料費	
				数 量	所 有 者	金 額	月 日	修 繕 費	摘 要		
		し 円									

市町村名 ()

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

印

様式11

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

病院診療所医療実施状況

市町村名（ ）

診 機 関 名	療 氏 名	患 者 名	診 療 期 間	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
			月 日			点	点	円	
計	機関	人							

様式13

助産台帳

市町村名（ ）

分娩者 氏名	分娩 日時	助産機関名	分娩 期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

市町村名 ()

[illegible]

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				

学用品の給与台帳

市町村名 ()

[illegible]

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

[illegible]

市町村名 ()

資料-148

市町村名 ()

資料-149

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名（ ）

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

山 梨 県
市町村名 ()

[illegible]

[illegible]

10-4 自衛隊災害派遣要領依頼書

山梨県知事 殿 自衛隊の災害派遣要請について（依頼） このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。 1 災害の状況及び派遣要請をする事由 (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) (2) 派遣を要請する事由 2 派遣を必要とする期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 活動内容 4 要請日時 平成 年 月 日 5 その他参考となるべき事項 (1) 連絡場所及び連絡責任者 ・ ・ ・ ・ ・	平成 年 月 日 発 信 者 名 (西桂町災害対策本部長)
---	--

10-5 消防防災航空隊出動要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m/s	気温 °C 警報・注意報)
8 必要資機材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女	
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名			機数	機
15 要 請 日 時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
※その他の特記事項					
		受 信 者			

10-6 県指定に基づく被害報告様式

PAGE
(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名			
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)			
受信日時	月 日 時 分	受信方法		電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話		担当者	
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主				
月 日 時 分	避難地域		世帯 人		
月 日 時 分	避難先		世帯 人		
月 日 時 分	避難地域		世帯 人		
月 日 時 分	避難先		世帯 人		
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他(部 課)			受信者 日時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班

(様式 3—4—5)

※市町村→地域県民センター（集計）→災害対策本部情報収集班

資料-157

資料編

※市町村→地域県民センター→災害対策本部情報収集班

市町村名

[illegible]

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) →地域県民センター

平成 年 月 日 : 現在
記入者

市町村名

[illegible]

※避難種別（勧告・指示・自主） ※市町村地震災害警戒本部→地域県民センター

資料編

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4—6—1)

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害（棟）			
3 火災（棟）			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地域県民センター→県本部

報告者

電話

F A X

1 1 西桂町で想定される東海地震被害

第 1 調査の前提

1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

ここでは、本町の地震防災対策に資する基礎資料とするために、本町に関係する部分を引用した。

2 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D 1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第 2 想定結果

1 地震動・液状化

地震動については、町のほぼ全域で震度5強、一部地区で震度6弱が想定されている。液状化危険度については、ごく一部の地域で危険度（極小）とされている。

2 斜面崩壊

(1) 斜面崩壊危険度

本町の危険箇所のうち1箇所が「危険性が高い」、5箇所が「危険性がある」、4箇所が「危険性が低い」と想定されている。

	ランク A (危険性が高い)	ランク B (危険性がある)	ランク C (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	10箇所

(2) 斜面崩壊による人的被害

急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊1棟、半壊3棟と想定されている。

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
1	3

(3) 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

急傾斜地崩壊危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は0棟にまで減少し、対策前と比べて被害低減効果を示している。

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
0	0

3 建物被害

本町では、液状化の危険性が指摘されているものの、地震動がおおむね震度5強と大きく想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2
半壊	78	0	2	2	2	84	4.7	0.0	1.7	1.7	8.0	4.3
大破	1	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
中破	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2

(2) 揺れによる被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2
半壊	78	0	2	2	2	84	4.7	0.0	1.7	1.7	8.0	4.3
大破	61	2	2	2	0	67	3.3	1.5	1.5	2.4	0.0	3.0
中破	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2

(3) 液状化による被害棟数

建物区分	棟数（棟）						被災率（％）					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊 (=大破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
半壊 (=中破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 被災率は、本町における建物棟数の合計によって算出した。

建築年代別の建物棟数

	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
1950 年 以 前	5	9	0	8	0	6
1950 ～ 70 年	608				17	641
1971 ～ 81 年	362	12	20	36	8	438
1982 年 以 降	696	2	96	77	0	871
合 計	1,671	23	116	121	25	1,956

※年代不明は1950年以前に含めた。

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減率（％）					
木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計
1	0	0	1	0	2	50	0	0	100	0	67

このように全体としては、全壊棟数は対策前の67%にまで減少する。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

4 火災

本町では、冬5時、春秋12時、冬18時のいずれの場合に地震が発生した場合にも、出火件数は0件と想定されている。

	全出火件数 (件)	炎上出火件数		消火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、4.7箇所（0.18箇所／km）で発生すると想定される。

配水管延長 (k m)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所／k m)
26.8	4.7	0.18

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約836戸（約56.4%）と町の半数以上の世帯で断水が想定される。

需要家数 (戸)	断 水 率 (%)				断 水 需 要 家 数 (戸)			
	直後	1 日後	2 日後	1 週間後	直後	1 日後	2 日後	1 週間後
1,482	56.4	30.0	28.8	5.0	836	444	427	75

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヵ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約65戸と想定される。

LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

ア 機能支障

LPガス需要家数	要点検需要家数	LPガス機能支障率
1,463戸	65戸	4.5%

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.0km（約0.01%）、電柱約0基（0.01%）、架空配電線約0.0km（約0.01%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 線長 (km)	被害 線長 (km)	被害率 (%)	電柱 基数 (基)	被害 基数 (基)	被害率 (%)	架空配電 線長 (km)	被害 線長 (km)	被害率 (%)
1.6	0.0	0.01	1,197	0	0.01	35.9	0.0	0.01

イ 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は約45戸（約2.2%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
2,073	2.2	45

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.0km（約0.01%）、電柱約0.3本（約0.01%）、架空ケーブル約0.0km（約0.01%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
10.4	0.0	0.01	1,981	0.3	0.01	42.7	0.0	0.01

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、約4件（約0.2%）と想定される。

加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
1,976	0.2	4

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

6 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

町内の緊急輸送道路指定路線である国道139号及び中央自動車道本線については、ランクA、ランクB及びランクCと想定されている。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

影響度ランク	意味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間
A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。桂川では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生

する可能性は想定されていないが、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。

(3) 鉄道

山梨県内の鉄道全線について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。富士急行線では斜面崩壊の影響を受けて運行困難となる区間が発生すると想定される。

7 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝 5 時、予知なしの場合）では、死者約 1 人、重傷者約 1 人、軽傷者約 12 人と想定され、死傷の要因としては、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

また、予知があった場合、死傷者が減少し、予知によって事前の的確な行動がとれることで被害を低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

（単位：人）

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
建物被害	予知なし	1	1	12	0	1	8	0	1	7
	予知あり	1	1	5	0	1	3	0	1	3
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	1	1	0	0	1	0	0	1
合 計	予知なし	2	2	13	1	2	9	1	2	8
	予知あり	1	2	6	0	1	4	0	1	4

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・ 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・ 斜面の対策工の実施
- ・ 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ低減することが可能である。

建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、被害を低減することができる。

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
予 知 な し		0	1	2	0	1	1	0	1	1
予 知 あ り		0	1	1	0	0	1	0	0	1

(2) 要救助者

予知なし・あり共に、要救助者は約2人と想定される。

昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は、木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造住宅を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間に多くの生き埋め者を救助することが可能である。

ア 要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	1	1	2	1	1	2	1	1	2
予 知 あ り	1	1	2	1	1	2	1	1	2

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで、要救助者を低減することが可能である

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	1	1	2	1	1	2	1	1	2
予 知 あ り	1	1	2	0	1	1	0	1	1

8 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本町では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5件の観光地区区分から「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、約18,162人、夜間の場合でも約11,597人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（富士吉田・河口湖・三つ峠周辺）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	5,928	4,215	5,663	6,312	7,659	8,639	9,906	18,162	7,134	6,415	9,407	4,843
夜間（18時～翌10時）	3,864	3,871	5,910	5,246	5,892	4,394	6,892	11,597	6,125	5,252	5,451	3,807

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近い、峡南医療圏や本町の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要があるが生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

ア 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

（単位：人）

対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数＋ 病院死者数 （５時）	対応可能 外来患者 数	軽傷者数 （５時）	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対 応	外来対応	入院患者 対 応	外来対応
0	0	4	0	13	－4	－13	－	－

注１：要転院患者数の想定的前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度６強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注２：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数＋医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬５時に発生した場合のものをを用いた。ただ、時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災１日後で約544人（約162世帯）、１週間後で約255人（約76世帯）、１ヶ月後で約13人（約４世帯）と想定される。

また、発災１ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約３戸と想定される。

資料編

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：上段（人）下段（世帯）)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災１日後	3 (1)	5 (2)	345 (103)	353 (106)	2 (0)	3 (1)	186 (55)	191 (56)	5 (1)	8 (3)	531 (158)	544 (162)
〃 １週間後	3 (1)	5 (2)	157 (47)	165 (50)	2 (0)	3 (1)	85 (25)	90 (26)	5 (1)	8 (3)	242 (72)	255 (76)
〃 １か月後	3 (1)	5 (2)	0 (0)	8 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	5 (1)	5 (1)	8 (3)	0 (0)	13 (4)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	避難所人口 (１日後)	避難所人口 (１週間後)	避難所人口 (１か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				１日後	１週間後	１か月後	１日後	１週間後	１か月後
1,313	353	165	8	960	1,148	1,305	0.27	0.13	0.01

(ウ) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	住居制約者数 (１日後)	住居制約者数 (１週間後)	住居制約者数 (１か月後)	収容人数－住居制約者数			住居制約者数／収容人数		
				１日後	１週間後	１か月後	１日後	１週間後	１か月後
1,313	544	255	13	769	1,058	1,300	0.41	0.19	0.01

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
3	2	0	0	0

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記（１）ウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、１人１日３食×３日間を前提とし、１日当たりの需要量を算出した。本町では発災後１日分の食料として、1,632食が必要となる。

飲料水については、本町では発災当日で３トンの不足が生じると想定されている。

食料	飲料水		
給食需要量[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
1,632	－3トン	1トン	1トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本町では発災1日後に1基、1週間後に1基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設トイレの需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレや連絡トイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1日後	1週間後
1基	1基

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は約1,000トン（1,200m³）と想定される。

合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
1,000トン (1,200m ³)	400トン (800m ³)	600トン (400m ³)	0トン (0m ³)

第3 想定結果に基づく当町の取り組み

想定結果により、東海地震が発生した場合には、震度5強程度の揺れが発生し、約4.8%の建物が全壊又は半壊等の被害にあい、人的被害も最大ケースで、約1人の死者、約1人の重傷者、約12人の軽傷者が発生する。こうした被害を少しでも軽減するために、町は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水等に備え、日頃から物資や資機材等の備蓄に努めるものとする。

1 2 富士山火山

1 2 - 1 西桂町富士山火山避難計画

西桂町 富士山火山避難計画

平成28年 3 月

西 桂 町

目次

第1章 総 則	1
〔策定経緯、位置付け、避難の基本方針、基本的な考え方、前提〕	
第2章 火山現象別の避難	
1. 噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表	3
2. 避難対象エリア	5
3. 火口形成・火砕流・大きな噴石	6
4. 融雪型火山泥流	7
5. 降灰	8
6. 降灰後土石流	9
7. 溶岩流	10
8. 広域避難先	12
9. 西桂町富士山火山避難計画	13
第3章 今後の検討事項	15

第1章 総則

1. 西桂町富士山火山避難計画の策定経緯

富士山火山防災対策は、2000年から2001年の多発した低周波地震をきっかけに、これまで火山防災マップの配布、地域防災計画富士山火山編の策定のほか、山梨県側の富士山周辺市町村で構成した「富士山火山防災協議会」で防災訓練、要望活動などの取組みを実施してきた。

また平成24年6月に国、三県（山梨・静岡・神奈川県）、周辺市町村ほか58機関で設立された「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）において、富士山で噴火が発生した場合、広範囲に影響が及ぶことも想定されるため、迅速な避難を実施するため「富士山火山広域避難計画」（以下「広域計画」という。）を平成27年3月に策定された。

しかし「富士山火山広域避難計画」は、県及び市町村の火山防災対策の要となる避難に関する事項を示されてはいるが、具体的で実践的な計画の内容にまで言及されていない。このため西桂町富士山火山避難計画（以下「本計画」と言う。）を定めるものである。

2. 西桂町富士山火山避難計画の位置付け

本計画は、広域計画に定められた事項に基づき具体的な検討を行ったもので、西桂町地域防災計画富士山火山編の避難に関する事項を補足するものである。

3. 避難に関する基本方針

本計画は、火口が特定できず大規模な噴火が発生すると見込まれる場合、または発生した場合の富士北麓地域から遠方に避難する「広域避難」と中小規模な噴火や火山活動が静穏化しつつある場合の近隣自治体及び市内に避難する「地域内避難」について定める。

4. 避難の基本的な考え方

(1) 避難時期と避難先の考え方

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、広域計画と同様に下表のとおり整理する。

避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	火口形成 火砕流 大きな噴石 溶岩流 (溶岩流到達3時間以内) 融雪型火山泥流 降灰後土石流	溶岩流 (溶岩流到達3時間超)
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	降灰 小さな噴石

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

富士山火山避難計画

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きいいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず町内に避難をし、受入れ可能人数を超えた場合には町外へ広域避難とする。

(2) 広域避難先

富士北麓地域を越えての山梨県内の広域避難が必要になる場合、西桂町は以下の市町へ避難するものとする。

(1) 中央市 (2) 昭和町

(3) 広域避難先の受入手順

前項の市町へ広域避難実施をする際には、山梨県に報告し、受入先市町と協議確認の上避難所を決定する。受入市町の指示の後避難を実施する。

広域計画では、原則として避難者は受入市町の一時集結地に集合した後に、各避難所になっているが、西桂町と受入市町の協議が済み、避難所が開設できる状況であればこの限りではない。

(4) 他県への広域避難

避難所収容可能施設の不足、火山活動の拡大化など山梨県内での避難が完了せず、静岡、神奈川県に避難が必要となった場合は山梨県に対し、避難受入の要請をする。さらに各県の受入が困難で、別の都道府県に避難が必要となった場合は、国や全国知事会への受入れを要請する。

5. 西桂町富士山火山避難計画の前提

本計画の基本方針として、対象とする火山現象の規模、影響想定範囲、避難対象の範囲・区分、避難時期・避難先、避難開始基準、避難解除基準、火山現象別の避難の考え方、段階別の避難の流れを広域計画の「第2編広域避難計画」によるものとする。

第2章 火山現象別の避難

1. 噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表

○噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分			火砕流、大きな噴石		溶岩流		
			火口形成				
			第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	避難 【全方位】	—	—	—	—
		避難行動 要支援者	避難 【全方位】				
		観光客・ 登山者	入山規制 【全方位】				
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難 【全方位】	避難準備 【全方位】	—	—	—
		避難行動 要支援者		避難 【全方位】			
		観光客・ 登山者		入山規制 【全方位】			
	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難準備 【全方位】	—	—
		避難行動 要支援者			避難 【全方位】		
		観光客・ 登山者			入山規制 【全方位】		
噴火開始直後	一般住民	避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難 【必要なライン】	避難準備 【必要なライン】	—	
	避難行動 要支援者				避難 【必要なライン】		
	観光客・ 登山者				入山規制 【必要なライン】		

○噴火開始後の現象発生別の避難

区 分		溶岩流				
		第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア
現象の発生		溶岩流流下の場合				
					* A	* A * B
噴火開始後	一般住民	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難準備
	避難行動要支援者					避難 【対象 ライン】
	観光客・登山者					—

* A：第4次A避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

* B：第4次B避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

富士山火山避難計画

融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
避難対象エリア	避難対象 エリア	屋内避難対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
—	—	—	—	—
避難準備 【全方位】	避難準備	—	—	—
避難 【全方位】				
入山規制 【全方位】				
避難 【全方位】	避難	避難準備	—	—
避難 【必要な範囲】	避難準備	屋内退避準備	屋内退避準備	—

降灰前に避難
を要する場合

降灰可能性マップの範囲

融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
避難対象エリア	避難対象 エリア	屋内避難 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
	火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合
(事前避難)	降灰シミュレーション 気象庁作成の範囲等を参 考に設定		屋内退避	避難準備 避難 (降雨により)
	避難	屋内退避		

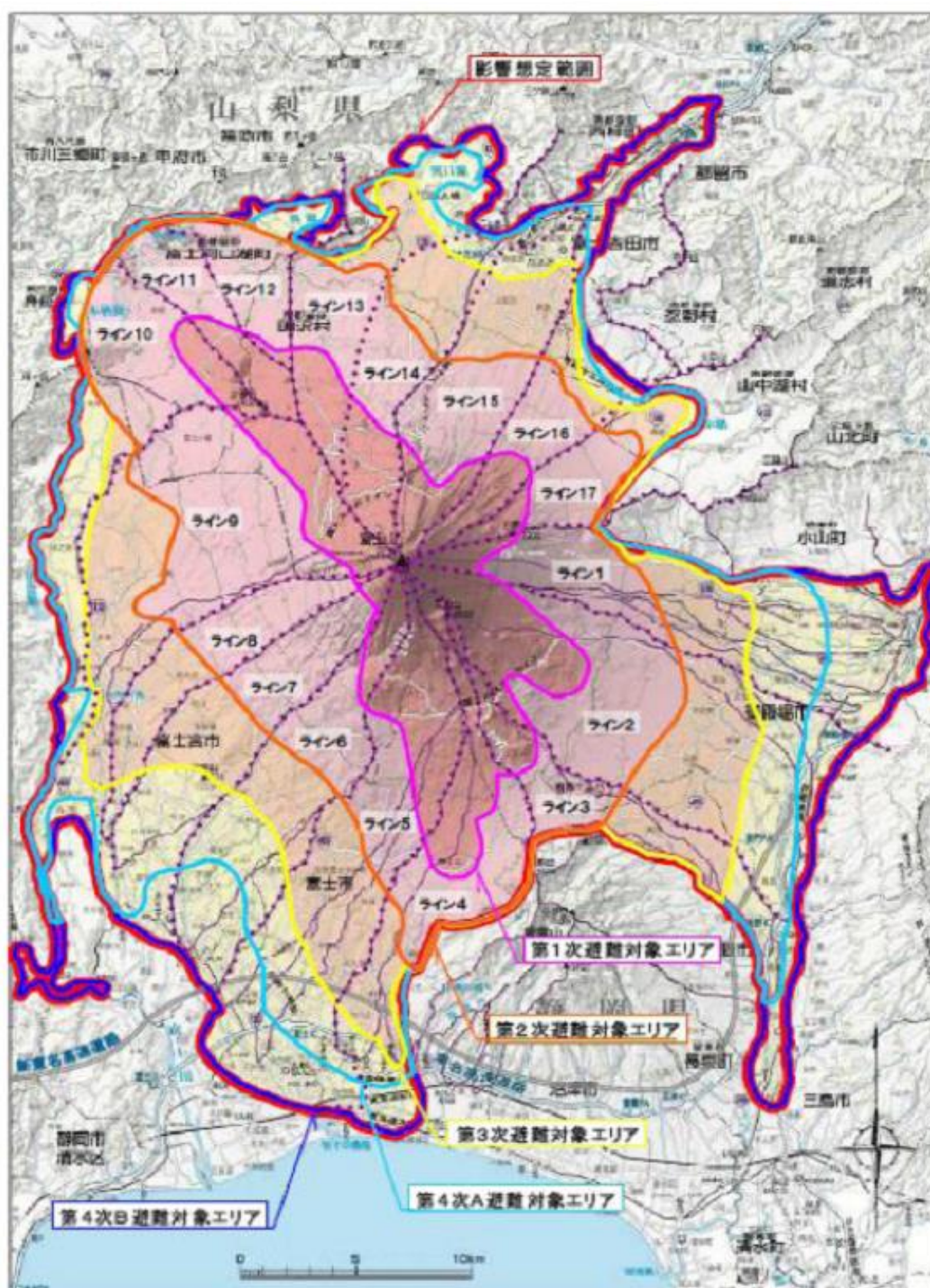
2. 避難対象エリア

溶岩流等の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次から第4次Bまでの5つの避難対象エリアに区分する。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流や大きな噴石が到達、または火口から溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲とする。

以下、溶岩流の到達時間により第3次、第4次A、第4次Bの避難対象エリアを設定する。

なお、当町は第4次B避難対象エリア(溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲)に該当する。



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図及び数値地図50mメッシュ（標高）を使用した。（承認番号 平25情使、第717号）

3. 火口形成・火砕流・大きな噴石（当町に影響はないとされている）

火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないために、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

火砕流

火砕流とは、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気为一体となって山体を流下する現象であって、速度が時速数10キロから数100キロと高速であるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

大きな噴石

噴火と同時に飛散することがあるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

区分			火砕流、大きな噴石	
			火口形成	
			第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	避難準備・避難	
			全方位【該当者なし】	
		要支援者	避難	
			全方位【該当者なし】	
		観光客 登山者	入山規制	
			全方位【該当者なし】	
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難	避難準備・避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		要支援者	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		観光客 登山者	避難	入山規制
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		要支援者	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		観光客 登山者	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
噴火直後		一般住民	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		要支援者	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】
		観光客 登山者	避難	避難
			全方位【該当者なし】	全方位【該当者なし】

※いずれも第3次避難エリア以降に影響しないとされている。

4. 融雪型火山泥流（桂川沿いが影響範囲）

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象である。流下速度が時速60km超になることもあることから、溶岩流のような段階的な避難対策はとらずに噴火前及び噴火開始直後の避難とする。

避難対象エリアは、融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲で、融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。

※ 融雪型火山泥流による西桂町の影響想定人口 桂川流域の住民

※ 融雪型火山泥流の流下により、堆積が予想される西桂町の影響想定人口 一人

噴火開始前・噴火直後の避難計画（山体の積雪平均50cmを想定）

区分			避難対象エリア内にいる人 (融雪型火山泥流の流下、堆積 が予想される範囲)	避難先
噴火前	噴火警戒 レベル 3	一般住民	【該当者なし】	融雪型火山泥流は、短時間で到達 する可能性を踏まえ、避難先は、原則、避難対象エリア外の高所、高台 や堅牢な建物としていることから、市町村外への広域的な避難は行なわ ない。 具体的な避難場所 最寄の一次もしくは二次避難所又は堅牢な建物等
		要支援者	【該当者なし】	
		観光客 登山者	【該当者なし】	
	噴火警戒 レベル 4	一般住民	【該当者なし】	
		要支援者	【該当者なし】	
		観光客 登山者	【該当者なし】	
	噴火警戒 レベル 5	一般住民	【該当者なし】	
		要支援者	【該当者なし】	
		観光客 登山者	【該当者なし】	
噴火直後	一般住民	【該当者なし】		
	要支援者	【該当者なし】		
	観光客 登山者	【該当者なし】		

5. 降灰

降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm以下）が地表に降下する現象である。避難エリアは、噴火の可能性が高まった時点で、降灰が30cm以上堆積すると想定される範囲を、気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、風向等の気象条件等を加味して決定する。なお、30cm以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされている。

なお、噴火開始直後は、噴火規模や噴火形態がすぐに把握できないため、降灰の範囲や量の予測が困難である。よって、噴火開始直後の対応は降灰可能性マップを用いることとし、これにより避難準備または屋内退避準備とする。

火山灰からの避難（自治会別）

平成28年 3 月 1 日現在

エリア	自治会	人員	噴火直後及び噴火後			
			3cm未満の 降灰深	30cm以上の降灰深		
			避難場所	避難場所		
				町内 (5cm超え)	町外 (10cm超え)	県外 (30cm超え)
第4次B 避難対象 エリア	倉見	1,050	自宅や最寄の避難 所への屋内避難 ※避難行動要支援 者は、いきいき健 康福祉センター （福祉避難所）に 避難する。	最寄の避難所 へ避難 ※避難行動要 支援者は、い きいき健康福 祉センター （福祉避難 所）に避難す る。	中央市 4,111人	
	柿園	1,068				
	本町	329				
	上町	1,114				
	下暮地 1～7組・9組	550				
	下暮地 8・10～13組	394			昭和町 394人	

6. 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって、流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。

避難対象エリアは、土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域とするが、対象エリアの数が多く、広範囲に存在するため、対象避難者の数の把握は困難な状況である。西桂町の土石流危険溪流は13ヶ所とされている。

避難対象エリア内にいる者 (土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域)	避難開始基準	避難先
避 難	国土交通省による土砂災害緊急情報に基づき、避難を開始する。 降灰後土石流は、時間的猶予がないため、現象発生前の避難とする。	基本的に土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。 具体的な避難場所 避難対象エリア外の最寄の一次もしくは二次避難所等

西桂町土石流危険溪流(降灰後土石流)一覧表

No	現象種類	河川名	溪流名	字	人家戸数
1	土石流	桂 川	こやのねり沢	倉 見	14
2	〃	〃	神野沢	〃	9
3	〃	〃	倉見下沢	〃	30
4	〃	〃	倉見上沢	〃	0
5	〃	柄 杓 流 川	滝入北沢	下 暮 地	5
6	〃	〃	天窪沢	〃	21
7	〃	〃	四ツ入沢	〃	18
8	〃	〃	大沢西沢 1	〃	12
9	〃	〃	大沢西沢 2	〃	43
10	〃	〃	柄杓流沢	〃	25
11	〃	〃	水の木川	〃	39
12	〃	〃	石川	〃	23
13	〃	〃	宮作沢	〃	13

7. 溶岩流

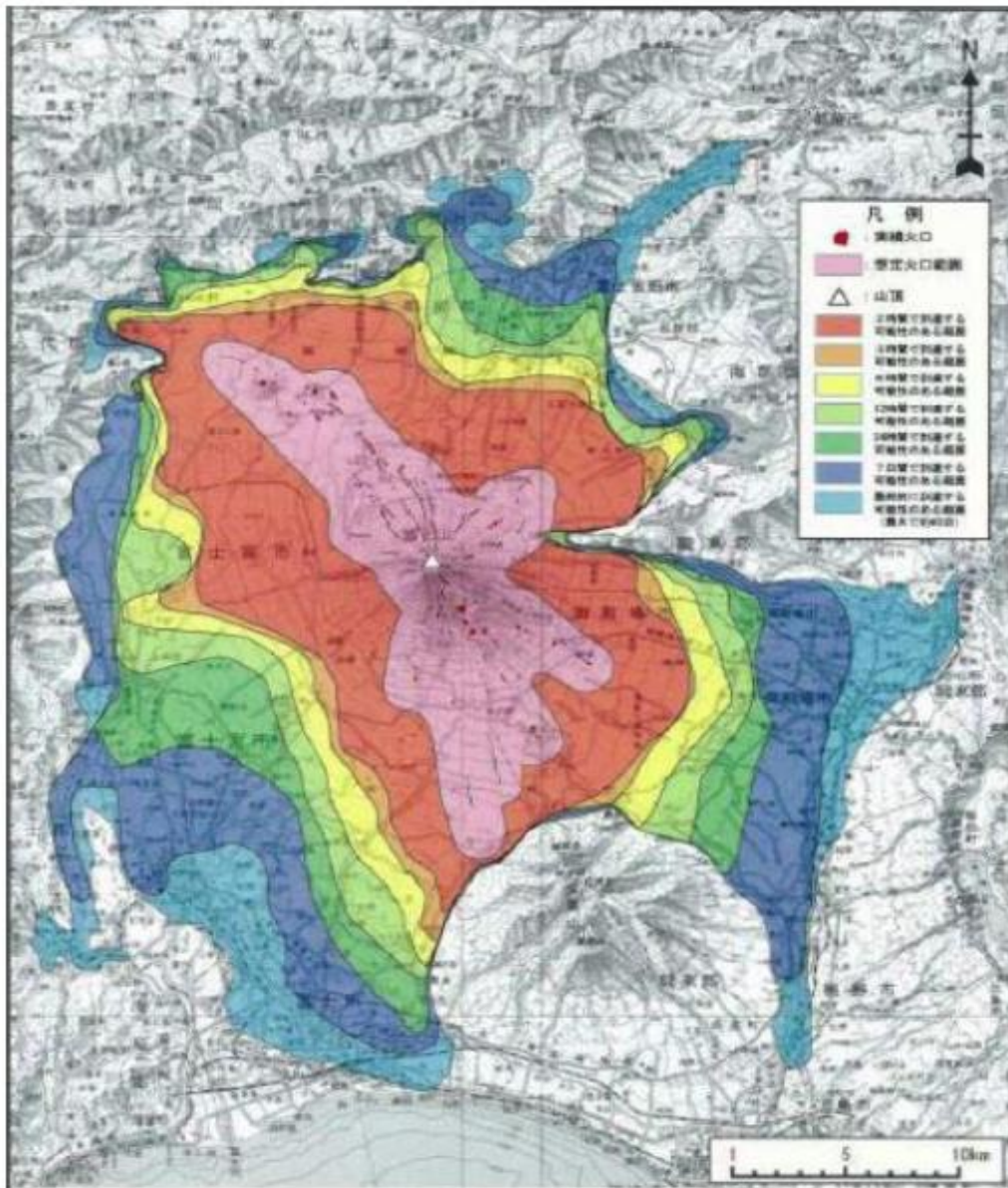
溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流下する現象で、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ検討会報告書」における大規模、中規模、小規模のドリルマップによる、同一時間経過後に溶岩流が最も遠くまで到達する範囲である。

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なおことから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流下状況に応じた避難とする。

溶岩流可能性マップ

富士山における溶岩流噴火が発生した場合に、溶岩流の到達する範囲及び時間を網羅的に示すものである。



※出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)

溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲

8. 広域避難先

富士北麓地域を越えての山梨県内の広域避難が必要になる場合、下記表を参考に避難することとする。

中央市一覧

平成28年 3 月 1 日現在

受入地区						避難地区				
No.	地区	避難所名	住所	収容可能 人数	駐車可能 台数	地区	組	避難 人数	避難所ま での距離	避難にか かる時間
1	田 富	田富福祉センター	臼井阿原301-5	148人	176台	倉見	1・2組	123人	46.8 k m	102分
2		農業者トレーニングセンター	臼井阿原301-1	414人	111台	倉見	3・4・5・6・7・9組	401人	46.6 k m	103分
3		市立田富北小学校体育館	臼井阿原1740-3	212人	442台	倉見	8・13・15組	202人	48.4 k m	100分
4		市立田富小学校体育館	布施2122	284人	372台	倉見	10・11・12組	253人	47.8 k m	97分
5		市立田富中学校体育館	布施2493	389人	442台	上町	池の頭・上揚・下揚・浅間団地	368人	47.9 k m	98分
6		市立田富南小学校体育館	西花輪1250	270人	658台	倉見	14組	72人	48.8 k m	91分
						柿園	1・2・3・5組	182人	48.8 k m	91分
7	玉 穂	市立三村小学校体育館	成島2140	310人	312台	柿園	4・6・7・10組	273人	45.4 k m	94分
8		市立玉穂中学校体育館	下河東180	355人	819台	柿園	8・9・11・1213組	343人	44.8 k m	100分
9		市立玉穂南小学校体育館	下河東2020	319人	556台	柿園	14・15・16組	269人	45.3 k m	99分
10		玉穂勤労健康管理センター	下河東620	210人	353台	上町	東町・仲町	181人	46.0 k m	97分
11		玉穂総合会館		598人		上町	金山・柳町・都留中央浅間上下・横道・揚坂	565人		
12	豊 富	市立豊富小学校体育館	大鳥居3800-1	283人	97台	下暮地	1・2・3・4組	266人	41.3 k m	90分
13		市役所豊富庁舎	大鳥居3866	259人	114台	下暮地	5・6・7組	232人	41.2 k m	89分
14		シルクふれんどりい	大鳥居1619-1	173人	52台	本町	1・3組	163人	41.7 k m	91分
15		市立豊富健康福祉センター	大鳥居3738-1	224人	64台	本町	2・4組	165人	41.3 k m	90分
						下暮地	9組	53人	41.3 k m	90分

昭和町一覧

No.	受入地区					避難地区				
	地区	避難所名	住所	収容可能 人数	駐車可能 台数	地区	組	避難 人数	避難所ま での距離	避難にか かる時間
1	西条一区	西条小学校体育館	西条2222	120人	150台	下暮地	8・10・11組	219人	44.2k m	89分
2	上河東区	常永小学校体育館	河西15	96人	150台	下暮地			46.2k m	95分
3	押越区	地域交流センター	押越495-2	187人	150台	下暮地	12・13組	175人	45.1k m	93分

9. 西桂町富士山火山避難計画

避難に関する行動基準について下記表を参考とすることとする。

噴火警戒 レベル	町			住民一般				避難行動 要支援者	観光客
	本部及び職 員体制等	情報伝達	広域避難	自主防災会 消防団	住民				
					3 次	4 次A	4 次B		
レベル1 (情報収集体 制)	災害警戒本 部設置 警戒区域の 設定準備		・受入市町へ避難の可能性のある自治会、避難予定者数を報告し、受入の準備要請	・避難予定者、避難行動要支援者の把握 ・避難誘導、安否確認、情報体制等の確認					
レベル 3 (入山規制)	災害対策本 部設置		・受入市町への職員派遣 ・受入市町への一時集結地、避難所開設準備の要請 ・広域避難路の状況把握 ・輸送車両の要請	・避難誘導班、安否確認体制等の設置 ・必要資機材の準備			自主避難	・市町から受入福祉避難所への開設準備の要請 ・避難実施施設から避難先施設へ受入準備の要請	
レベル 4 (避難準備)	災害対策本部 避難路の交通規制の要請	・各エリアごとの火山活動段階別の避難関係の情報伝達 ・緊急速報メールの配信	・一時集結地避難所を開設準備（職員派遣が間に合わない時は受入市町は開設） ・輸送車両の確保	・要支援者に対する避難の呼びかけ、準備確認 ・職員と協力して要支援者一時集合場所への誘導			避難準備		
レベル 5 (避難)	災害対策本部（B配備）		・広域避難指示により、避難所の開設・受入 ・避難所の運営協議及び運営	・地域への避難の呼びかけ ・安否の確認及び安否情報の報告 ・避難未実施者の報告、捜索、呼びかけ ・避難所の運営協議及び運営			避難	4 次Bエリア；避難（受入先への輸送）	
噴火直後	降灰がある場合は、避難路の除灰作業の要請						避難	4 次Bエリア；避難（受入先への輸送）	
噴火後							避難	避難完了	
共通事項 及び 認識事項		・防災無線 ・緊急速報メール ・ホームページ ・広報車 ・ケーブルテレビ ・コミュニティFM ・要支援者は電話、FAX、民生委員の訪問等 ・町民窓口の設置 ・報道機関の窓口設置	・自治会単位で自家用車避難となり、原則として1世帯1台（要支援者や車不所有者は自治体で用意した車両） ・避難所運営は、当町及び自主防災組織で行うが初期の段階は、受入れ市町の支援を要請する。 ・避難所開設期間は、7日間を基本として火山活動の状況に応じて対応を行う。 ・広域避難所の運営に係る経費は当町が支払う。	・住民は自助・共助の精神で、自己の責任において行動することを念頭におく。 ・住民は「広域避難マップ」などで避難経路、避難場所を予め把握しておき、災害発生時に円滑に行動できるよう努める。 ・親戚、知人先への事前避難については、組長等に連絡しておくこと。 ・避難行動については、できるだけ、班、組単位で行うようにする。 ・慌てず落ち着いて、不確実な情報に惑わされず、避難誘導の役員等の統制により行動する。 ・戸締り、水道、ガスの元栓、ブレーカーを締める。 ・貴重品以外で持ち出す生活必需品は最小限にする。また持病の治療薬等必要な医薬品は避難の長期化も考慮し十分な量を携行しておくこと。 ・避難時の服装は動きやすく気候に考慮したものに、降灰等がある場合はヘルメット、マスクなども携行する。	・一般住民より、一段階早い避難行動が必要となる。 ・一般住宅に住む者については、家族、親戚、民生委員が社会福祉施設等の入所者・入院患者については施設担当者が避難誘導を行う。 ・複数の避難を避けるため、第4次避難対象エリア外の広域避難先の福祉避難所等に避難する。				

○協議会・国・県の体制

富士山火山防災対策協議会は、噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに会議を開催し、レベル4の発表後に政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合、協議会の体制を「火山災害警戒(対策)合同会議」に移行される。

国は現地において噴火警戒レベル3の段階で「火山災害現地連絡調整室」を立上げ、レベルの引き上げとともに警戒本部、対策本部に移行される。

県は噴火警戒レベル1（情報収集）の段階で事前配備態勢をとり、レベル3で災害警戒本部、レベル4以降で災害対策本部に移行される。

第3章 今後の検討事項

1. 本計画の全般にかかる各種対策の具体化

本計画にかかる代替の防災本部の設置、各種機関に対する情報体制の構築などの防災体制、避難行動要支援者等を輸送する輸送手段の確保、降灰にかかる除灰手段の確立、住民による避難所運営のマニュアル化、観光客・登山者の避難、学校・企業等の避難など、今後、継続的に検証を進めながら作成をしていくものとする。

2. 中・小規模噴火に対する避難

大規模噴火で複数のラインに溶岩流が及ぶ場合など広範囲に被害が及ぶような場合に、富士北麓地域を離れ広域避難を行なうのであるが、中・小規模の噴火については、近隣の自治体、若しくは市内の避難となることも想定し、富士山火山防災協議会（本市のほか山梨側富士山周辺6町村）と協議をしていく中で、計画を作成していくものとする。

3. 富士山火山防災対策協議会における「今後の検討事項」に準ずる対応

富士山火山防災対策協議会の「富士山火山広域避難計画」第4編に示されている「富士山ハザードマップの見直し」「堅牢な建物の基準及び指定方法」「広域避難路等の堆積物の除去」「突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策」「大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画」「連続災害（巨大地震後の火山噴火など）を想定した避難計画」について、検討が進められ、一定の成果があった場合には、これを反映し本計画の内容も準じて対応するものとする。

4. その他検討に関する事項

活動火山対策特別措置法などの法改正や気象庁の火山情報の内容の改正のほか、火山学の新しい知見の発表があった場合、その都度対応をしていくものとする。

西桂町地域防災計画 資料編

発行日 令和３年９月
発 行 山梨県 西桂町

〒403-0022
山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1
TEL: 0555-25-2121
FAX: 0555-20-2015

企画・編集 西桂町 総務課
